

令和6年度  
自己点検評価書

令和7(2025)年3月  
植草学園大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念, 使命・目的, 大学の個性・特色等	1
II. 沿革	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	15
基準 4. 教育課程	37
基準 5. 教員・職員	53
基準 6. 経営・管理と財務	65
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	73
基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献	73
V. 特記事項	85
VI. 法令等の遵守状況一覧	85
VII. エビデンス集一覧	103
エビデンス集（データ編）一覧	103
エビデンス集（資料編）一覧	103

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 植草学園建学の精神

植草学園は、明治 37(1904)年の千葉和洋裁縫女学校設立以来、令和 6(2024)年で 120 年を迎えた。その歴史の中で培ってきた建学の精神は、次のとおりである。

「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」

### 2. 大学の基本理念

#### (1) 徳育を教育の根幹とする

教育基本法第 2 条教育の目標は、その第 1 項で「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」として、知育、徳育、体育を述べている。

本学は、この三つのうち徳育、すなわち豊かな情操と道徳心を培うことを根幹に据えて教育活動を進めている。徳育による、平和を愛し、人間を愛する情操や道徳心が基盤にあつてこそ、知育や体育は実を結び、知識や技術を人類にとって有意義なものとし、健康で安全で平和な世界を築くことができる。

また、教育基本法第 7 条では、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」としている。本学は、社会の発展に有用な教育・保育・保健医療に関する研究を行うとともに、その研究成果を基盤とする教育を通して、教育・保育・保健医療領域の人材を育成する。本学学生には、本学における学びを通して、高い道徳心、倫理観に根ざし、修得した知識や技能を自らの人生、自らの職業に生かし、豊かな文化を進展させる社会人となること、そして個性豊かな人格を備えた人間として自立することを期している。

#### (2) 共生社会の実現を目指す

多様な社会・文化・価値観がダイナミックに接触する現代のグローバルな世界において、その多様性を認め、相互に尊重し、共に生きる世界の構築は大きな課題である。また、福祉思想や社会観の進歩に伴い、障害などのある人もない人も、地域で共に生きることを当たり前のこととする思潮が主流となりつつある。

高齢化と人口減少が急速に進み、地域での支え合いが希薄化していく中、障害のある人をはじめ様々な生きにくさのある人々が主体的・自律的に社会に関わることを求められるようになった。すなわち、「支え手」と「受け手」が一体となって課題の克服を目指す共生社会（多様な人々を包み込むインクルーシブ社会）である。

本学は、そのような共生社会の実現を目指し、学則で「共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成する」と謳っている。本学学生には、共生社会実現のため、道徳観・倫理観を確立し、他者を思いやり、助け合う心と、現実を改善するための行動力を身につけることを期している。また、障害のある学生も積極的に受け入れ、個々の障害特性にあった合理的配慮を通して学修支援に努めるなど、共生の理念の実践にも直接取り組ん

でいる。

### 3. 大学の使命・目的

様々な背景や個性のある人々にとって、障害や困難性の有無にかかわらず、主体的・自律的に生きることは、権利である。この権利の実現には、教育、福祉、保健医療の各分野からの支援が必要不可欠である。本学は、学園建学の精神である徳育を教育の基本とし、共生社会の実現を目指す、という基本理念の下、学則第1条でその使命・目的を次のように定めている。「徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。」

本学は、この使命・目的のもと、発達教育学部と保健医療学部を設置し、各学部において、共生社会実現のための基礎的・応用的研究を進めると共に、教育・保育、医療の分野において社会のニーズに応え、共生社会の実現に寄与する、高い専門性を持つ有為な人材を育成する。こうした、使命・目的を本学では「インクルーシブを学び実践する学園」と表現している。

本学は、幅広い教養と確かな人間観及び共生社会を実現しようとする実践力を備えた人材の養成を期す。各学部においては、それぞれの専門性に基づき以下のような人材養成を行う。

発達教育学部発達支援教育学科においては、障害や困難性のある子どもにも、ない子どもにも、一人一人に的確に対応できるインクルーシブ教育・保育の研究を進めるとともに、こうした教育・保育に対応できる小学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成する。

保健医療学部リハビリテーション学科においては、健康領域におけるインクルーシブを支える基礎的・応用的研究を行うとともに、障害児・者、高齢者等の運動障害に的確に対応できる理学療法士並びに生活支援に対応できる作業療法士を養成する。

### 4. 大学の個性・特色

本学は、これからの社会において、子どもの教育・保育の充実並びに子ども、高齢者、障害者の保健医療・福祉の向上が、極めて重要な役割を持つこととなることに鑑み、これらの分野に寄与することを目指して発達教育学部と保健医療学部の2学部を設置している。2つの学部は、ともに共生社会の実現に寄与しようという共通の基本理念を持ち、同じキャンパス内で教育研究活動を展開している。

発達教育学部における特色は、第一に、その学部名称に反映されているように、発達と教育を総合的に捉え、学校教育・乳幼児保育に求められる諸課題に対応した教育研究を推進することである。第二に、生活や学習上に困難性のある子どもの増加傾向に対応できる発達支援を担える人材を養成することをねらいとし、特別支援に関する教育研究を充実させていることである。

保健医療学部における特色は、第一に、リハビリテーションに関する専門学科として、先進的な研究を推進するとともに、理学療法学並びに作業療法学の分野で指導的な高度の知識と技能を持った人材を養成することである。第二に、基礎的、応用的な研究の成

## 植草学園大学

果を、子ども、高齢者、障害者などを対象とする多様な臨床の場で活用できる技術的開発を行い、地域の医療機関との連携を深め、地域医療の充実に寄与することである。

### II. 沿革

明治 37 年 11 月	植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
昭和 21 年 9 月	千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）に移転
昭和 23 年 6 月	千葉和洋裁縫女学校を「植草文化服装学院」に改称
昭和 23 年 10 月	植草文化服装学院の組織を財団法人とする。
昭和 25 年 10 月	植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定される。
昭和 26 年 1 月	財団法人を「学校法人植草学園」に組織変更
昭和 34 年 4 月	「植草家政専門学院」を設立
昭和 47 年 4 月	「植草幼児教育専門学院」及び「植草学園幼稚園」を設立
昭和 47 年 10 月	植草学園幼稚園を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
昭和 51 年 4 月	学校教育法の改正により、専修学校制度が発足し、校名を改称 植草文化服装学院は「植草文化服装専門学校」となる。 植草家政専門学院は「植草家政高等専修学校」となる。 植草幼児教育専門学院は「植草幼児教育専門学校」となる。 植草幼児教育専門学院附属幼稚園は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」となる。
昭和 52 年 4 月	「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
昭和 54 年 4 月	「文化女子高等学校」を設立
昭和 57 年 3 月	植草家政高等専修学校を廃止
昭和 60 年 4 月	文化女子高等学校を「植草学園文化女子高等学校」に改称
平成 9 年 3 月	植草文化服装専門学校を廃止
平成 11 年 4 月	「植草学園短期大学」を設置（千葉市若葉区小倉町） 「福祉学科（地域介護福祉専攻，児童障害福祉専攻）」を設置
平成 13 年 4 月	植草学園短期大学に「専攻科児童障害福祉専攻」を設置
平成 15 年 4 月	植草学園短期大学専攻科児童障害福祉専攻を「特別支援教育専攻」に改称
平成 20 年 3 月	植草幼児教育専門学校を廃止
平成 20 年 4 月	「植草学園大学」を設置（千葉市若葉区小倉町）「発達教育学部発達支援教育学科」，「保健医療学部理学療法学科」を設置 植草幼児教育専門学校附属幼稚園を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称 植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称

## 植草学園大学

平成 21 年 1 月	「植草学園大学図書館」（大学・短期大学共用）を開設
平成 21 年 4 月	植草学園短期大学に「専攻科介護福祉専攻」を設置 植草学園文化女子高等学校を「植草学園大学附属高等学校」に改称 「植草弁天保育園」を設置（千葉市中央区弁天）
平成 21 年 10 月	「植草学園大学相談支援センター」を開設
平成 26 年 4 月	「植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センター」を開設
平成 27 年 4 月	植草学園大学相談支援センターを改組し、「植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター」を開設
平成 28 年 4 月	植草学園大学附属弁天幼稚園と植草弁天保育園を「幼保連携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園」に移行 千葉県生涯大学校の指定管理者として運営を開始
平成 29 年 4 月	収益事業「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院内保育所（運營業務委託）」開始
平成 30 年 4 月	「植草学園千葉駅保育園」を設置
平成 31 年 4 月	「植草学園このほの家」を設置 植草学園大学附属美浜幼稚園を「認定こども園 植草学園大学附属美浜幼稚園」に移行
令和 2 年 4 月	植草学園大学保健医療学部理学療法学科を「リハビリテーション学科」に改組 「植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター」を開設
令和 3 年 3 月	植草学園短期大学福祉学科「地域介護福祉専攻」を廃止
令和 3 年 4 月	植草学園短期大学「福祉学科」を「こども未来学科」に改称
令和 5 年 1 月	「植草学園短期大学」の令和 6 年度入学生の募集停止を決定
令和 5 年 4 月	収益事業「独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院内保育所（運營業務 受託）」廃止
令和 7 年 3 月	「植草学園短期大学」を廃止
令和 7 年 3 月	「認定こども園植草学園大学附属美浜幼稚園」を廃園

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 学内外への周知

本学の使命・目的は、学内に対しては理事会、評議員会並びに年度始めの「教職員の集い」、教授会及びFD(Faculty Development)研修会等で取り上げ、周知を図っており、教職員は、その意を体して業務に当たっている。

学外に対しては、冊子『Uekusa Gakuen Guidebook』，HPによる教育情報の公表、大学ポートレート、学校説明会、オープンキャンパス、公開講座、高大連携推進協議会、実習校・実習施設との連絡調整会議等、さまざまな機会を捉えて周知を図っている。平成30(2018)年から学園イメージを「インクルーシブを学び実践する学園」と表現し、本学の使命・目的を分かりやすく伝えている。

オープンキャンパスにおける高校生、保護者、高等学校教員の声から、本学が福祉、幼児教育、特別支援教育、保健医療福祉に特徴があるという認識が浸透していることが感じられる。

###### ② 中長期的な計画への反映

大学の中・長期計画は理事会（植草学園将来構想等検討会議）における学園将来構想や中長期計画，並びに大学将来構想検討委員会による大学将来構想との整合性を取りながら、学長が副学長，各種委員会，各課・室との意見交換を踏まえ，大学運営協議会の意見を踏まえて立案・策定している。策定は，建学の精神及び本学の使命・目的に照らして行われており，本学の使命・目的は中期計画の中に反映されている。

令和6（2024）年度には令和6（2024）-11（2029）年度の新中期計画を策定した。新中期計画への使命・目的及び教育目的の反映状況については，次のような関係として整理できる。

使命・目的	中期計画
<p data-bbox="331 259 662 293">植草学園大学学則第1条</p> <p data-bbox="204 351 770 658">植草学園大学は、我が国の伝統と文化に基づく<u>徳育</u>を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、<u>広く知識を授け</u>、人格の陶冶を図るとともに、<u>深く専門の学芸を教授研究</u>し、もって我が国の<u>文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成</u>することを目的とする。</p>	<p data-bbox="804 259 1386 333">学校法人植草学園中期計画（UGPlan2024-2029）（抜粋）</p> <p data-bbox="804 347 1158 380">I 学修者本位の教育推進</p> <p data-bbox="804 396 1050 430">2. 学生支援の充実</p> <p data-bbox="804 443 987 477">(1) 学修の支援</p> <p data-bbox="804 490 1040 524">② 学生支援の充実</p> <p data-bbox="804 537 997 571">1) 学修の支援</p> <p data-bbox="804 584 1366 842">・カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を通して、社会人として求められる汎用的能力及び職業人として必要とされる専門的能力の向上を図るとともに、アセスメント・ポリシーの実施を通してその成果を客観的に評価する。</p> <p data-bbox="804 855 1187 889">③ インクルーシブ教育の推進</p> <p data-bbox="804 902 1324 936">1) インクルーシブ教育システムの構築</p> <p data-bbox="804 949 1366 1070">・各学部は、インクルーシブ教育の理念に基づく科目設定等を通して、共生社会の実現に寄与する。</p> <p data-bbox="804 1128 1337 1162">II キャリア教育の充実と就業力の育成</p> <p data-bbox="804 1176 1069 1209">① 就職実績の向上</p> <p data-bbox="804 1223 1027 1256">1) 専門職就職率</p> <p data-bbox="804 1270 1366 1574">・キャリア教育、キャリア支援体制の充実により、入学早期から専門職への意識を高めるとともに、就職関連の講座受講、模擬試験、講演会等を効果的に実施し、それぞれの資格、免許の取得を促し、それらを活用した専門職への就職率90%以上を維持する。</p>

令和6(2024)年度の「学校法人植草学園中期計画（UGPlan2024-2029）」における大学の中期計画事項において、学園建学の精神である「徳育」については、「学修者本位の教育推進」の中で、「共生社会の実現」に向けての「インクルーシブ教育の推進」に重点を置くこととしている。また「広い知識及び専門性を持つ人材の養成」については「カリキュラム・ポリシーに基づく教育活動を通じた、社会人・職業人としての汎用的能力及び専門領域に必要な専門的能力の向上」を設定している。また、「文化の進展及び共生社会の実現に寄与する人材養成」に対しては「キャリア教育の充実と就業力の育成」を設定している。

### ③ 三つのポリシーへの反映

建学の精神に則り、本学の使命・目的及び教育目的に基づき三つのポリシーを学部ごとに策定している。現在のポリシーは、平成 29(2017)年度に再検討を行い策定したものであるが、ディプロマ・ポリシーについては、令和元(2019)年度のアセスメント・ポリシーの設定に伴い、その基盤として改訂した。各教員は、各自のシラバスを作成するうえで、担当科目がポリシーのどの部分に相当するかを記述している。

令和元(2019)年度のディプロマ・ポリシーの改訂は、発達教育学部、保健医療学部の両学部で共通化を図ることと、文末表現を「できる」などとして、学修成果をアセスメント・ポリシーに基づき、評価しそれを可視化することを目的として教学改革推進センターを中心に行ったものである。共通化により、両学部のディプロマ・ポリシーは、いずれも 1. [徳育・教養] 2. [共生社会・障害支援] 3. [社会貢献・地域支援] 4. [科学的・論理的思考] 5. [問題解決・キャリア形成力] 6. [知識・技能・実践力] の 6 つの側面にまとめられた。両学部とも [徳育・教養] の科目として「人間と道徳」を設定するとともに、「エレメンタリーセミナー」の中で、建学の精神を含む初年次教育を重点的に行っている。[共生社会・障害支援] に関しては、本学の使命でもある障害や困難性のある人を支援できる人材を育成するための科目を配置している。また、職業現場の体験を強化し、社会人、職業人としての意識の向上を図っている。学生の勉学意欲の向上のため、早期から職場体験ができるようにボランティア体験を単位認定できる科目及びリハビリテーションの地域における役割を修得する科目を [社会貢献・地域支援] に関連づけた。このようにして、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーはそれぞれ関連づけられている。

なお学部の三つのポリシー及びシラバスは、大学 HP にて公開し周知している。

### ④ 教育研究組織の構成との整合性

《学部、学科の構成》

本学の使命・目的等に基づいて、二つの学部と二つの学科を置いている。

発達教育学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、発達支援教育学科を置いている。発達支援教育学科においては、小学校教諭一種免許状、特別支援学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得できる。

保健医療学部においては、学部規程に定めている教育目的を実現するため、リハビリテーション学科を置いている。リハビリテーション学科においては、理学療法学専攻において理学療法士国家試験受験資格、作業療法学専攻において作業療法士国家試験受験資格を取得できる。

いずれも共生社会の基盤となるエッセンシャルワーカーの養成に関わるものであり、学部学科の構成は、本学の使命・目的に沿って組織されている。

### ⑤ 変化への対応

大学は、社会に対する使命を持ち、目的を持った教育研究活動をしている以上、社会のニーズの変化に応じてその使命・目的を再検証し、改善するという姿勢を常時保持していなければならない。また、大学は、教育研究機関として将来を予測し、よりよい社

会の実現を目指して、一歩先を行く施策の基盤形成にも寄与しなければならない。この原則に基づいて、本学は開学以来、6年ごとに将来構想並びに中期計画を立案し、その進捗検証のPDCAサイクルを確立するため、各部署の報告を基に毎年度末に事業報告書を作成している。

学園全体の将来構想及び中長期計画は、常任理事会に置かれる専門部会である植草学園将来構想等検討会議が将来構想及び中長期計画の企画立案を行い、評議員会の意見を聴いた後、理事会において審議、決定される。

大学の将来構想については、大学運営協議会や大学・短期大学運営会議における意見交換を通して将来進むべき方向に関する認識を共有し、それを踏まえて大学将来構想検討委員会において審議、決定し、教授会で報告し、その達成のための教職員の行動を促している。

大学の中期計画については、植草学園将来構想等検討会議で決定された将来構想並びに大学将来構想検討委員会による大学将来構想を踏まえ、学長が副学長及び各事項の所管委員会、課・室との意見交換を通して取りまとめ、大学運営協議会に提示する。学長は大学運営協議会の意見を経て中期計画を策定し、教授会で報告している。令和6(2024)年度には新たな「学校法人植草学園中期計画(UGPlan2024-2029)」を策定した。この中期計画については事項ごとに達成目標ならびに達成年次を設定し、その着実な進捗を図っている。なお、中間時点となる令和8(2026)年度末には、中期目標の見直しを行うこととしている。中期目標の達成については自己点検評価委員会が進捗をチェックし、大学運営協議会と学長に報告し、必要に応じて修正等を加えることとしている。

高齢社会への対応として、令和3(2021)年度の理事会での審議を踏まえ、地域共生、インクルーシブの要となる看護学部の設置計画が立案された。設置準備を経て、令和6(2024)年8月30日に看護学部設置が文部科学省から認可され、令和7(2025)年4月の学部教育開始に向け準備を進めている。

## 【基準1の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の使命・目的及び教育研究上の目的は明確に中期目標に反映されており、中期目標はその達成を評価している。令和5(2023)年度末に終了した前中期目標(2018-2023)の達成率は44/57項目(77%)であった。特に「I.学修者本位の教育推進」は17/20(85%)、「II.キャリア教育の充実と就業力の育成」6/7(86%)、「III.特色ある教育研究活動の推進」は8/9(89%)と高い達成率であった。この期中にアセスメント・ポリシーを確定し、それを元にした個別支援体制を構築したことが成果である。また教職・公務員支援センターを設置し、教員採用や公務員保育士就職を支援したことも有効であった。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

一方、前中期目標のうち達成度が低かったものは、「IV.国際化への対応と地域との共生」6/11(55%)、「V.戦略的な広報と教育力の発信」7/10(70%)であった。前者では地域連携は達成項目が多いが、国際化項目において海外研修などの項目や海外人材養成がコロナ禍で十分進展できなかった。また、後者についてはコロナ禍で低下した学生確保の回

復ができないなど、大学の情報の発信や広報の改善が立ち遅れていることが明らかとなった。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 5 (2023) 年度末の中期目標達成状況を踏まえ、大学の経営、広報や情報の発信の中枢となる大学経営企画室を令和 6 (2024) 年度に設置した。大学経営企画室では大学情報の積極的な社会発信として、令和 6 (2024) 年 9 月以降積極的なプレスリリースに努め 7 件を発信し、うち 2 件が新聞報道 (朝日新聞, 日経新聞) に繋がった。引き続き積極的な広報を展開していく。

また、令和 6 (2024) 年度には「少子化時代をキラリと光る教育力で乗り越える私立大学等戦略的経営改革支援」の申請が採択された。これを基盤に、令和 6 (2024) ~10 (2028) 年の間、積極的な広報、教育、経営の改革に着実に取り組んでいく。

## 基準 2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備, 責任体制の確立

##### (1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

##### (2) 2-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### ① 内部質保証のための組織の整備, 責任体制の確立

自己点検評価委員会は、内部質保証を含む本学の教育研究活動及び管理運営の自主的な点検・評価の組織である。教学改革担当の副学長を委員長とし、学長、副学長、各学部長、図書館長、各学科主任、全学学生委員会委員長及び入試委員会委員長、各学部教務委員会委員長及びキャリア支援委員会委員長、学園事務局長、大学事務局長、各課・室長から構成されている。

内部質保証実質化の基盤となる大学の中期計画は、大学の将来構想を踏まえ、学長が各副学長及び各事項の所管委員会、課・室との意見交換を通して取りまとめ、大学運営協議会での論議・意見を経て決定し、教授会で報告し、その達成を促している。中期計画は事項ごとに達成年度を設定している。具体的な流れとして、学長は、中期目標を決定し、教授会を通してその実施を各種委員会並びに課・室に指示する (Plan, Action)。各種委員会並びに課・室は実施 (Do) し、その達成状況を年次ごとに自己点検 (Check) するとともに、必要に応じ改善策を策定する (Action)。さらに、自己点検評価委員会は、各委員会並びに課・室から提出される自己点検と改善策、外部評価委員会及び認証評価受審 (Check) を踏まえ、次年度への総合的な改善策を提案し (Action)、学長と大学運営協議会に報告する。学長は大学運営協議会の意見を踏まえ、新規目標、年次事業計画を設定 (Plan) することにより、PDCA のサイクルを回すこととしている (p.12 図参照)。

令和 6 (2024) 年度には令和 6 (2024) -11 (2029) 年度の新中期計画を設定した。今後、中間地点にあたる令和 8 (2026) 年度に、その進捗状況や、社会状況の変化を見据え改めて見直しを行なう。

教学改革推進センターは本学及び植草学園短期大学が共同して設置するセンターで、内部質保証の基礎的データの収集・分析、それを踏まえた教学改革の立案・改善を行う中で、ディプロマ・ポリシーに定める学生の学修達成を保証するための組織である。センター長は大学教学改革担当副学長で、その他の構成員は、大学学長、短大学長、大学・短大副学長、大学学部長、短大学科長、大学学科主任、大学・短大教務委員長、大学事務局長、学務課長である。教学改革推進センターには、IR(Institutional Research)部門と改革推進部門を置いている。

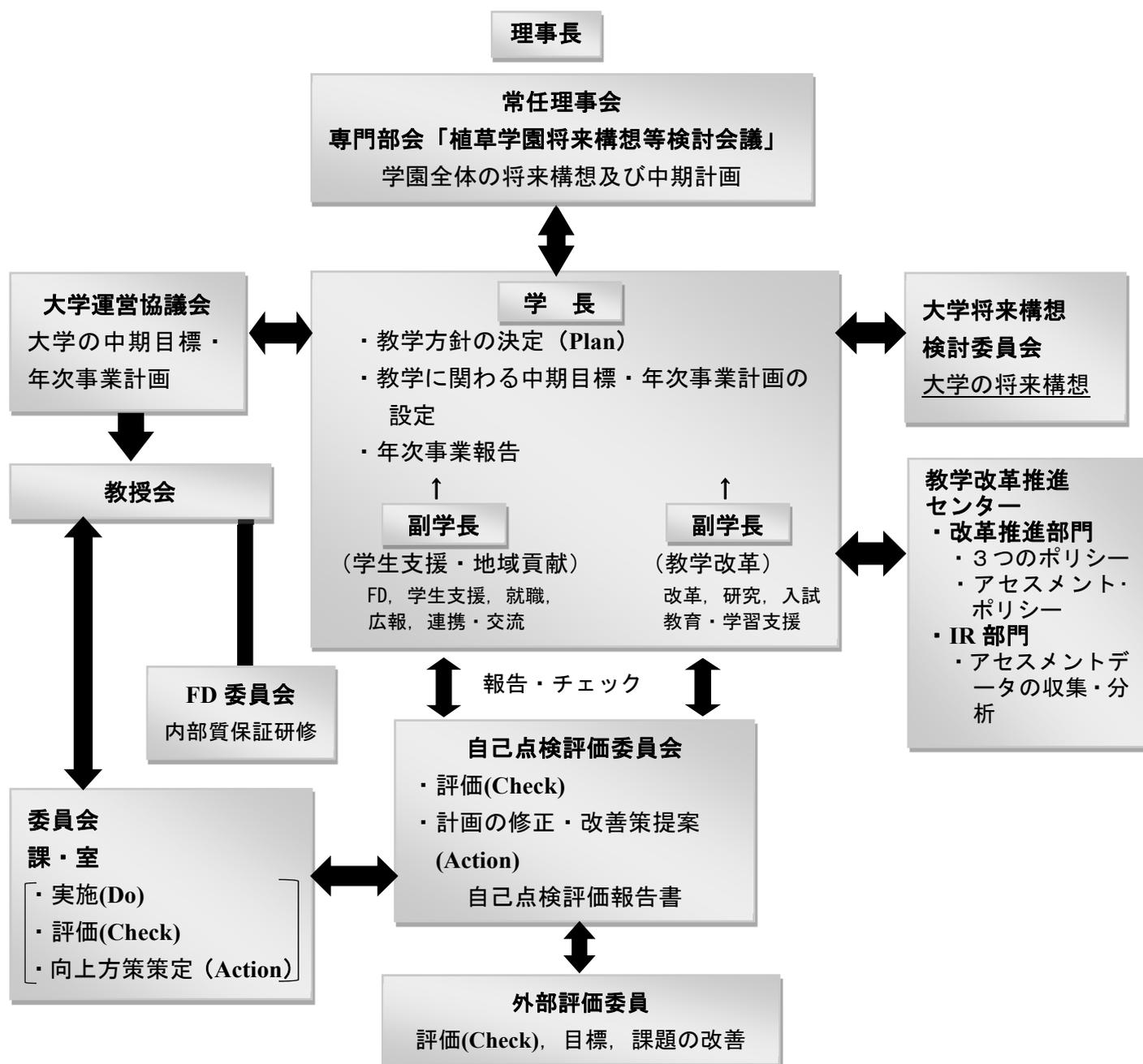
IR部門は教学改革推進センター長とIR担当課員を中心に、入学試験、学修、就職に関する各種データの収集・集積・整備、分析に努めている。なおIRは令和6(2024)年度9月以降、法人本部課の大学経営企画室に置くこととなったが、教学改革推進センターの職務として従来通り入学から卒業までの一貫データの構築に注力している。令和6(2024)年度にIRは教学改革推進センター運営委員会において、「IR資料からみた大学教育課程の検証及び改善について：成績評価平準化：文理融合科目、オンデマンド科目、遠隔授業の検証（授業アンケート回答データを元に）：GPSアカデミックスコアからみた入学後の学力等伸長等について」（9月18日）、「IR担当からの情報提供（学生動態の可視化・クラウド共有の紹介）」（令和7年1月8日）を報告した。

IRでは入学試験ごとの志願者の追跡調査による入試制度の評価についても引き続き行う。

改革推進部門は三つのポリシー及びアセスメント・ポリシー等の検討を行っている。改革推進部門は令和元(2019)年度、大学・短大共通のアセスメント・ポリシー（学修成果の測定法）の策定を行った。それに伴い、大学ではアセスメントの前提となる両学部におけるディプロマ・ポリシーの視点の整理・統一を行い、本学の特色を反映する共通の基盤である「徳育・教養」、[共生社会・障害支援]、[社会貢献・地域支援]、また大学生としての基本的資質・能力である[科学的・論理的思考]、[問題解決・キャリア形成力]、さらに各自の専門領域での学び[知識・技能・実践力]の6つの領域を設定した。また成果の明確な評価のために表記を統一した（項目の文末を「できる」という表記に変更）。令和2(2020)年度からアセスメント・ポリシーに基づき、学生の自己評価票、教員のルーブリック評価、成績評価、GPS-Academicによる客観評価を開始した。令和6(2024)年度もこのアセスメント・ポリシーに従い評価・測定を行った。IR部門がこれらデータを集約し、ディプロマ・ポリシーの各視点の学修成果の検証・評価を行い、改革推進部門がこれらIRデータを基盤に内部質保証の充実を図ることとしている。

なお、内部質保証に関わる教職員の意識や知識を共通化するため、FD委員会が毎年FD研修を企画・運営している。FD研修が必要な多くのテーマがあるため、FD委員会では令和3(2021)年度からFD研修を教授会終了後に短時間で年数回開催することとした。令和6(2024)年度は以下のテーマで3回開催した。「研究および研究費に関するコンプライアンスについて」（5月）、「科研の獲得の意義と方法」（7月）、「基幹教員制度について」（1月）。

植草学園大学の内部質保証の組織体制



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

- ① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

事業計画において諸課題を年次ごとに設定している。その達成については、自己点検

評価委員会が、自主的・自律的な点検・評価を行っている。自己点検評価委員会においては点検項目ごとに担当委員会委員長、課・室長がエビデンスに基づき評価案を作成し、委員会において審議し、最終的な報告書を作成している。報告書は、本学の HP で公表している。また次年度以降の事業計画の立案に際し、前年度の自己点検・自己評価結果を基にその改善を反映させている。

また外部評価委員会を設け、自己点検評価の結果について学外の有識者に評価作業を付託することとしている。令和 6(2024)年度の結果は、発達教育学部の教育研究については千葉大学教育学部長、保健医療学部の教育研究については前茨城県立医療大学学長、大学の運営管理、財務については鎌倉女子大学理事長に外部評価委員を務めていただき、貴重なご意見・指摘をいただく。このように、本学では内部質保証のための自主的・自立的な自己点検・評価を、自己点検評価委員会においてエビデンスに基づき、着実にやっている。

## ② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための調査、各種データの収集と分析を行う組織として、教学改革推進センターに IR 部門を置き、IR 業務を担当する専任職員（主任）を企画課に配置した（平成 29(2017)年）。平成 30(2018)年度からは、IR 業務担当者は総務課に所属したが、令和 6(2024)年度後期からは法人本部課内に大学経営企画室を置き、そこに所属するものとした。令和 6(2024)年度に IR 部門は教学改革推進センター運営委員会において、「IR 資料からみた大学教育課程の検証及び改善について：成績評価平準化、文理融合科目、オンデマンド科目、遠隔授業の検証（授業アンケート回答データを元に）、GPS アカデミックスコアからみた入学後の学力等伸長等について」並びに「IR 担当からの情報提供（学生動態の可視化・クラウド共有）」を報告した。

どのようなデータを IR において収集・蓄積するかについては、教学改革推進センターで検討し、分析については各学部、部局からの意見を踏まえて行われている。

このように、現状把握のために十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

## 2-3. 内部質保証の機能性

### ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

### ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

#### (1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

#### (2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望等は、科目ごとに実施している「学生による授業改善のための実態調査」により把握している。学期末に原則全科目を対象として実施し、

結果を学生にフィードバックするとともに、教員は結果を元に授業内容・方法の改善に努めている。なお、質問項目には授業の成果についての項目があり、「この授業を通して自分で主体的に学修を行うことが増えた。」等について、5段階の評価を実施している。これにより、学生自身の授業の成果を把握している。さらに自由記述欄を設け、授業に対する改善意見を記入できるようにしている。教員も、フィードバックされた調査結果を参考に「教員自己点検・評価アンケート」として、「学生の受講態度」、「理解状況」、「改善事項」等を記載し、FD委員会に提出している。

令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症による対応により、対面授業を主に、科目により遠隔授業（一部遠隔含む）となったため、遠隔授業を対象とした項目を新設して実施した。なお令和4(2022)年度から大幅に授業評価の項目の見直しを行い、質問項目を20問へと倍増し、問題解決能力、チームワーク力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション力などをより詳細に分析できる質問方法へと変えた。ただ、大人数の講義形式の授業やオンライン授業ではチームワーク力などが正確に測定できないことから、質問によって「該当なし」の選択肢を設けるなど改善を図った。令和6(2024)年度も経年変化を評価するために同じ質問項目で実施した。その後も学生からの意見も参考にしながら質問の文言をより答えやすく、有効な回答が得られるように小さな修正を重ねている。

この結果は大学ホームページで公開されている。

併せて、FD委員会では平成30(2018)年度から、調査項目等の改善に反映すべく、学生代表から「学生による授業改善のための実態調査」全般に関する意見・要望等を聴取している（令和4(2022)年度は、教務委員会との重複を避けるために実施しなかった）。なお、令和5(2023)年度以降は学長、副学長も参加し、直接学生代表から学修や学生生活に関する広範なテーマで意見や要望を聴取し議論を深めてきている。各学部の教務委員会でも、平成30(2018)年度から、学生代表（令和5(2023)年度は、発達教育学部・保健医療学部ともに3年次生2人）に会議に出席してもらい、履修関係、時間割、学修に関わる学内設備等について意見を聴取している。

意見・要望は、関係各課・委員会と共有化を図っている。これらを踏まえ、FD委員会では学生の学修支援に関する意見・要望を把握・分析し、対応を各委員会、教員、事務局に依頼し、結果を取りまとめ、FD研修会で改善等を検討し、次年度の学生の学修支援を行うこととしている。

学生意見を踏まえた改善事項例としては、令和5(2023)年度においては、発達教育学部幼保専攻学生から、再課程認定によってオムニバスになった表現領域の授業について、さらに詳しく学びたいと科目新設の要望があり、令和7(2025)年からのカリキュラム変更に向けて準備を進めた。

令和6(2024)年度に保健医療学部で昇降型の治療台を追加購入した。また、OSCE前には学生が実技練習を行うため、治療室等の実習室の施錠時間を午後9時まで延長した。

このように、学生への学修支援に対する学生の意見などを汲み上げるシステムを整備し、学修支援の体制改善に反映させている。

## ② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

植草学園点検評価規程において自己点検評価の結果について客観性・公平性を担保し、教育研究活動及び管理運営等の水準向上に資するため、学外者による外部評価を行うことを定めている。令和 4(2022)年度には学外者から評価を受け、「個々の学生に対する学修支援、学修環境のより一層の充実が今後も必要である」との提言があり、令和 5(2023)～6(2024)年度にかけて担任制およびチューター制を充実させ、個々の学生に対する学修支援、学修環境のより一層の充実を進めていくこととした。教員の研究に関しても提言があり、インセンティブの付与が必要との提言から、研究サバティカル制の規程および海外学会参加に対する旅費の援助を盛り込んだ規程を制定した。令和 5(2023)年度の自己点検評価の結果については学外者による評価を受けなかったが、令和 6(2024)年度の自己点検の結果については評価を受ける予定である。

発達教育学部においては、毎年、学生の就職先企業へのアンケートを実施し、採用の際に重視している人物像や本学卒業生の評価等の回答結果を実習事前指導等で活用し学生に還元している。さらに、令和 6(2024)年度に、県内市町村の教育・保育の担当部局と、当該地区における保育士募集の動向や保育行政の方向性についての意見交換を行った。保育者としてのキャリアパスの重要性や公務員保育者として求められる資質、配慮を必要とする子ども・家庭への支援等についての要望を把握し、学生のキャリア支援に生かすことができた。

保健医療学部においては、毎年、学生の実習先や就職先の病院施設等から大学の教育内容や育成すべき人材像についてのアンケートを実施している。教育に関しては基礎知識の定着と臨床技術の修得、人材像に関しては主体性と規律性の育成についての要望があり、これらの項目を学部教育の中心課題としている。

### ③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、平成 20(2008)年の大学設置以降の 4 年間、また令和 2(2020)年の保健医療学部リハビリテーション学科の改組以降の 4 年間にわたり、文部科学省の設置計画履行状況等調査を受けるとともに、平成 25(2013)年度、また令和 2 (2020) 年度に高等教育評価機構の認証評価を受審し、それぞれ対応してきた。

さらに令和元(2019)年に発達教育学部では文部科学省による教員免許課程の再課程認定、令和 6(2024)年に保健医療学部ではリハビリテーション評価機構による評価を受けた。

平成 30(2018)年に平成 30(2018)年度を基点とする令和 5(2023)年度までの 6 年間の中期計画を策定し、令和 5(2023)年度末のその達成率は 77%であった。令和 6(2024)年度は前年度末に設定した新中期目標の実施を開始した。

教学改革推進センター教学改革推進部門では、令和元(2019)年にディプロマ・ポリシーの見直しと、それに基づくアセスメント・ポリシーの策定、ならびに令和 2(2020)年からこのアセスメント・ポリシーに基づく学修成果の評価を開始し、IR においてデータの蓄積・分析を行っている。これにより、三つのポリシーを繋ぎ、入学前、学修過程、そして最終学修成果の各段階でのエビデンスに基づく PDCA を通した教学のチェック体制を構築することが可能となった。

教学改革推進センターIR部門では、アドミッション・ポリシーに基づいた入試と最終的な卒業時点での学修成果を明らかにするために、平成29(2017)年度から入試区分毎の卒業時のGPA(Grade Point Average)を分析しており、これらの結果は、大学運営協議会、教授会、入試広報戦略委員会などで報告されるとともに、FD研修においても活用し、各学部、学科の入試のあり方、カリキュラムのあり方の検討の資料としている。令和6(2024)年度においても教学改革推進センター運営委員会で2回に渡り、データ修正と分析の結果を報告した。

また、令和3(2021)年度より教学改革推進センターで作成した成績評価ガイドラインをFD研修会で説明しており、令和6(2024)年度のIR分析の結果、学部間および科目間での成績の平準化がみられ、GPAの信頼性が向上している。

このように、本学では、自己点検・評価、認証評価の結果の活用により、中長期的な計画を踏まえた大学運営の改善・向上を図るなど、内部質保証の仕組みが機能している。同時に、三つのポリシーを起点とした内部質保証のため、学修成果の可視化を図り、その結果を教育の改善・向上に反映している。

## **[基準2の自己評価]**

### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

内部質保証のための体制ならびに具体的なアセスメント・ポリシーが確定され、毎年着実に実施されている。アセスメント・ポリシーに基づき、汎用能力についてはGPS-Academicを指標とし、結果を用いた個別の学修支援を各教員が行なっている。なお、令和6(2024)年には、IR担当職員が1年次生の「キャリア演習」の授業において結果の解説を行った。専門能力については、学生の「自己評価票」(学部により「票」「表」と表記がずれていたが、令和7(2025)年より「票」に統一することとなった)、GPA、教員の卒論評価など、多様な指標を用い総合的に学修評価を行なっている。

### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

学外者の提言および学生からの要望から、個々の学生に対する学修支援、学修環境のより一層の充実が必要である。

保健医療学部では卒業時に各学生に学びの成果としてディプロマ・サプリメントを渡していたが、発達教育学部では実施されていなかった。大学調整会議で論議し、発達教育学部でもその準備を開始することとなった。

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

令和6(2024)年度末の卒業生より、保健医療学部に加え、発達教育学部においてはディプロマ・サプリメントの発行を試行することとした。

令和5(2023)年度の自己点検評価の結果については学外者による評価を受けなかったが、令和6(2024)年度の自己点検の結果については評価を受ける予定である。

## **基準3. 学生**

### **3-1. 学生の受入れ**

**①アドミッション・ポリシーの策定と周知**

**②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証**

**③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持**

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学のアドミッション・ポリシーは建学の精神に基づいて策定され、大学 HP の「入試情報」とともに「入学試験要項」に掲載して周知を図っている。また、オープンキャンパスの際に「入試説明」の時間を設け、アドミッション・ポリシーについての説明をし、さらに、配布資料にもアドミッション・ポリシーを熟読するようにとの記述をして、周知するよう努めている。

② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では入学試験の際に面接を実施し、アドミッション・ポリシーについての理解度を確認することにより、その結果を合否判定に活用している。発達教育学部では、総合型選抜入学試験（旧 AO 入試）の面接に先立ち、面接資料として本学のアドミッション・ポリシーに関連し自身の考えの記述を求め、面接では、アドミッション・ポリシーに関する文章を元に、その要点を口頭でまとめることを求め入学者受け入れの判定基準の一部にしている。保健医療学部では面接の際に、本学のアドミッション・ポリシーについての質問項目を設け、その受け答えを評価し、入学者受け入れの判定基準の一部にしている。なお、面接にあたっては複数の面接官がそれぞれ独立に評価するなど、入学者選抜は公正かつ妥当な方法を取り、適切な体制の下に実施している。

入学試験問題作成は、アドミッション・ポリシーに沿った選抜方法に留意して全て学内の入学試験問題作成・採点委員会で行っている。作成に当たっては、委員会が中心となって具体的な計画を立て、試験科目ごとに委嘱された問題作成者による作問部会を組織している。また、秘密保持に十分配慮した上で総合調整部会による相互点検を実施し、厳格な校正を複数回行うことにより、出題ミスの防止を図っている。

③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

発達教育学部と保健医療学部の定員は、それぞれ 140 人と 80 人である。令和 6(2024)年度入試結果は、発達教育学部が 96 人（定員充足率：69%）、保健医療学部が 62 人（定員充足率：78%）の入学であった。過去 5 年間の大学全体の定員充足率は、エビデンス集データ編【共通基礎データ様式 2】のとおりであり、過去 5 年間の入学定員充足率の平均は、発達教育学部 68%、保健医療学部 86%であった。今後この数値を向上させるための取り組みを展開していく。

**3-2. 学修支援**

**①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備**

## ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

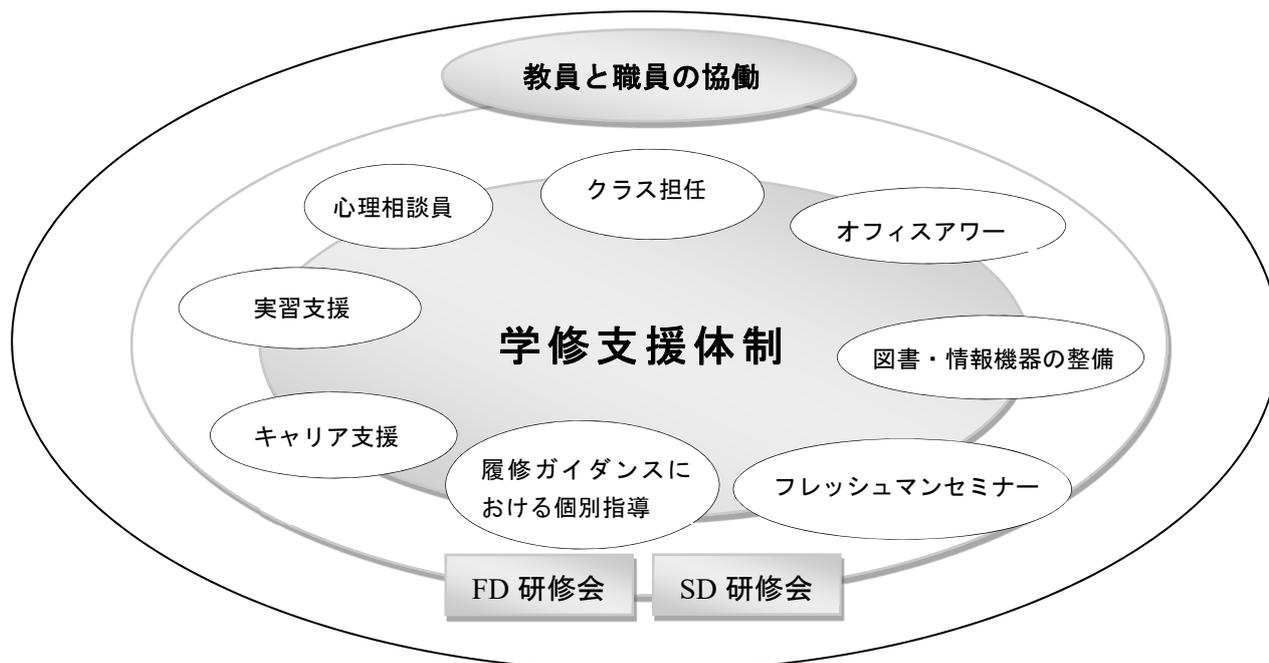
### (1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

### (2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備については、次の図に示すような全学共通のシステムで対応している。



学修及び授業支援に関する方針・計画に関しては、両学部とも学部教務委員会に学務課職員も参加するなど、教員と職員による協働体制が生まれ、意見を出し合いながら、検討し実施する体制を整えている。

個々の学生の学修状況、資格取得状況、卒業単位取得状況については、教員と職員が学期ごとに情報交換を行いながら、支援を行っている。円滑な学修の背景となる学生の生活、健康、課外活動、心理相談、ハラスメントなどに関しては、学生委員会、健康管理委員会、学務課職員及び「うるおい相談員」（ハラスメント相談員）が情報を共有して対応している。

なお、発達教育学部においては、平成 31(2019)年 1 月に小学校教諭一種免許課程の再課程の認定を受けた。移行措置の適用を受けていた幼稚園教諭一種免許課程についても令和 3(2021)年 3 月に認定を受け、令和 3(2021)年度から 5 領域に移行した。特別支援学校教諭一種免許課程においては、令和 4(2022)年 7 月 28 日付け文部科学省通知を受け、既存の授業科目について特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づく点検・見直しを行い、令和 6(2024)年 4 月に改正後の教育課程を開始した。また、保健医療学部においては、令和 2(2020)年度から施行された新指定規則に対応するカリキ

ュラムを作成し、認定を受けた。これらのカリキュラム再編実施に向けても、各学部教務委員会、学務課等における教職員が協働で取り組むことにより、カリキュラム整備は順調に進められた。

なお、令和 6(2024)年度においては、在学生に対するガイダンスは、発達教育学部・保健医療学部ともに前年の通り、年度末に対面で実施した。新入生に対するガイダンスは、4月3日から3日間、対面で行い、4月8日の授業開始前に、遠隔授業の準備・操作練習のための時間も十分に確保した。

## ② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 《TA等の活用について》

本学には大学院がまだ設置されておらず、TA(Teaching Assistant)を担当し得る学生が存在しない。ただし、保健医療学部では助手を採用し、授業の充実を図るとともに、助教が実習の授業を中心に学生の指導を担っている。また、実習事前練習において、上級生が下級生を補助するなど、OSCE (Objective Structured Clinical Examination) の患者役や自主練習に協力している。これらの上級生による支援は、TAに替わる仕組みとして機能している。その他、学生間の支援として、発達教育学部では在学中にピアヘルパー資格を取得した学生等によるヘルパー活動が定着しており、両学部共に新入生ガイダンスにおける上級生による履修登録の援助、障害を持つ等で支援の必要な学生への学校生活や学修などへのサポートが行われている。

なお、令和 6(2024)年度の新入生ガイダンスでも、PCサークルの学生が作成した履修登録のマニュアル等の動画を新入生支援の一助として活用した。この動画は、学内情報システム「ポータル」のキャビネットに格納され、随時閲覧できるようになっている。また、発達教育学部のエレメンタリーセミナーでは、大学生に必要な情報リテラシーの一部として、学内情報環境に関連する学内情報システム（キャンパスプランポータルおよび Google クラブルーム等）のログイン作業および基本的な使用法について、学内のオンラインストレージからダウンロード・閲覧する方法を教示した。

このように、TA制度はないものの、教員の教育活動を支援するために、助手の授業補助や上級生や仲間同士の学修支援活動などを適切に活用している。

なお、令和 6(2024)年度においても、昨年と同様に以下のようにフレッシュマンセミナーを実施した。発達教育学部においては、エレメンタリーセミナーでの共生の森散策に合わせて学友会の上級生によるレクリエーションを実施し、新入生同士の、また上級生との交流を図った。保健医療学部においては、履修ガイダンス終了後に理学療法学専攻・作業療法学専攻混合のグループでゲームを実施し、教員及び学生相互の交流を図った。

### 《クラス担任、ゼミナール担当教員による支援》

発達教育学部では、令和 6(2024)年度からコース制（小学校教育コース、特別支援教育コース、幼児教育・保育コース並びに発達教育心理コース）を導入した。学生の取得希望免許・資格によって、小学校教育コースでは小学校教諭一種免許状を、特別支援教育コースでは小学校教諭一種免許状を基礎免許として特別支援学校教諭一種免許状を、

幼児教育・保育コースでは幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得する。(加えて、小学校教育コースでは副免許として特別支援学校教諭一種免許状または幼稚園教諭一種免許状を、幼児教育・保育コースでは、副免許として小学校教諭一種免許状または特別支援学校教諭一種免許状を取得することが可能である。ただし、幼児教育・保育コースで副免許を希望する場合には、保育士資格は取得しない教育課程となっている。)さらに、2年次からは、発達教育心理コースに所属コースを変更し、小学校教育プログラムでは小学校教諭一種免許状に加えて認定心理士資格を、幼児教育・保育プログラムでは幼稚園教諭一種免許・保育士資格に加えて認定心理士資格を目指すことができる。

令和5(2023)年以前入学の学生は従前のおり、「専攻」として(学内では、小学校教育、特別支援教育、幼児・保育の3つのグループを形成しそれぞれ「小学校教育専攻」「特別支援教育専攻」「幼児・保育専攻」と呼称してきた)、その目的に沿った教育課程を編成している。取得希望免許・資格によって修得すべき科目が異なるため、1,2年次では「専攻」別のクラスを編成し、クラス担任を置き支援を行っている。(小学校・特別支援教育専攻1クラス、幼児・保育専攻2クラスの3クラス体制とし、担任教員を幼保クラスに2人ずつ計4人、小特クラスに2人配置。)3,4年次ではより専門性の高い支援を行うため、ゼミナール担当教員が学修支援にあっている。

令和6(2024)年度入学生においても、1・2年次では小学校・特別支援教育コースで1クラス、幼児教育・保育コース2クラスを編成し、3・4年次では専門ゼミナール担当教員が学修支援にあたる体制を継続している。

また、学生の「コース」「専攻」の学修をより深めるための支援を行うため、それぞれのコースで専門分野別に教員を組織し、それぞれの主任を中心にして専門分野に即した支援を行うと共に、全学年に各コースの教員を配置し学生の学修状況の確認にあっている。

保健医療学部では各専攻に主任を置くとともに、1年次各専攻に2人のクラス担任を配置し、入学時から4年間を一貫して支援できるように持ち上がりとしている。すなわち、クラス担任は1,2年次の理学療法士・作業療法士としての基本姿勢の育成から、3,4年次の学外実習、国家試験対策、就職活動等に至る、各学生個人に合わせた4年間の学修支援の中心的役割を担っている。

各学部の担任教員は、在學生に年度末に行う在學生ガイダンス、新入生に入学式翌日に行う新入生ガイダンスにおいて、履修計画及び履修登録における留意点等を丁寧に説明・周知している。特に新入生には、担任が、学生の取得希望免許・資格に必要な適切な科目を履修できるよう、履修計画及び履修登録を支援している。

授業開始後、担任教員は科目担当教員と連携して、学生個人の学修や生活状況を把握し、支援してきた。それにより、学生の出席状況は、早期に科目担当教員から報告され教授会で情報共有することができる。担任教員は欠席の多い学生と面談を行い、状況に応じて学務課で経済的な支援に関する情報提供をしたり、健康管理室でのカウンセリングにつなげたりするなどして、ドロップアウトを未然に防止するように努めている。なお、令和3(2021)年度後期から出欠管理システムを導入し、各科目担当教員が毎回の授業の出欠を入力することにより、ポータルWeb学生カルテで教職員が学

生の出席状況を確認できるようになった。このシステムを活用して学生の出欠状況を早期に把握し、さらに手厚い支援を行っている。

加えて、作業療法学専攻において開設当初から導入していたチューター制を、令和6(2024)年度より、理学療法学専攻でも開始した。チューター制度は1年次および2年次生において各教員で4~5名の学生を担当し、学修進捗の把握と、成績状況に応じた学修支援を行う制度である。これにより、担任教員の負担を軽減し、また特に習熟度の低い学生に対して各チューターが重点的に個別指導を行うことができるようになった。

発達教育学部では、学期あるいは年度の区切りには、「授業科目履修状況確認票」及び各コース・専攻の「資質・能力自己評価票」を学生自身が記入することにより、自己の学修の振り返りを促し、担任教員がそれを基に指導に活かしている。両学部共に年度末に学生が記入した「資質・能力自己評価票／表」（発達教育学部は「票」、保健医療学部は「表」と表記）は翌年度の個人面談で使用している。両学部ともクラス担任が年間2回以上面接を行い、きめ細かな学修・学生生活支援の体制を取っている。学年が上がるにつれて学生は担任あるいはゼミナール担当教員の研究室をよく訪れており、クラス担任及びゼミナール担当教員は、学生の気持ちや意見を十分に把握し、支援することができる状況となっている。

#### 《オフィスアワーによる支援》

全専任教員が週に1コマ以上対応する曜日時間帯をオフィスアワーとして設定、非常勤講師についても授業の前後を対応時間とすることとしている。各教員のオフィスアワーはシラバスに明記する方法により公表して、学生が必要に応じて自由に相談できるようにしている。

#### 《学修室と学生の主体的な学修を促す学内環境システム》

プレゼンテーション機器、情報機器、多様なグループ学修形態に対応できる設備を整えた学修室を2室(トライアルコートとスタディコート)設置している。主体的な学修を促し、学修目的に応じた機器の利用や学修スペースの活用が図られるようになり、学生のアクティブ・ラーニング促進の一助となっている。

「トライアルコート」は小学校を想定した模擬教室や学修専用スペースを配置したもので、模擬授業の実践をはじめ、授業収録用機器や各種ICT(情報通信技術)機器を活用した多様な学修が展開され、主として発達教育学部生の主体的学修に大きな効果をもたらしている。

「スタディコート」は学生の自主学修専用室で、9時から20時45分まで開館し、主に保健医療学部の学生が国家試験対策等の学修室として使用している。なお、国家試験対策としての習熟度別グループ学修を実施するために、他に複数の学修室を確保している。

また、図書館棟にあるピアノ練習室を21時まで使用可能にし、必要な練習ニーズに対応している。令和5(2023)年度には新たにピアノ練習棟(Pスタジオ)を建て、令和6(2024)年からの利用を開始した。

図書館は、毎年教員及び学生から希望図書を募り蔵書の充実に努めている。卒業研究の為の資料の購入についても、学生から直接希望を受け入れることで速やかな手配を行い、学修を促している。図書館、ラーニングコモンズは専門ゼミナールの授業や卒業研究などで活用されている。

情報環境については、平成30(2018)年9月に短大校舎、大学校舎等の全ての教室等にWi-Fiのアクセスポイントを整備し、小倉キャンパスのWi-Fi化が完了した。コロナ禍のため、令和2(2020)年度当初は遠隔授業のみであったが、7月以降に登校が一部可能となり、学内での通信量が増加したため、全体的な性能の向上を図った。令和3(2021)年度においては、学生の登校増加に合わせて再度の受送信容量の増強等を行った。(Wi-Fiの通信のみ専用の光回線2本を新たに契約専用回線とすることにより、合計光回線4回線で小倉キャンパスを運用するとともに、既存の光回線業者と新規の光回線業者を分離して契約し、障害時や通信環境の分離も図った。)

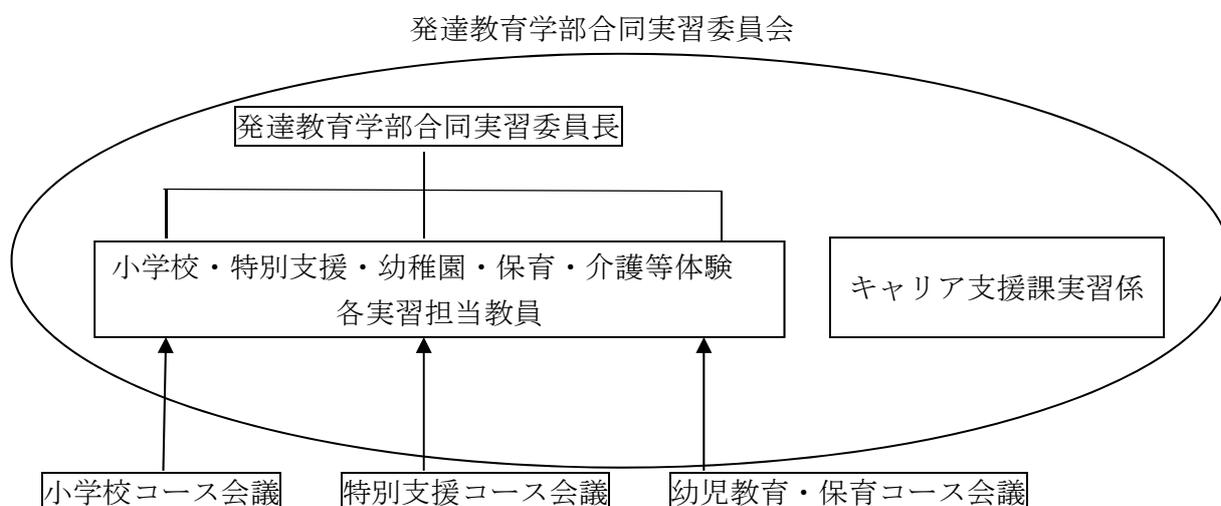
#### 《実習支援》

小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、障害者施設、病院等学外における実習は、両学部とも資格取得を希望する学生にとって必修科目であり、充実した実習が学生の能力向上に大きく影響することから、各学部の実習関係の委員会を中心に教員とキャリア支援課実習係の職員が連携し支援体制を整えて対応している。

発達教育学部においては、小学校教育実習、特別支援教育実習、幼稚園教育実習・保育実習があり、それぞれ小学校教育コース、特別支援教育コース、幼児教育・保育コースの各実習担当教員が、キャリア支援課実習係と緊密に連携を取りながら、学内における事前事後指導や実習先との連絡調整に当たっている。介護等体験実習は、小学校教諭免許を単独で取得する学生が対象となるため、小学校教育コースの担当教員が対応している。それぞれの実習における審議を必要とする事項については、各コース会議での検討を踏まえ、実習係の職員も参加する合同実習委員会で検討・審議されている。(発達教育心理コースにおいては、認定心理士資格の取得には実習を要さないことから、各プログラムにおいて、小学校教育コースまたは幼児教育・保育コースの教員がそれぞれの実習の支援を実施している。)また、免許・資格取得に必修の実習科目以外に、初歩的な現場理解を目的とする参観学習を「エレメンタリーセミナー」内において行っている。さらに、学生が個人的に学校や保育施設でボランティア活動をすることを推奨し、ボランティア活動を認定して単位を与える科目も各学年で開設し学修意欲を高めている。その円滑な実施のために『ボランティアガイドブック』を作成・周知し、ボランティアの意義や心構え・マナーなどの確認を促している。令和6(2024)年度においても、前年度の資料を踏襲した。また、これらのボランティア活動先の学生への周知や手配等も教職員の協働により行い、実習支援を充実させている。

なお、令和6(2024)年度においては、エレメンタリーセミナーでの参観学習は「幼児教育・保育コース」においては附属園及びコース教員との連携が十分に取れている保育施設等で行い、「小学校教育コース」は大学近隣の小学校で実施、「特別支援教育コース」は知的障害と肢体不自由を主とする2校の県立特別支援学校で実

施した。ボランティア活動も状況を考慮し、受け入れ先に負担をかけないように配慮しながら可能な範囲で実施した。



保健医療学部においては、実習施設の確保及び実習指導体制として、キャリア支援課実習係、実習委員会（実習の基本計画や予算、実習指導者会議に関することを協議）、実習運営委員会（実習の運営全般の業務）が協力して行っている。

実習指導体制としては、学生ごとに実習担当教員を配置し、教員は学生の実習先を訪問して実習状況を把握し、実習が適切かつ有益に進むように支援している。実習中の学生と担当教員は電子メールや携帯電話で密に連絡を取れるようになっている。

保健医療学部では、実習指導者と教員との連絡会議を毎年行っている。令和 2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染症の流行のため、オンデマンド型配信と Zoom 会議での質疑応答の形で実施している。実習施設が本学の実習に関する取り組みを理解し、施設間の認識を共通化するという点で有意義である。

実習施設が遠隔地の場合には、学生個人の負担が過大にならないように、キャリア支援課実習係と実習運営委員会が宿泊施設の利用や経済面での支援を行っている。また、実習終了後には、実習報告会（実習セミナー）を実施して実習成果を確認し、技能や患者対応能力等の習熟を図っている。

両学部とも、各委員会を中心に各実習担当教員とキャリア支援課実習係は連携し、実習施設との意思疎通に努めている。また、実習学生との連絡を密にして、実習が効果的に行われるように事前準備や指導、実習期間中の連絡体制、実習後指導及び実習先への挨拶や関係維持などに留意して進めている。

なお、令和 6(2024)年度の各種実習について、発達教育学部では、本来の実習期間で実習に取り組むことができた。

保健医療学部では臨床実習についての文部科学省・厚生労働省等からの令和 2(2020)年 2 月 28 日付事務連絡に基づく弾力的な運用は、令和 5(2023)年 10 月 17 日付の文部科学省・厚生労働省等の事務連絡により令和 6(2024)年 3 月 31 日で廃止された。令和 6(2024)年度は学内での代替実習は実施せず、全員が学外での臨床実習を実施した。

新型コロナウイルス感染症に関する検査等については、令和6(2024)年度においても、学生が学外実習のために実習先から抗原・抗体検査等を求められた場合には、抗原・抗体検査及び各種証明書に支払った金額について、大学から支払額の70%(最大15,000円まで)の補助を行った。

#### 《OSCE：客観的臨床能力試験による支援》

保健医療学部では学修支援のため客観的臨床能力試験 OSCE を、3年次と4年次に実施している。3年次の OSCE は、総合臨床実習に臨むために必要な基本的臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的として、11月に、4年次の OSCE は、総合臨床実習を経験し、学部卒業までに到達すべき臨床スキルの評価と教育的フィードバックを目的とし、9月に実施している。実施に当たっては、学科の全教員に加えて、外部評価者として本学卒業生を中心とした現職の臨床実習指導者の参加を得て行っている。令和6(2024)年度は3年次の OSCE で6名(うち本学卒業生5名)、4年次の OSCE で4名(全員が本学卒業生)の外部評価者が参加している。OSCE に本学卒業生が外部評価者として参加していることは、学修支援体制の充実と教育の連続性確保において大きな意義がある。卒業生評価者は本学の教育体系を理解した上で、実際の臨床現場での経験を踏まえたフィードバックを提供できるため、学生の臨床スキル向上に直接的に貢献している。また、学生は現場で活躍する先輩から指導を受けることで、学修内容の臨床応用について具体的なイメージを持つことができ、学修意欲の向上と実践的な知識の定着につながっている。このような卒業生と在学生の教育的交流は、本学の学修支援システムの重要な一環として機能しており、理論と実践を結びつける効果的な教育手法として位置づけられる。なお、OSCE の実施状況は、ビデオ記録を残しており、学生がこれを見て臨床実習に対する準備をさらに強化できるようにしている。

#### 《新入生支援のためのフレッシュマンセミナー》

フレッシュマンセミナーは、新入生を対象として学生同士及び学生と教員とが人間的な関係を築くことや大学生活の理解をねらいとして実施している。開学から平成25(2013)年度入学生までは1泊2日の宿泊研修として行っていた。平成26(2014)年度から、年度当初の土曜日の全日を用いて、学友会が中心となり、学生委員会教員と学務課職員が協働して支援して両学部合同で学内において行う形に変更した。令和3(2021)年度以降も、感染症対策に留意して学部別で実施されてきた。

令和6(2024)年度も発達教育学部においては、エレメンタリーセミナーでの共生の森散策に合わせて学友会の上級生によるレクリエーションを実施し、新入生同士の、また上級生との交流を図った。保健医療学部においては、履修ガイダンス終了後に理学療法学専攻・作業療法学専攻混合のグループでゲームを実施し、新入生同士及び教員との交流を図った。

#### 《社会人、編入、転入学生への学修支援》

社会人学生は入学試験でもその特別枠を用意している。入学後の学生生活及び学修支援については、クラス担任などの各教員のオフィスアワーで個別に対応している。

編入及び転入学生、また科目等履修生についても受け入れを進めている。入学後はクラス担任やゼミナール担当教員が個別に対応して、学生生活及び学修支援を行っている。

#### 《合理的配慮を要する学生への学修支援》

障害等がありながら学修に取り組む学生に対しては、障害等のある学生支援会議、学務課及びクラス担任や各関係部署が連携・協力して、適宜様々な支援を行っている。合理的配慮を要する学生に対しては、入学前からその困難性を把握できるようにし、障害等のある学生支援会議を中心に当該学生の希望を踏まえ、支援の方針や具体的方法を検討のうえ、会議等で教職員の共通理解を図り、非常勤講師を含む授業担当者全員で必要な支援についての情報を共有している。また、必要に応じて支援内容の見直しを図り、実習先にも配慮の依頼をしている。聴覚障害がある入学生に対しては、入学式・新入生ガイダンスでは手話通訳者を手配している。授業では、座席の位置の配慮や、音声を聞き取りやすくなる専用マイク及び接続コードを導入している。また、平成 29(2017)年度から音声を文字に起こすコミュニケーション支援用のアプリケーションソフト「UD トーク」を法人契約し活用している。加えて、学生たちが主体的にグループをつくり、ノートテイクなどの支援にあたっており、平成 31(2019)年には、学生向けのノートテイク講習会を実施し、ノートテイクのガイドブックを配布した。

内部障害のある学生への対応としては、体調が優れないときでも横になって授業を受けることができるように、移動式ベッドを準備している。

さらに、障害等のある学生支援会議において、令和元(2019)年度「植草学園大学・短期大学障害等のある学生の修学支援に関するガイドライン」を制定するとともに、「障害等のある学生支援ガイド」を作成し、全教職員及び学生に配布した。平成 6(2024)年度には、これらの見直しを行った。同年度末の短期大学閉学を受けて改訂を行う予定である。「障害等のある学生支援ガイド」は学務課・総務課の課室の前及び図書館内に常設配布し、周知を図っている。

#### 《心理相談支援等》

心理相談には週 1 回来校する外部のカウンセラーが当たっており、学生が個別に相談することができるように、相談員等との連絡方法を明示している。必要な場合はクラス担任と相談員とが連携して相談案件に対処している。

相談内容に応じて、専門機関・病院等の紹介なども行っている。なお、健康管理室職員（保健師、看護師）から、クラス担任や各専攻関係者に適宜連絡を取り、連携・協力し合い、学生が快適な学園生活を送れるように支援している。学生個々の個人情報については、慎重な取り扱いをするよう配慮している。さらに、令和 6(2024)年度から、Web によるカウンセリング申し込みを可能にし、学生が相談をしやすい環境を整えている。

ハラスメントの相談・対応については大学・短大の教職員から選出された「うるおい相談員」及び外部カウンセラーが当たっている。ハラスメントに関する相談窓口については、『履修要項』の「V 学生生活の手引き」に示し、また学内に多くのポスターを掲

示している。

#### 《キャリア支援》

学生の社会人としての自立や職業人としての資質・能力の養成については、両学部とも、教育課程の中に授業科目として位置づけ、必修科目として履修させ、支援している。また、教育課程の外でも、キャリア支援委員会とキャリア支援課就職係の協力を得て、進路選択や就職に関わる各種講座等を実施して支援している。

また、発達教育学部は令和 2(2020)年度に発足した教職・公務員支援センターと連携し、1年次から採用試験対策の支援体制を構築している。令和 6(2024)年度は、小学校教諭は合格率 85.7%(令和 5(2023)年度 84.2%)であった。特別支援学校教諭は合格率 53.3%(令和 5(2023)年度 57.9%)であった。公務員保育士は合格率 57.1%(令和 5(2023)年度 28.6%)であった。昨年と比べ、小学校教諭、公務員保育士については合格率が上がったが、特別支援学校教諭については低下している。学部教員と教職・公務員センターの連携が重要である。

#### 《留年者、休学者及び中途退学者への支援と対応》

学生の出欠状況については、各科目の担当教員が各回の授業終了後速やかにポータルWeb出欠登録に入力することにより、教職員がWeb学生カルテで学生の状況を確認できる。また、各学期の早い時期に欠席が多い学生の情報を学務課で集約して教員会議等で共有し、欠席が多い学生については担任がすぐに面談を行い、状況に応じて個別に対応している。必要な場合、学務課学生係あるいは健康管理室と連携して対応している。それ以降も、何らかの理由で欠席が重なっている学生がいる場合には、随時教員会議等で情報を共有し、クラス担任を中心として学業継続のための支援の方策を検討・実施する等、手厚い支援を行っている。

留年者については、担任教員を中心に個別的に助言、支援を行い単位修得、進級・卒業に向けて援助を行っている。

心身の健康上の理由など事情により休学する学生に対しては、担任教員が休学前の面談で休学中の過ごし方や復学に向けての取り組み等を助言し、休学中には随時連絡を取りながらスムーズに復学できるようにしている。休学中に健康管理室でのカウンセリングを継続し、復学・卒業に結びついた例もみられる。復学時には、本人の希望に添いながら卒業に結びつく履修計画となるよう、学務課と協力しながら指導・助言を行っている。

退学に至る前に、担任教員はもとより、学科主任、学部長においても本人及び保護者と面談し、学業を続行できるよう方策等を助言、指導している。経済的困窮が理由の場合、規程に基づき減免により退学を回避させる措置を取っている。その上でなお、進路変更を希望する場合には、見通しを持って退学後の生活に踏み出せるように重ねて相談に乗るなど、学生に寄り添った支援を行った上で退学の申請を認めることとしている。

本学の退学者数について、令和 4(2022)年度は 34 人、令和 5(2023) 年度は 33 人であったが、令和 6(2024)年度は 13 人に減少している。また日本私立大学協会は全国私立大学の退学率の平均値を約 3%と報告しており、本学の令和 6 (2024) 年の退学率が

2.3%であるため全国平均から見ても退学率の改善が認められた。

なお、平成 30(2018)年度の SD (Staff Development) 研修会において、IR (Institutional Research) による退学理由の分析を行ったところ、「就学意欲の低下」と「学力不足」が多く見られた。この分析結果を踏まえ、令和 5(2023)年度から 6(2024)年度にかけて担任制およびチューター制を充実させ、個々の学生に対する学修支援と学修環境の一層の充実を図った。保健医療学部で実施したチューター制度では、1 年次および 2 年次生において各教員が 4~5 名の学生を担当し、学修進捗の把握と成績状況に応じた学修支援を実施している。これにより担任教員の負担軽減が図られるとともに、特に習熟度の低い学生に対して各チューターが重点的な個別指導を行うことが可能となった。発達教育学部では、担任と学年及び各コース担当教員の協働をさらに高める形で支援の充実を図った。

さらに、IR によるより詳細な退学要因分析のため、令和 6(2024)年度から退学届における学生および担当教員の理由欄を分析可能な評定形式に改め、体系的なデータ収集と分析体制を構築した。この新たな評定システムにより、従来の定性的記述から定量的分析への転換が実現し、数値に基づいた継続的な改善が可能となった。

結論として、これまでの取り組みにより構築された包括的な学生支援体制と、データに基づく継続的な改善サイクルが、退学率の改善につながったものと考えられる。今後とも分析結果をもとに学習支援体制の強化と学生の学習意欲向上を目的とした教育プログラムの充実を図り、さらなる改善を目指していく。

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

##### (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 教育課程におけるキャリア教育の実施

発達教育学部においては、授業科目「キャリア演習」を、キャリア形成・キャリア発達支援の「要」として、教育課程に位置づけて、社会人としての基礎的な資質・能力から、専門職業人としての資質・能力に至るまでを取り組んでいる。この科目は、学年クラス担任がその役割を担っているが、専攻分野ごとの担当教員もその学年に適切なプログラムを用意して指導している。このことが、従来の個別科目の授業では得にくい社会人・職業人として自立する意識を育てることに役立っている。1, 2 年次については、毎週 1 コマの授業、3, 4 年次については、隔週 1 コマの授業を開講し、全学生が受講する。1, 2 年次においては、将来の社会的・職業的自立に向けて必要な基礎的な資質・能力の育成を図るとともに、各自が目指す職業において求められる資質・能力と自己の現状、今後取り組むべき課題について理解を図るため金融講座、マナー講座、現場の先生の話の聞く会、マイナビ社会人基礎力講座等、模擬試験を実施し、3, 4 年次については、専攻分野別にクラスを編成し、それぞれの専攻分野における専門職業人としての資質・

能力を高めることを目指し、業界研究、就活スタートアップ講座、集団面接講座、JALホスピタリティ講座等により実際的な内容を取り上げている。また就業継続力を育成する目的で、労働法講座、ストレスマネジメント講座及びハラスメント講座を実施した。また、1年次前期の「エレメンタリーセミナー」では、教職への理解と自覚を促すために、本学近隣の小学校・特別支援学校・本学の附属園等で参観学習を実施している。加えて、「キャリア演習」授業の中では、個人面談や指導も行っている。

この他、教育・保育現場に対する意識の一層の高まりを期待し、小学校教育コース、特別支援教育コース、幼児教育・保育コース学生が年間40時間のインターンシップ・ボランティア活動を行う「社会貢献・地域支援活動Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ」を教育課程の中に位置づけている。

なお、教職・公務員支援センターによる指導の充実と、一般就職を希望する学生も一定数いることから、より個々の必要性に応じたキャリア支援となることを企図し、令和6(2024)年度入学生からカリキュラム変更を行い、「キャリア演習」は2年次までとなった。それを受けて3・4年次での内容を精査し、1・2年の授業内容に組み込むものと、教育課程外での講座として実施継続するものを整理し、新たな計画により授業を進めている。

保健医療学部においては、インターンシップに関して病院・施設等の受け入れがまだ整っていないこともあり、単位の位置づけはない。しかしながら、理学療法士及び作業療法士の養成の教育課程の中に、職業意識を高めるためにキャリア科目を設定している。キャリア科目は1年次に「エレメンタリーセミナー」を行い、大学生としての自覚を促し、リハビリテーション専門職としての職業理解を深めるために、卒業生や臨床経験豊かな理学療法士・作業療法士を招いての講義及び施設見学を導入している。2年次は入学後初めての学外実習である「基礎理学療法学見学実習・基礎作業療法学見学実習」に向けて、「インターメディエイトセミナー」において基礎的なセミナーと医療人としての基本的な接遇を学んでいる。3年次には「アドバンストセミナー」において、各講義や演習で学んだ内容を統合し理学療法・作業療法を実施する準備をしている。また、外部の臨床実習施設での「理学療法評価学臨床実習・作業療法評価学臨床実習」に臨むために、客観的臨床能力試験OSCEを行い、実践能力を高めている。4年次は、長期の「総合臨床実習Ⅰ・Ⅱ」を行うため、「プロフェッショナルスキル」及び「プロフェッショナルセミナー」において基礎科目知識の再確認並びに疾患と障害の関係や総合的な治療アプローチの再確認を行い、卒業後の臨床の現場で応用できるような知識・技能を修得させている。国家試験対策としては、必修科目である「プロフェッショナルスキル」及び「プロフェッショナルセミナー」において、模試の実施や国家試験予備校講師を招いての対策講座を実施し、国家試験合格に向けて学生を全面的に支援している。

キャリア支援課と教員は密に情報交換を行うことにより、次のような学生支援を行っている。①国家試験の対策及び卒業後の進路すなわち就職支援活動への支援、②企業・病院などでのインターンシップ参加への支援、③合同就職説明会による就職活動の支援。

保健医療学部では、円滑に実践的な知識や技能を身につけることができるよう、平成29(2017)年度から、文書作成能力を早期に獲得してもらうことを目的に、1年次を対象に「文章の書き方講座」、就職活動開始前の3年次生を対象に「労働法講座」やキャリア

形成の充足を知るための「社会人基礎力講座」を実施している。それらの効果検証を重ね、実施時期・方法等についてさらに検討していく。また合同就職説明会についてはオンデマンド方式で実施した。今後もキャリア支援課との連携を通じて、社会で必要とされるコミュニケーション能力、課題解決能力等を育成していく。

## ② キャリア支援体制の整備

学生のキャリア支援に向けて、教職員の組織としてキャリア支援委員会、事務局の組織としてキャリア支援課が協力し合いながら、学生の進路や就職活動を支援している。

発達教育学部では、各コースの教員と、キャリア支援課、及び専門の特命教授が5名常駐している教職・公務員支援センターとが連携しながら、以下の業務を行う体制を整えている。

小学校・特別支援学校コースにおいて、千葉県教育庁教育振興部の協力を得て、千葉県・千葉市公立学校教員採用試験採用候補者選考の概要及び千葉県が求める教師像等について、学生の理解を深めることを目的とした説明会を毎年実施している。また、公立学校教員採用選考対策として、年間を通じて「基礎講座」・「スタートアップ講座」・「直前講座」・「春期講座」、また現場に出る前に「出る前講座」を実施している。なお、「直前講座」には既卒者の参加もあり、現役教員のサポートや再受験の卒業生支援の体制もできている。

幼児教育・保育コースにおいても、教職・公務員支援センターとキャリア支援課の協力のもと、「公務員（保育士）採用試験対策講座」を実施した。公務員試験の場合は実技試験を伴う場合が多く、実践的なテーマ（集団面接、模擬保育等）で試験対策を講じ、教職協働で学生の就職活動の支援を行ってきた。また、ゼミナール担当教員は学生の進路相談に応じ、主に3年次からは個別進路に応じた学修活動をマンツーマンで指導している。

一般職を目指す学生への支援として、就職説明会への参加を促したり、面談等にもさらに力を入れ、学生一人ひとりの希望が叶うように、3、4年次に一般就職支援担当教員を1人ずつ配置し、キャリア支援課との連携のもとで就職支援を行っている。また、厚生労働省新卒応援ハローワーク及びジョブサポーター、千葉県の就職支援施設ジョブカフェちばとの就職支援連携の体制が構築されている。さらに、公式 LINE や Google classroom の meet 等を使い個別面談・個別相談の実施や、就職試験対策を行う体制が整っている。この他、キャリア支援クラウドサービス「キャリタス UC」の導入により、求人数は増加している。年々、保育分野、福祉・医療分野の登録が増えているため、「キャンパスプランポータル」の求人票検索と並行し、学生の利便性の向上に努めている。

上記の支援の結果、以下の採用・就職の実績となっている。

小学校教諭の採用試験合格率は 85.7%、保育士(公務員)は 57.1%となった。特別支援学校教諭の合格率は 53.3%と前年度を下回ってしまったため、さらに対策強化が求められる。一方で、小学校・特別支援学校専攻の過去3年間の就職（内定）率は、講師を含め 100%と高い割合を示しており、不合格だった学生の指導も行えている。また、幼児・保育専攻の就職率は 97.6%と高い値を示している。

厚生労働省新卒応援ハローワーク、千葉県の就職支援施設ジョブカフェちばとの就職

支援における連携を維持・強化するとともに、千葉市民間保育園協議会、全千葉県幼稚園連合会、千葉市幼稚園協会、千葉県児童福祉施設協議会等の団体が実施する説明会に参加を促し、職業情報及び職場理解を深めることで、就職活動のより確実な支援につなげ、令和 6(2024)年度も、キャリア支援課とゼミナール担当教員との連携強化を図り進めてきた。

発達教育学部の就職先は、保育園等(放課後等デイサービス及び福祉施設等含む)が多く、千葉県内が大半を占めている。また、免許・資格を取得し就職した学生が専門職に就いた割合は 93.1%あり高い専門職率を保っている。

保健医療学部では、円滑に実践的な知識や技能を身につけることができるよう、平成 29(2017)年度から、文書作成能力を早期に獲得してもらうことを目的に、1年次を対象に「文章の書き方講座」、就職活動開始前の3年次生を対象に「労働法講座」やキャリア形成の充足を知るための「社会人基礎力講座」を実施している。それらの効果検証を重ね、実施時期・方法等についてさらに検討していく。今後もキャリア支援課との連携を通じて、社会で必要とされるコミュニケーション能力、課題解決能力等を育成していく。

合同就職説明会についてはオンデマンド方式で実施し、令和 6年(2024)年度の就職率は 93.5%となった。就職先は千葉県内のほか関東近県の病院が多く、高い専門職率となっている。

保健医療学部ではさらに、教育課程外で国家試験の模擬試験を 5回実施し、個々の学生の実力把握と学力向上に貢献している。令和 6年(2024)年度の作業療法学専攻における国家試験合格率は、84.6%であり、新卒の全国平均(92.5%)には及ばなかった。理学療法学専攻における国家試験合格率は、令和 6(2024)年度は 95.7%であり、新卒の全国平均(95.2%)を上回った。両専攻共に、全教員が国家試験対策に関わる体制をとっており、教員が自身で取り組む仕事であるという意識が全学的に醸成されている。また、企業アンケートおよび卒業生アンケートを実施し、企業からの卒業生に対する評価・求められる人材像・卒業生の意見等を、自由記述も含め学部教員に共有し教育に活用できるようにしている(詳細は 4-3 学修成果の把握・評価《就職状況及び企業の評価》を参照のこと)。

# 植草学園大学

## 年度別教員・公務員（保育士）採用試験結果合格状況一覧

### 植草学園大学 発達教育学部

#### 【小学校教諭】

〈採用試験結果〉						〈就職内定状況〉 講師を含む就職者		
年度	受験者数	一次合格者数	一次合格率	最終合格者数	最終合格率	教職希望者数	教職等内定者数	内定率
令和4年度	13	7	53.8%	7	53.8%	12	12	100.0%
令和5年度	19	16	84.2%	16	84.2%	18	18	100.0%
令和6年度	14	13	92.9%	12	85.7%	15	15	100.0%

#### 【特別支援学校教諭】

〈採用試験結果〉						〈就職内定状況〉 講師を含む就職者		
年度	受験者数	一次合格者数	一次合格率	最終合格者数	最終合格率	教職希望者数	教職等内定者数	内定率
令和4年度	19	14	73.7%	9	47.4%	16	16	100.0%
令和5年度	19	14	73.7%	11	57.9%	18	18	100.0%
令和6年度	15	12	80.0%	8	53.3%	14	14	100.0%

#### 【公務員（保育士）】

〈採用試験結果〉						〈就職内定状況〉	
年度	受験者数	一次合格者数	一次合格率	合格者数	最終合格率	合格市町村数	公務員内定者数
令和4年度	16	13	81.3%	8	50.0%	6	7
令和5年度	7	5	71.4%	2	28.6%	2	2
令和6年度	7	5	71.4%	4	57.1%	4	4

## 発達教育学部・令和7年3月卒業生進路状況一覧

		全体	小特	幼保等	一般	その他の進路
卒業生数	合計	81	29	42	9	1
就職希望者数	合計	76	29	41	6	
就職内定者数	合計	73	29	40	4	
就職率(内定者/卒業生)	合計	90.1%	100.0%	95.2%	44.4%	
就職率(内定者/希望者)	合計	96.1%	100.0%	97.6%	66.7%	

令和6(2024)年度卒業生の就職及び進路の状況は、次のとおりである。

### 令和6(2024)年度卒業生の就職状況

[発達教育学部]		[保健医療学部]	
就職率(決定者数/卒業生数)	90.1%	就職率(決定者数/卒業生数)	87.7%
就職率(決定者数/希望者数)	96.1%	就職率(決定者数/希望者数)	93.5%
専門職就職率 (専門職就職者数/免許・資格取得の就職者数)	93.1%	専門職就職率 (専門職就職者数/免許取得の就職者数)	100%

### 3-4. 学生サ-ビス

#### ① 学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

《学生サービス、厚生補導のための組織の設置・実施》

学生サービス、厚生補導については、学生委員会、健康管理委員会及び学務課が協力して、学生生活の支援を行っている。

学生委員会は、学部から選出された教員と学務課職員で構成される常設の委員会で、毎月 1 回定例委員会を開催し、学生サービスや厚生補導について審議している。

学務課・学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の顧問として全面的に支援、指導している。

新入生への支援として、学部でフレッシュマンセミナーを企画し、新入生と教職員間の親睦を図るとともに、不安の大きい新たな大学生活のスタートをフォローしている。また、新入生については、入学時に「学生生活ガイド」を配布し、新たな大学生活の開始について支援をしている。

《奨学金・経済支援》

奨学金など学生に対する経済支援を適切に行っている。学生に経済的な支援を行う奨学金制度として、大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）はエビデンス集データ編【表 2-7】に示した。「植草こう特別教育資金」による奨学金給付及び授業料等減免制度による支援を行っている。

入学時及び在学時の成績上位者に対して、授業料等を減額もしくは奨学金を支給する「スカラシップ制度」を実施している。「新入生スカラシップ」では入学試験時（大学入学共通テスト利用入学試験 A 日程）の成績上位者において、入学金の全額免除と授業料の全額又は半額の減免となる。この制度は入学後も各年次において成績が 20%以内に入ることで継続することができる。「在学学生スカラシップ」では 1 年次から 3 年次における成績上位者（在籍数の 5%以内、新入生スカラシップを除く）に対して、翌年次に 20 万円の奨学金を支給している。

新入生スカラシップ学生数(令和 6(2024)年度実績)

	令和 6 年度 入学生	令和 5 年度 入学生	令和 4 年度 入学生	令和 3 年度 入学生
発達教育学部	1 人	1 人	1 人	2 人
保健医療学部	1 人	0 人	2 人	2 人

在学学生スカラシップ学生数(令和 6(2024)年度実績)

	令和 5 年度 入学生	令和 4 年度 入学生	令和 3 年度 入学生
発達教育学部	4 人	4 人	4 人

## 植草学園大学

保健医療学部	3人	3人	4人
--------	----	----	----

また、日本学生支援機構奨学金、保育士修学資金、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の利用を必要に応じて勧めている。本学における奨学金は、主に日本学生支援機構奨学金によるものが多く、大学全体では、貸与型で39.2%（令和6(2024)年度実績：226人）、給付型で12.8%の学生（令和6(2024)年度実績：74人）が利用している（44人は併用）。保育士修学資金（5年間保育士の実務経験により返済義務免除）を借り入れる学生が増加してきた。（令和6(2024)年度実績：千葉県30人、千葉市29人、他県1人（茨城県1名）、他市9人（船橋市5人、松戸市1人、市原市2人、いすみ市1人））。

これらの奨学金及び経済支援については、『履修要項』への掲載だけでなく、「キャンパスプランポータル」やクラス担任もしくはゼミナール担当教員から適宜、紹介及び連絡を行っている。

・本学が行っている経済支援は次のとおりである。

- ①学校法人植草学園植草こう特別教育資金
- ②植草学園大学・植草学園短期大学授業料延納及び分納制度

・他機関の経済支援として主なものは次のとおりである。

- ①日本学生支援機構奨学金
- ②厚生労働省 生活福祉資金貸出制度
- ③日本政策金融公庫 国民生活事業（国の教育ローン）
- ④郵貯貸付
- ⑤文部科学省 高等教育の修学支援新制度（令和2(2020)年度から）

教育ローン等については、学務課内にファイナンシャル相談員を配置し、相談に応じている。

また、「フードバンクちば」から配給された食・飲料品を配布するなどして、生活並びに経済的支援を行った。

以上のように、本学では奨学金をはじめ、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

### 《課外活動への支援》

学生の自主性を尊重し、主体的に課外活動や諸行事等を運営することを通して、豊かな学園生活を送れるようにすることを基本方針としている。学生の課外活動への支援には、主に「学園祭（緑栄祭）」「サークル活動」「ボランティア活動」「イベント・行事」「卒業関連」があり、学友会が中心として対応、運営し、学務課・学生委員会がその支援をしている。学友会活動の拠点として、学友会室が設置され、PC、コピー機が導入されている。また、令和6(2024)年度は、改修工事によりB棟1階の学友会室が使用困難となったため、体育館2階に一時的に学友会室を設置した。これらの活動費については学友会予算によって支弁されている。学生の課外活動への支援状況はデータ編【表2-8】に示した。

令和5(2023)年5月8日以降、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2類

から5類へ変更されたことに伴い、本学の対応に沿って課外活動、緑栄祭、学友会活動、予餞会等においても通常の手続にて実施することにした。但し、感染の可能性がなくなったわけではないので、感染予防を徹底して実施することにした。

課外活動用の施設としては、体育館、フットサル場、グラウンド、Eスタジオ等を利用している。また、課外活動棟を2棟設置(2階建て・各棟10室・全室エアコン設置)して、各サークルの活動拠点として利用されている。

学生の課外活動などに対する要望は、原則毎月開催されるサークル代表者会議及び毎年度末に実施する「学生満足度アンケート」によって汲み上げられるようになっている。

以上のように、本学では学生の課外活動への支援を適切に行っている。

#### 《健康相談・心理相談・生活相談・ハラスメント相談》

健康相談・心理相談は健康管理室が対応している。健康管理室は、学内での体調の変化やけがの応急処置、定期健康診断や実習に伴う各種検査の手配及び感染症対策、麻しんや風しんの予防接種歴などを確認して、学生が安心して学園生活を過ごせるようにしている。また、健康診断の結果に基づいて、保健指導や健康相談をするなどして、学生の健康管理面を支援している。心理的な相談についても、健康管理室が中心となって対応し、学外の専門カウンセラー1人を配置している。令和3(2021)年度以降、相談者の多かった6月及び7月はカウンセリング日程を増加するなど、心理相談の充実を図っている。健康相談、心理相談については、必要な場合、担任・ゼミナール担当教員と協力して対応している。また、令和6(2024)年9月よりカウンセリングのインターネット予約システムを導入している。

生活相談に関しては、学務課が中心となって対応している。また、クラス担任が生活相談を受ける場合があり学務課と連携してこれに応じている。相談室1、2の2つの学生相談室を設置している。

ハラスメントの相談・対応などを行う「うるおい相談員」には大学・短大の教職員から選出された8人及び外部カウンセラーを1人配置している。ハラスメントの防止やハラスメントに関する相談窓口の周知については、『履修要項』に示し、また学内に多くのポスターを掲示し、わかりやすく、かつ相談が行いやすい支援体制を取っている。

ハラスメント防止委員会では、毎年教職員と短大、大学の全学生を対象として、ハラスメントに関するアンケート調査を実施し、問題となる事例があった際は、関係者への指導を行っている。令和6(2024)年度は、令和7(2025)年2月教授会において、アンケート結果の報告を行った。アンケート結果については、「キャンパスプランポータル」で公開している。また、法人本部課と連携して、令和6(2024)年12月25日の職員研修(SD)において、外部講師によるハラスメント防止に関する研修会を実施した。

#### 《留学生・社会人入学学生への支援》

データ編【表2-1】に示したとおり、外国人留学生特別選抜試験もしくは社会人特別選抜試験を受験して入学する学生は1名在籍している。これらの学生が在籍する場合、入学後に特別な配慮・対応は行っていないが、常にクラス及びゼミナール担任が窓口と

なって相談できる体制をとり、相談があった際には必要に応じて関係委員会へ回付するなどの支援的対応を丁寧に行うようにしている。

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

大学キャンパスは、千葉県千葉市若葉区小倉町 1639 番 3 にあり、JR 都賀駅からバスで約 15 分の場所に位置している。校地総面積は 69,890 m<sup>2</sup>、うち 19,182 m<sup>2</sup>は、大学、短大、高校共用運動場(グラウンド)、校舎総面積は 16,607 m<sup>2</sup>である。

校地面積及び校舎面積は、大学設置基準校地面積 7,200 m<sup>2</sup>、同じく校舎面積 7,140 m<sup>2</sup>を満たしており、教育研究に必要な施設設備が整備されている。

施設は、大学設置基準上の校地及び校舎基準面積を満たしており、教育研究目的を達成するために必要な施設設備が整備されている。大学図書館では、ラーニングコモンズ機能の拡充・整備など、教育環境の一層の整備を進めてきた。活用状況については、授業、課外活動、学生間交流、教員の研究活動に効果を発揮している。

ア 校舎に配置している部屋は、教員研究室 45 室、講義室 17 室、演習室 52 室、実験実習室 13 室、PC 室 1 室(語学学習施設を兼ねる)で全室空調管理がなされている。令和 2(2020)年度からの保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の発足に伴い新たに T 棟を新築した。また、令和 5(2023)年度には、B 棟の大規模改修を見越してピアノ練習棟を増設した。プロジェクター等の設備は、講義室、実験実習室、及びゼミ室を除く演習室に全て整備されており、ゼミ室については携帯用プロジェクターで対応している。

イ 運動場用地 (19,182 m<sup>2</sup>) は、植草学園短期大学及び植草学園大学附属高等学校との共用施設として、体育の授業及びサークル活動に利用している。

ウ 体育施設は、体育館 (940 m<sup>2</sup>)、フットサル兼テニスコート 2 面、スリーオンスリーコート 1 面、弓道場があり、勉学のみならずスポーツによる心身の健康を維持するとともに、学生間の交流の場となっている。令和 3(2021)年度には、バリアフリートイレの新設を含む体育館トイレの全面改修を行った。また令和 4(2022)年度には、学生からの要望に応じて、フットサルコートの夜間照明の増設を行った。

エ 情報サービス施設として、メディアセンターを設置している。メディアセンターは、

学生用に 10 台のデスクトップ PC がいつでも自由に使える状態で設置されており、情報の収集やレポート作成、卒業研究等に活発に活用されている。なお、学内には図書館、学生食堂にも学生が利用できる PC を配置しているとともに、貸出し用のノート PC100 台を備えている。

オ 附属施設として、学生相談室、健康管理室、課外活動棟 2 棟、学生食堂(kusu-kusu 及びカフェ・ロッサ)、売店があり、学生の利用が活発である。

カ 本学の建物は、昭和 56(1981)年建築基準法が改正され耐震基準が改まった後の建物である。すべて現在の耐震基準を満たす建物となっている。

体育館においても吊り天井を有しておらず、照明・バスケットボールゴール等の非構造部材においてもすべて落下防止対策を実施済みである。

キ 開学から 16 年余りが経過しており、老朽化が進みつつある機器や施設・設備については、安全・安定的に運用できるように定期的に点検・整備を実施するとともに、改修の必要なものには予算配分し、計画的に整備・更新をしている。令和 3(2021)年度には、A 棟外壁の全面改修を行った。令和 5(2023)年度には L 棟空調機器の一部更新を行った。

また、看護学部設置に伴う B 棟改修工事において、1 階トイレを障害の有無や LGBTQ に対応した「誰でもトイレ」に改修した。

ク 環境負荷の軽減の観点から、平成 26(2014)年度から少しずつ学内の照明の LED 化を図ってきたが、令和 3 (2021) 年度には M 棟、L 棟の LED 化を行ったことにより、キャンパス内照明の全面 LED 化が完了した。また、令和 5(2023)年度に増設したピアノ練習棟の屋上にはソーラーパネルを設置した。

## ② 図書館の有効活用

図書館は、「植草学園大学・植草学園短期大学図書館規程」に基づき、「図書館運営委員会規程」及び「図書館利用細則」を定めている。図書館運営委員会により組織運営されている。

植草学園短期大学との共用施設として平成 21(2009)年 1 月に植草学園大学・植草学園短期大学図書館が完成した。また、平成 25(2013)年度に改修・整備を行い、ラーニングコモンズなどの施設・設備を拡充した。面積 1,077 m<sup>2</sup>、蔵書数約 59,322 点 (令和 6(2024)年度末現在、視聴覚資料を含む)、学術雑誌は 538 種である。開館時間については、平日午前 9 時から午後 8 時 45 分 (木曜日を除く)、土曜日は午前 9 時から午後 1 時までの短縮開館とした。

また利用者数は、年間で延べ約 21,778 人 (1 日約 80 人) で、前年度と比べ利用者は減少した。

貸出は一人 10 冊まで、原則 2 週間借りることができ、実習や卒業研究論文準備の際には延長している。年間約 3,201 冊が貸し出されており、前年度の利用数よりも減少して

いる。

図書館はM棟の1階と2階にあり、座席数は合計248席である。1階はアクティブ・ラーニングが可能な設備を「コラボレーションエリア」「インフォメーションエリア」「ライティングエリア」として整え、プレゼンテーションや模擬授業、学生たちのグループ学修の場としても利用されている。また、絵本・紙芝居のコーナーや障害者のための点字機器などコミュニケーション機器コーナーが整備されている。

2階は三つのエリアに分かれ、エリアAには主に人文科学・社会科学系図書、エリアBは自然科学系図書、エリアCにはDVD・大型本・楽譜・文庫・新書など、その他の資料が収められている。

図書館内の所蔵資料の蔵書検索(OPAC)には、図書館HP([https://www.uekusa.ac.jp/school\\_life/library](https://www.uekusa.ac.jp/school_life/library))にリンクしており、図書・雑誌・映像資料・音響資料・児童書・楽譜などの検索や、お知らせや図書館の開館状況などのカレンダーの閲覧ができる(<https://uekusa.opac.jp/opac/top>)。

文献検索データベースは、国立情報学研究所の「CiNii」や米国国立医学図書館の「PubMed」のほかに、医学中央雑誌刊行会の「医中誌Web」、朝日新聞の「朝日クロスサーチ」を契約し利用している。電子ジャーナルについては、平成30(2018)年度から国内医学系雑誌のパッケージ「メディカルオンライン」を契約、さらに令和2(2020)年4月から「Medical Finder」(リハプラン)を導入し、学生及び教職員の学修・教育・研究活動を支援する条件を整えている。

館内全体で学生用PCが30台設置され、ゼミや授業等でもこれら図書館施設が活用されている。また、新入生ガイダンスから、卒業研究、論文執筆のための文献検索実習など、効率良い図書館利用のためのガイダンスを年間約8回実施している。シラバス推薦図書の購入や四半期ごとに図書購入の要望を募るなど、図書館として必要な資料の選定・整備を随時行っている。必要な文献については他大学図書館等との相互貸借を通じて取り寄せている。

以上のように図書館は、適切な規模でかつ、十分な学術情報資料を確保しているなど、図書館を十分に利用できる環境を整備している。

また、令和3(2021)年4月から、新たに学内・学外貸出用ノートPCとして合計100台を図書館に完備し、遠隔授業の受講や、レポート作成・卒論作成など多岐にわたり利用されている。

また、令和6(2024)年10月から、図書館内でNTTドコモが提供する電子雑誌読み放題サービス「dマガジン forBiz」を利用できるようにしている。

### ③ 施設・設備の安全性・利便性

大学設置時に建設したL棟、M棟は当時の耐震構造としては基準の1.5倍の耐震強度を持たせてある。大学開学前からある建物も耐震チェックや非構造物の落下等の防止のための改修工事(体育館天井改修、A棟外壁改修)を行った。

## [基準3の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学生が大学で学ぶために必要な学修支援（学生の生活，健康，課外活動，心理相談，ハラスメント，キャリア支援，学生サービス）に教職協働であたり，適切な学修環境を整備するとともに，それらの実現と改善のために学生の意見，要望を把握する仕組みを整え活用している。

普通教室の自習のための夜間開放と教職・公務員支援センターにおける担当職員によるきめ細かい指導により国家試験や公務員試験の結果によい傾向が見られる。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生受け入れについて，大学全体及び学部のアドミッション・ポリシーを策定し，求める学生像を明確に示すとともに HP，入学試験要項等で確実に周知していく。

耐震性は十分であるが，開学して 16 年が経過し，空調面でチラーや GHP に故障が目立つようになり，予算を取って抜本的に改修する必要が出てきている。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

学生募集についてはさらに力を入れていく。入学者選抜については，多様な入試区分を設定し，アドミッション・ポリシーに基づき適切に実施していく。

空調設備の改修は非常に大規模な工事となるため，複数業者によるプレゼンテーションや入札等本学の規程等に則って業者を選定し，令和 8(2026)年度を目途に予算化する。

## 基準 4. 教育課程

### 4-1. 単位認定，卒業認定，修了認定

#### ① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

#### ② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準などの策定と周知，厳正な適用

##### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

##### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学各学部の学部規程第 2 条に明示した教育目的に基づき，学部ごとにディプロマ・ポリシーを平成 26(2014)年に策定した。その後平成 29(2017)年に文科省発出の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき再検討し，令和元(2019)年には発達教育学部，保健医療学部の両学部で共通化を図るとともに，アセスメント・ポリシーに基づく評価を可能とするよう，文末表現を「できる」などとした。共通化により，両学部のディプロマ・ポリシーは，いずれも 1. [徳育・教養] 2. [共生社会・障害支援] 3. [社会貢献・地域支援] 4. [科学的・論理的思考] 5. [問題解決・キャリア形成力] 6. [知識・技能・実践力] の 6 つの側面にまとめられた。これらについては，その都度『履修要項』，HP で周知してきた。

このように，各学部は教育目的を踏まえディプロマ・ポリシーを定め，周知している。

② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準，修了認定基準などの策定と周知，厳正な適用

《単位認定基準》

単位を修得するには，必要な時間の受講・出席が求められる。単位は，その授業科目の授業が終了し，その科目の期末定期試験に合格した場合に修得できる。期末定期試験の受験は，履修登録していない者，学生納付金の未納者，その科目の出席時間数が以下の基準に満たない者（講義及び演習科目は3分の2，実験及び実技科目は5分の4）は受験できない。なお，学外での実習や卒業研究などについては，定期試験とは別に，成績が評価される。また授業科目によっては，試験と同等に扱われるレポート等で評価することもある。

なお，単位認定に必要な科目毎の到達目標及び成績評価基準はディプロマ・ポリシーとの関連を含めシラバスに明記している。シラバスは成績評価について「評価の基準」（評価の対象とする授業の目指す知識の獲得や理解，技能の獲得，意欲態度の具体的内容），評価の方法（試験やレポートなどの評価の割合）を示している。

各授業の成績は，秀，優，良，可，不可（未受験を含む）で評定し，可以上を合格とする。秀は100～90点，優は89～80点，良は79～70点，可は69～60点，不可（未受験を含む）は59点以下が各評定の基準である。またこれら単位認定の基準については，『履修要項』にも明示している。

《進級基準》

発達教育学部では，卒業必修の各学年の「キャリア演習Ⅰ～Ⅳ」（令和6(2024)年入学生からは「キャリア演習Ⅰ・Ⅱ」）は，全専任教員で指導に当たっており，複数学年の当該科目を重複して履修することができないため，この科目が進級基準の機能を果たしている。また，教育実習等に参加できるように必要な授業科目と単位数等を「発達教育学部における実習に係る履修要件に関する申合せ」において規定し，『履修要項』に明示している（ただし，教員免許，保育士資格の取得を希望しないことも可能である）。

保健医療学部では，「植草学園大学保健医療学部進級基準及び学外実習履修資格に関する規程」において，2年次から3年次，3年次から4年次への進級要件を規定し，『履修要項』に明示している。

《卒業認定基準》

卒業認定基準についても，学部規程に明記し，『履修要項』に明確に示し周知している。いずれの学部でも，学科の教育課程において，指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことを卒業要件としている。卒業に必要な単位数は，卒業研究を含めて発達教育学部は124単位，保健医療学部は127単位である。

このように，本学では，ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準，進級基準，卒業認定基準を適切に定めている。

単位認定は，ディプロマ・ポリシーに関連する各科目の到達目標の達成状況を評価する単位認定試験により厳正に行われる。単位認定の基準として，各科目の成績評価基準をシラバスに明示している。加えて，保健医療学部においては，国家試験の知識レベル

と外部の臨床実習を行うことのできる技能レベルを単位認定の主な基準としている。

なお、公平性と透明性を確保し、全学的に統一した基準で、かつ国際的に通用する基準を用いるため、GPA(Grade Point Average)制度を用いた成績評価を行っている。GPAは履修登録の上限緩和、学業不振における学修指導（学業不振者の進路変更の契機とするため、GPAを基準とした学修指導及び警告(1.0未滿を対象)並びに退学勧奨(0.5未滿を対象)を行い、卒業判定時にも参照することとし、その基準を『履修要項』に明記した。)や優秀な学生の表彰、在学生スカラシップの表彰等に利用しており、学生の学修意欲向上に機能している。

進級基準については、発達教育学部では前述(3-1-②)のとおりである。

保健医療学部では、2年次から3年次、3年次及び4年次への進級要件を『履修要項』に明示し、次年度の学外実習を行うためには前年度の必修科目の単位取得を規定している。そのため3年次また4年次への進級において、単位未修得による留年者が発生している。実習参加可能の判定並びに進級判定は教授会の議を経て決定される。なお、留年者等に対しては、担任が定期的に相談及び指導を行って、学生の学修が進展するように支援している。

卒業要件は、各学部の教育課程において指定した必修科目及び選択必修科目の単位を満たすことである。卒業認定に当たっては、単位数について全教員が確認し、教授会で判定している。

以上のように、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### ④教養教育の実施

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### (1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

#### (2) 4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

##### ① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学各学部の学部規程第2条に明示した教育目的に基づき、学部ごとにカリキュラム・ポリシーを平成26(2014)年に策定し、教職員には教授会で、学生には『履修要項』、社会にはHPで周知してきた。その後平成29(2017)年に文部科学省発出の「三つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」に基づき再検討を行い改訂し、教授会、『履修要項』、HPで周知している。なお、令和6(2024)年度においては、次年度に予定するカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。

##### ② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

両学部とも次の表のようにカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの項目にタイトルをつけ、関連性を明確にしている。また、全科目のシラバスの「授業内容・授業計画」欄に、「ポリシーとの関連」という項目を設けており、そこにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと当該科目との関連を明記している。それにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性が学生にも理解できるようしている。このように、本学のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されている。

発達教育学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係

カリキュラム・ポリシーにおける 「育成する資質・能力等と授業科目との関係」	ディプロマ・ポリシー
<p>1. [徳育・教養] 豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成することについては、全ての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に「人間と道徳」の授業において建学の精神を含めて学修する。又、教養科目を通じて幅広い教養を身に付ける。</p>	<p>徳育を教育の根幹とする学園建学の精神、学則第1条及び発達教育学部規程第2条に定める教育目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>1. [徳育・教養] 人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、高い道徳心と倫理観をもって行動できる</p>
<p>2. [共生社会・障害支援] コースにかかわらず、全ての学生が障害等による困難性のある子どもを支援できる力を身に付けるために、特別支援教育に関する科目を指定した単位数修得する。また、共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システムの観点から、全ての子どもの教育・保育の質の向上及び地域社会の発展に貢献できる力を育成するために、「特別なニーズ教育の基礎と方法」「インクルーシブ保育」等の科目を学修する。</p>	<p>2. [共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することができる</p>
<p>3. [社会貢献・地域支援] 社会貢献・地域支援できる力を育成するため「社会貢献・地域支援活動Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「インターンシップ活動」等の科目を学修する。</p>	<p>3. [社会貢献・地域支援] 関連する諸機関や人々との連携を保ち、地域社会に貢献することができる</p>
<p>4. [科学的・論理的思考] 「専門ゼミナール」「卒業研究」専門領域の知識や理解を深め、科学的思考力・論理的思考力を高める科目を学修する。</p>	<p>4. [科学的・論理的思考] 教育・保育の発展に寄与できる科学的・論理的思考ができる</p>
<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 教育専門職・保育専門職として問題を解決し、自ら成長することができる力を育成するために、「キャリア演習」等の科目を学修する。</p>	<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 教育専門職・保育専門職として問題を解決し、自ら成長することができる</p>
<p>6. [知識・技能・実践力] 専門科目において育成する知識・技能・実践力については、専攻別に以下の区分によって科目を構成する。</p> <p>[小学校教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[特別支援教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[幼児教育に関する資質・能力] 1～4</p> <p>[保育士に関する資質・能力] 1～5</p>	<p>6. [知識・技能・実践力] 自らの専攻分野（小学校教育、特別支援教育、幼児教育・保育）について広い視野を持ち、正しい知識・確かな技能に基づき実践することができる</p>

保健医療学部におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの関係

カリキュラム・ポリシーにおける 「育成する資質・能力等と授業科目との関係」	ディプロマ・ポリシー
<p>1. [徳育・教養] 基本的人権を尊重し、保健・医療・福祉を受ける人の生活感や価値観を理解し、豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観をもつ人材を育成するために「人間と道徳」を始めとする教養教育科目及び「エレメンタリーセミナー」「生命倫理」などの科目を学修する。</p>	<p>徳育を教育の根幹とする学園建学の精神、学則第1条及び保健医療学部規程に定める教育目的を達成することを基本理念とし、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>1. [徳育・教養] 人間や社会に対する理解や生命の尊厳について深く認識し、高い道徳心と倫理観をもって行動できる</p>
<p>2. [共生社会・障害支援] 人間を取り巻く環境と健康、病気、障害へのメカニズムや回復過程を総合的に学び、障害や困難性のある人を支援できる人材を育成するために「解剖学」「生理学」「運動学」「神経内科学」「リハビリテーション医学」などの専門基礎科目を学修する。</p>	<p>2. [共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することができる</p>
<p>3. [社会貢献・地域支援] 保健医療活動の社会における意義や重要性を理解し、リハビリテーションの地域における役割を修得する。地域理学療法学に関する科目あるいは地域作業療法学に関する科目を学修する。他の医療スタッフとの連携を図る「チーム医療演習」などの科目を学修する。</p>	<p>3. [社会貢献・地域支援] チーム医療を発展させると共に関連する諸機関や人々との連携を保ち地域社会に貢献することができる</p>
<p>4. [科学的・論理的思考] 科学的根拠に基づき系統立てられている専門基礎科目を学修する。卒業研究により、理論的、研究的能力を養う。「リハビリテーション研究法」「卒業研究」などの科目を学修する。</p>	<p>4. [科学的・論理的思考] リハビリテーションの発展に寄与できる科学的・論理的思考ができる</p>
<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 保健・医療・福祉の専門職としての問題解決能力及び生涯学習の資質を養い、卒業後も自己研鑽への能力を養う。「総合臨床実習Ⅰ、Ⅱ」などの科目を学修する。</p>	<p>5. [問題解決・キャリア形成力] 医療専門職として問題を解決し、自ら成長することができる</p>
<p>6. [知識・技能・実践力] リハビリテーション専門職としての職業的アイデンティティを育成するために、早期実習を実施し、専門的学習を系統的に学修する。評価学、治療学、生活支援の学理と実践を統合的に学修し、臨床実践能力を養う。臨床実践能力の評価としては、客観的臨床能力試験（OSCE）により客観性を担保して行う。これらの資質・能力を育成するために専攻別に以下の区分によって科目を構成する。</p> <p>【理学療法学専攻：理学療法士に関する資質・能力】 1～6</p> <p>【作業療法学専攻：作業療法士に関する資質・能力】 1～6</p>	<p>6. [知識・技能・実践力]</p> <p>理学療法学専攻：保健・医療について広い視野を持ち、理学療法学領域における正しい知識・確かな技能及び知識・技能に基づき実践することができる</p> <p>作業療法学専攻：保健・医療について広い視野を持ち、作業療法学領域における正しい知識・確かな技能及び知識・技能に基づき実践することができる</p>

### ③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

教育課程の全体構造は次のようになっている。

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学修への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的とし、両学部に通講している。

専門教育科目は各学部の専門分野における基礎的・基本的な内容の科目を専門基礎科目として配置し、より高度で専門的な内容の科目を専門科目として配置している。

授業科目には、記号番号（ナンバリング）を付し、教育課程の体系に沿った授業科目の位置づけを明示している。『履修要項』のカリキュラム表にナンバリングを記載するとともに、カリキュラムツリーを明示することによって学生の履修課程の理解を促している。両学部ともカリキュラム・ポリシーにこれらの教育課程の体系的編成を示している。

シラバスは、それぞれの科目の教育目的及び教育課程における位置づけを示すために重要であると考えている。したがって、シラバス作成は、教務委員会を中心に検討し、書式を統一している。記述事項は、科目の基本情報（科目区分、科目ナンバリング等）の他、ポリシーとの関連、授業のキーワード、学生の到達目標、授業の内容（1回毎の内容）、予習・復習の内容及びそれに費やす学修時間、成績評価の基準及び方法、教科書及び参考図書、オフィスアワーとなっている。特に「予習・復習・展開」については、毎回の講義ごとにその内容を記載し、学生が教室外で学修を進められるようにしている。各教員が作成したシラバスの内容については、各学部長、各学科主任及び学務課において点検している。このようにシラバスは各科目が教育課程の体系的編成の中での位置づけを示すように適切に整備されている。

### ④ 教養教育の実施

教養教育科目は、社会人（現代社会に生きる人びと）に共通に求められる知識や思考法を養うこと及び専門分野の学習への橋渡しとなる基礎的学力を養うことを目的としており、両学部に通講している。

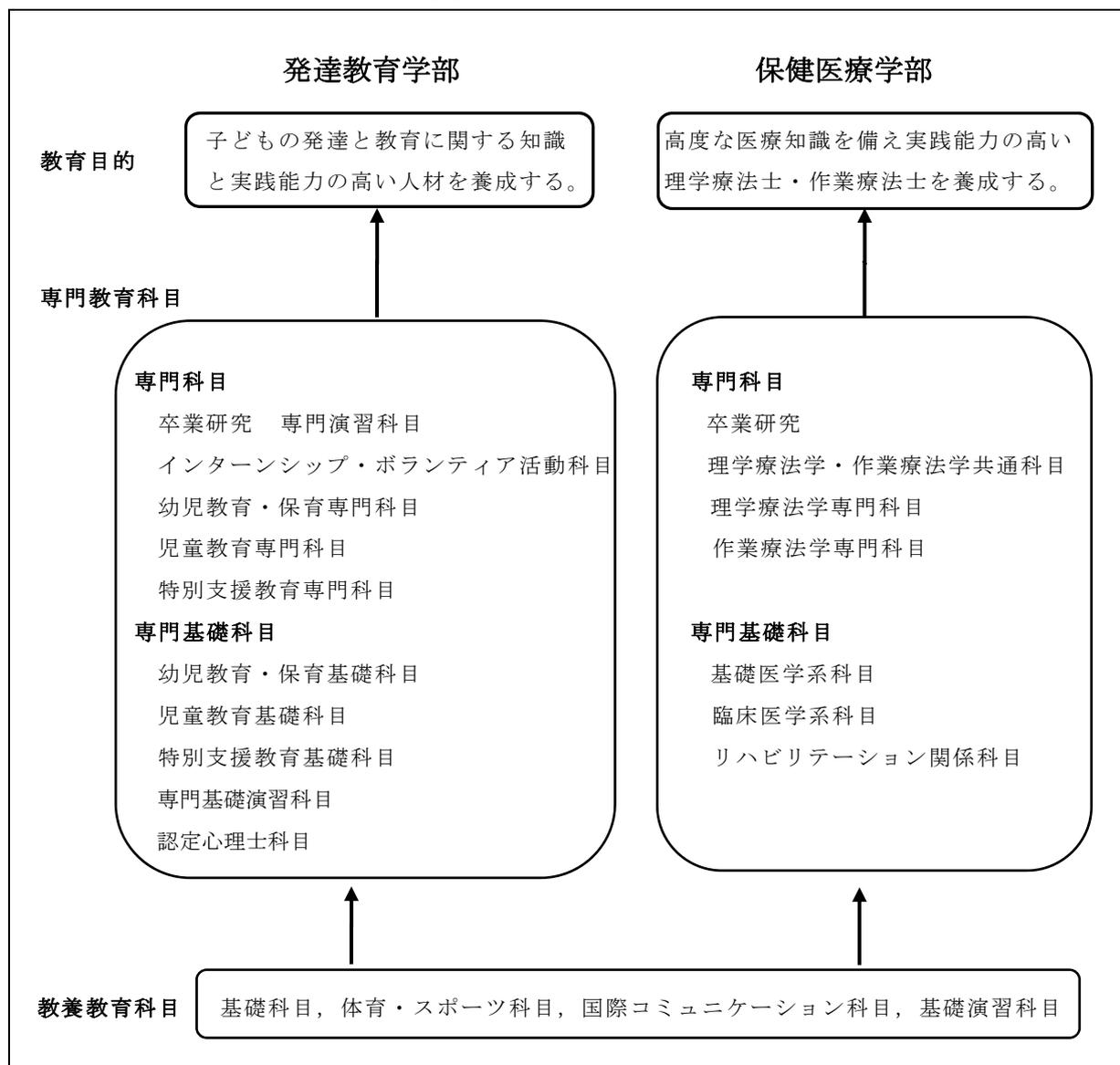
徳育を教育の根幹とする本学の基本理念に基づき、「人間と道徳」を両学部の卒業必修としたうえで、学部の特色に合わせて必修科目を設定している。教育・保育に関わる者を養成する発達教育学部では「日本国憲法」を、保健医療の場でさまざまな人と関わる者を養成する保健医療学部では「心理学」「人間関係論」「コミュニケーション論」に加え、さらに論理的・数理的な思考力を高めるために発達教育学部では「データサイエンス入門」を、保健医療学部では「統計学入門」を必修としている。

特に「英語Ⅰ」及び「文章表現演習」においては、新入生を対象としたプレースメントテスト（英語、国語）を実施しており、英語の学力別クラス編成を行うことによって基礎力を確保するとともに、上級者には高度の学力を身につけられるようにしている。「文章表現演習」は、発達教育学部小学校教育コース及び特別支援教育コースでは必修であり、幼児教育・保育コース及び保健医療学部では選択必修となっている。国語のプレースメントテストの成績によっては、「文章表現演習」が必修ではないコース・専攻の学生にも履修を強く勧め、読解力やコミュニケーション力を土台にした文章表現力の

向上を図っている。

教養教育科目の設定，人員配置及び担当講師等については，令和 6(2024)年度から改組された教養教育運営委員会において原案が作成され，両学部の教務委員会で共有の上，全学の教務委員会の議を経て決定される。

### 教育課程の全体構造



なお発達教育学部では，小学校教諭一種免許の教職課程再課程において平成 31(2019)年 1 月に認定通知を受けた。幼稚園教諭一種免許課程は，「領域に関する専門的事項」において，小学校教諭課程の「教科に関する専門的事項に関する科目」履修による移行措置の適用による再課程認定を受けた。令和 2(2020)年 9 月に事後対応届を提出し，令和 3(2021)年 3 月に文部科学省による対応完了の審査結果を受け，令和 3(2021)年度から 5 領域科目へ移行した。特別支援学校教諭一種免許課程においては，令和 4(2022)年 7 月 28 日付け文部科学省通知を受け，既存の授業科目について特別支援学校教諭免

許状コアカリキュラムに基づく点検・見直しを行い、令和 6(2024)年 4 月に改正後の教育課程を開始するための変更手続きを行った。なお発達教育学部においては令和 4(2022)年から、教職課程自己点検評価委員会を設置し、教職課程の自己点検に努めている。

保健医療学部では、令和 2(2020)年度からのリハビリテーション学科への改組と新たな作業療法学専攻の設置に伴い、新たなカリキュラムを適切に編成した。さらに、令和 5(2023)年度に作業療法学専攻が完成年度を迎えるにあたり、カリキュラムの点検・見直しを行い、令和 6(2024)年 4 月に改正後の教育課程を開始するための変更手続きを行った。

このように、各学部はカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し実施している。

### ⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

《FD(Faculty Development)活動による教授法の工夫・開発の研修》

教授方法の改善を進めるために組織体制として、FD 委員会が設置されている。学生の主体的な学修を促すことをねらいとして、また教員のアクティブ・ラーニングや ICT を用いた教授法の開発実践を支援するために、FD 委員会は、こうした教育を先進的に実践している専任教員を講師に FD 研修を開催している。

令和 6(2024)年度では「研究に関わるコンプライアンスについて」(5 月 15 日)、「科研の獲得の意義の方法」(7 月 17 日)、「基幹教員制度について」(令和 7(2025)年 1 月 15 日)を実施した。「研究」や教員制度の議論を通して教授法の工夫や開発にも関連した質疑が行われた。

このように、本学では教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けて全学で取り組んでおり、学修成果の点検・評価結果のフィードバックに努めている。

《アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法の工夫》

発達教育学部では、初年次教育の「エレメンタリーセミナー」で実施している参観学習による早期現場体験が学生の学びのモチベーションを高め、保育者、教育者の職業人としての自覚を高めている。なお、インターンシップ・ボランティア活動をより充実させるために、平成 30(2018)年度入学生からは、学生が参加しやすい「社会貢献・地域支援活動」と、より深く現場に関わる「インターンシップ活動」を設定し、内容や条件も実情に合わせて改定した。現場に対する意識の高まりが期待されている。

個別指導を要する授業では少人数編成とするなど、密度の高い授業ができるようにしている。例えば、ピアノの演奏や伴奏をしながら歌う科目では、個別指導が必要であり、10 人程度を 1 クラス(令和 6(2024)年度においては 1 クラス 9 名または 10 名で実施)として、同時に数クラス開講している。

保健医療学部においても、初年次教育として「エレメンタリーセミナー」内で実施している施設見学の導入が学生の意欲を引き出している。また、障害者・高齢者の福祉や心理に関する科目は、本学の建学の精神である徳育の教育でもあり、学生が臨床実習に臨む上での基本となっている。また、高校で物理・化学を学んでいない学生が多く、基

礎科目の学修目標の達成が困難な学生もいることから、平成 28(2016)年度から、「自然科学基礎演習」を開講し、必修とした。この科目は、令和 2(2020)年度からのリハビリテーション学科においても開講し、理学療法学・作業療法学を学ぶうえでの基礎となる物理・化学・生物学を学修するものと位置づけている。

実践能力を高めるために学内では役割練習、実技練習、評価実習を取り入れている。学外臨床実習を効率的に行うために、見学実習、グループ実習、地域理学療法学・作業療法学実習、評価学臨床実習、総合臨床実習へと段階的に進めている。特に、3 年次後期には評価学臨床実習、総合臨床実習に進むための実習前 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) (客観的臨床能力試験)を行い、4 年次の総合臨床実習終了後に実習後 OSCE を行っている。OSCE に関しては、他学年の学生や臨地教育講師が模擬患者となり学部内教員はもとより外部からも評価者を招き、臨床実習に近い形で実施している。本学部の OSCE は大学設置時から行っており、OSCE 評価は学生がスムーズに臨床実習に進む上で、また臨床実習の教育効果を確認するために必要不可欠なものになっている。

なお、令和 5(2023)年度は、新型コロナウイルス感染予防対策に加え、学生の ICT 機器リテラシー向上の機会確保として、「学部等で必修の」「履修者が 100 名以上の」「講義科目」を中心に遠隔授業(13 科目、うちオンデマンド 4 科目)を実施した。令和 6(2024)年度においても、ほぼ前年を踏襲し、10 科目を遠隔授業で実施した。遠隔授業については、引き続き学生との双方向を重視しつつ、前期金曜日に集中的に配置することに加え、遠方から通学している学生の学修時刻の自由度を高めることを企図し、6 限にオンデマンド授業を配置した。(10 科目中、オンデマンドでの実施は 7 科目だった。)オンデマンド授業の実施に際しては、双方向性の確保のための共通理解を全教員対象として図った。

遠隔授業の経験の蓄積は今後の授業方法や授業内容に大きな変化をもたらすことが予測される。保健医療学部で令和 2(2020)年から動画の配信や学生実習に対する外部講師の評価等に ICT 活用を積極的に取り入れてきた等の経験を基礎として、ポストコロナにおいても ICT を活用した授業展開が期待されている。発達教育学部の卒業研究発表会もコロナ禍を契機に Google Classroom を活用してオンデマンドで実施してきたが、令和 6(2024)年度の発表会でも 3・4 年次の学生による質疑応答が Classroom 内で活発に行われ、高い学修効果が得られた。

大人数の講義科目では、遠隔授業の授業評価ポイントは対面授業と比べて劣っていないことが示されており、対面授業と同等の授業効果が予測される科目については、文部科学省によって示されているガイドラインを遵守しながら、令和 6(2024)年度もオンデマンドを含み遠隔授業を実施した。

このように、本学はアクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしている。

#### 《単位制の趣旨を保つための工夫》

単位制度の実質化を図るため、学生に主体的な学修を促し学修時間の増加を図ることをねらいとして、シラバスには毎回の講義ごとに「予習・復習・展開」の内容を記載し、

学生が教室外で学修を進められるようにしている。

各学部は履修登録できる単位数の上限を設定し、学部規程の細則に明記するとともに、『履修要項』で学生に周知している。履修科目の登録をコンピュータ上で行うため、上限を超えて登録できないようになっている。なお、GPA 値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くできるようにしている。

発達教育学部では登録できる単位数の上限は、学年ごとに 42 単位としている。ただし、教諭の免許及び保育士の資格を複数取得しようとする場合には、卒業に必要な 124 単位以外に、それぞれの基準に指定された科目の単位を修得する必要がある。また、学生の希望がある場合には、GPA 値を満たした上で副免許の履修も認めている。そのため、GPA 値が一定値以上であることを条件として、48 単位を限度として履修登録を認めることとしている。

保健医療学部では、履修登録単位数の上限は、1 年次と 2 年次が 48 単位、3 年次が 45 単位、4 年次が 40 単位である。また、GPA 制度を導入し、GPA 値が基準より高ければ、翌年度の履修登録単位数の上限を高くすることができるようにしているが、保健医療学部の場合には、必修科目が多いため時間割上のゆとりが少なく、上限を超えて履修登録を行う学生はほとんどいないのが実状である。

このように、各学部は履修登録単位数の上限を適切に設定するなど、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

以上、各学部は教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知している。

#### 4-3. 学修成果の把握・評価

##### ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

##### ②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

###### (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

###### (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

令和元(2019)年度に学修成果の明示化を図るため、ディプロマ・ポリシーを修正整理し、それを踏まえてアセスメント・ポリシーを策定した。

アセスメント・ポリシーは、従来の学修成果指標に学習過程の客観的評価を加え、全体を以下のように整理した。1. 学修者評価（「資質・能力自己評価票（表）」に基づいて学生自身が毎年度学修の自己評価）、2. 卒業時評価（「卒業研究評価ルーブリック」に基づいて教員が行う）、3. 学修過程評価（アセスメントツール(客観的評価ツールとして GPS-Academic)を用いて、1 年時、3 年時に行う）、4. 各科目の成績評価（修得単位数及び GPA 値に基づく）。令和 2(2020)年から、このアセスメント・ポリシーに従い、学修成果を把握し、学生の学修支援を進めており、『履修要項』及び HP で明示している。

また学修基礎技能とその評価として、授業で育てるレポート、プレゼンテーションな

どのスキルなどについては、令和 2(2020)年度から各スキル評価ルーブリックを用いての評価を進めている。

#### 《学生の学修状況》

学生の学修状況については、単位取得状況、学生自身が記入する「資質・能力自己評価票（表）」、また学修時間等調査により確認している。

学修時間等調査については両学部全員に対し、平成 24(2012)年 12 月以来毎年実施してきた。内容は、1 日の授業コマ数、授業の「予習・復習」にあてる時間、卒業研究にあてる時間、自分のための学修時間の調査であり、学生の学修状況を時間の観点から点検している。また、令和 4(2022)年度に改訂した授業評価アンケートにおいても、各科目の学修時間を調査するため項目を設けた。

#### 《資格取得状況》

発達教育学部においては、小学校教諭一種免許、特別支援学校教諭一種免許、幼稚園教諭一種免許、保育士資格が取得可能である。卒業年次に、学生からの申請を受けて取得者を確認している。これらの資格取得人数及び教員採用試験合格人数という観点から学修成果を点検評価している。

保健医療学部では、理学療法士・作業療法士国家試験合格率を一つの学修成果の評価としている。

#### 《就職状況及び企業の評価》

学生の就職状況に関しては、キャリア支援委員会並びにキャリア支援課が把握している。就職率はもとより専門職への就職率を学修成果の評価としている。就職先へのアンケート調査も行っており、卒業生に対する企業の評価をもって学生の成長度の指標としている。

#### 《学生の意識調査》

FD 委員会が実施している「学生による授業改善のための実態調査」では、科目ごとの学生の学修に対する個人の意識をみることができる。内容的には、主体的学修、自身の成長度を測る項目があり、授業改善だけでなく学生の意識改善にも役立っている。令和 6(2024)年度は、学長や副学長と学生代表が授業改善のための実態調査について話し合いの場を持ち、学生の意識を主体的学修に向けられるよう質問内容を工夫している点などを説明して理解を求めた。学生からも改善に向けて建設的な意見が出された。

### ② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アセスメント・ポリシーの 1. 学修者評価については、発達教育学部においては学生全員に自己の学修状況を「授業科目履修状況確認票」及び各コース・専攻の「資質・能力自己評価票」を学期の中間や期末に記入させ、クラス担任教員または専門ゼミナール担当教員が点検のうえ、個別指導を行っている。学生個々に丁寧な対応が可能となり、

成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。保健医療学部においても同様な「資質能力自己評価表」を作成しており、令和 2(2020)年度から 1～3 年次が自己評価を実施し、その後の個人面談で利用している。2. 卒業時評価については、令和元(2019)年度から実施し、学生全員に公正な評価を与えることができている。3. 学修過程評価（アセスメントツール(客観的評価ツールとして GPS-Academic)については、令和 2(2020)年度は緊急事態宣言を受け、新入生は両学部とも 7 月に自宅等でも受験可能として実施したが、令和 3(2021)年度以降は当初の計画とおり 4 月または 5 月に実施している。3 年次も予定どおり後期に実施した。(発達教育学部は 1 月、保健医療学部では 3 月に実施。)なお、GPS-Academic の結果は個別面接に活用しているが、これは本学のユニークな試みとして、令和 3(2021)年度にベネッセ i-キャリアによりその実践が全国に紹介されている。4. 各科目の成績評価については、これまでの評価に加え全学的に「レポート評価ルーブリック」「プレゼンテーション評価ルーブリック」の導入を進めている。「プレゼンテーション評価ルーブリック」は、両学部の卒業研究発表会の評価として活用された。「レポート評価ルーブリック」の活用は一部にとどまっているが、今後さらに活用を進める予定である。このようにアセスメント・ポリシーの確立、学修成果の把握によって、令和 6(2024)年も学生の学修支援を行っていくことができた。なお、保健医療学部においては、令和 3(2021)年度卒業生からディプロマ・サプリメントを作成することとし、卒業時に学生一人ひとりに交付している。これは学生が修得した知識や能力等について可視化するためにグラフ等を使用した補足資料であり、卒業時の学修成果を対外的に提示できるものである。発達教育学部においても、令和 6(2024)年度は試行としてディプロマ・サプリメントを作成した。令和 7(2025)年度からは卒業時に交付する予定である。

#### 《学生の学修状況》

令和 6 (2024) 年度の学修時間等調査においては、1 日の平均授業コマ数は発達教育学部がやや減少、保健医療学部はやや増加している。(発達教育学部 2.7 コマ、保健医療学部 3.4 コマ)。授業外の学修時間については、授業担当教員及びクラス担任等が指導し、1 日の「予習・復習」にあてる時間は、発達教育学部 0.9 時間（前年と同じ）、保健医療学部 1.5 時間（前年度 1.9 時間から減少）、（授業の予習・復習ではない）進路・教養・学びのための「学修時間」は、発達教育学部 0.9 時間（前年と同じ）、保健医療学部は 1.3 時間（前年度 1.5 時間から減少）であった。これらの調査結果は教授会で報告され、全教員が学生の学修時間を把握し、更なる改善に役立てている。

また、授業担当教員は学生の受講状況を担任教員やゼミナール担当教員に伝達し、教員が個別学生の受講や勉学に関する相談に応じ、場合によって授業担当教員と受講について意見交換を行っている。両学部のそれぞれの教員会議においても、毎回、学生に関する情報交換の時間を設け、全教員が情報を共有し、細やかな指導ができるようにしている。

発達教育学部においては「授業科目履修状況確認票」及び各コース・専攻の「資質・能力自己評価票」の活用により、学生個々に丁寧な対応が可能となり、成績評価のフィードバック等の場面で効果的に機能している。3, 4 年次のゼミナール担当教員者からの

学生個々への指導はさらに丁寧に行われ、資格取得や卒業に向けて学生個々に応じた対応の場として有効に活用されている。

保健医療学部の学生については、学生数が少ないこともあって、個々の学生の学修状況は、クラス担任教員が常時把握しており、必要に応じて指導するとともに、理学療法士・作業療法士国家試験過去問題や模擬試験問題への正答率など、具体的な数値として教育目的の達成状況を把握している。保健医療学部の授業では、「小テスト」や「復習テスト」を取り入れている科目が多い。簡単なテストであるが、継続的に行うことで自学自修の習慣が付き、学生も教員も教育目的の達成度を点検することができるようになってきている。また、令和 2(2020)年度末から学生に各専攻の「資質・能力自己評価表」に記入してもらうこととした。令和 3(2021)年度から面談時に活用して、より丁寧な指導に役立てている。

#### 《資格取得状況》

##### <発達教育学部>

発達教育学部の教員免許状及び保育士資格の取得状況は、下表に示すとおりである。

令和 6(2024)年度卒業生における教員免許状・保育士資格の取得者数

資格の種類	人数
小学校教諭一種免許状	23 人
特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）	20 人
幼稚園教諭一種免許状	39 人
保育士資格	42 人

小学校教諭免許状の取得者数には、特別支援学校教諭免許状の基礎資格として取得する者も含まれている。幼児教育・保育コースにおいては、保育教諭として勤務することが可能になるように、幼稚園教諭と保育士資格の両方を取得することを前提として教育課程を編成しているが、施設に就職を希望する学生で保育士資格のみの取得を選択する学生が一定数おり、学生の希望を尊重した結果、上記の表のような状況となっている。なお、教員免許状について、上記の表においては卒業時に大学から一括申請をする一種免許状のみの取得者数を示している。教員採用試験に合格している等、4 月から教職に就くことが確定しており、3 月中に個人申請を行い免許状を取得する場合については含んでいない。このような場合には、該当者を把握し、自己申請の手続きについて助言を行っているが、一種免許状を一括申請で取得できるように指導を強めていく必要がある。

##### <保健医療学部>

保健医療学部の令和 6(2024)年度における国家試験の結果は、理学療法士国家試験合格人数が受験者 23 人中 22 人で合格率 95.7%、作業療法士国家試験合格人数が受験者 26 人中 22 人で合格率 84.6%であった。理学療法学専攻においては、ここ数年間の合格率は、全国平均と同水準かそれ以上であり、今後は作業療法学専攻も含め、今後合格率 100%を目指し支援していく。

## 《就職状況及び企業の評価》

令和 6(2024)年度は、両学部とも 90%以上の就職率を保ち、専門職率は発達教育学部が 96.1%、保健医療学部は 93.5%を維持している。両学部の学生ともに、入学当初からの夢を叶え専門職として現場で活躍している結果となった。正規職員率は発達教育学部が 86.3%、保健医療学部は 100%である。発達教育学部の非正規職員率が高いが、これは教員採用試験に現役では合格に至らず、1 年契約の講師として勤務し、経験を積んで次年度の採用試験合格を目指す卒業生が一定数いるためである。卒業生には大学時代の学修成果を活かしているか、大学のキャリア教育についてのアンケートを実施している。令和 5(2023)年度卒業生は発達教育学部、保健医療学部共に、Google form による web アンケート形式で実施し、発達教育学部 20%、保健医療学部 89%の回収率であった。各学部キャリア支援委員会で結果を分析し教職員、学生にフィードバックしており、学修成果の把握の一助としている。なお、結果は HP に公表している。

就職先からの評価について、毎年 9 月に各企業にアンケートを送付し Google form で回答を求めている。企業は両学部共、本学卒業生の素直で明るく主体的に仕事と向き合う姿や、コミュニケーションの高さを評価しており、植草学園大学の卒業生に対する期待の大きさがうかがえる。真面目で素直な人間性を評価している企業が多い。

## 《学生の意識調査》

FD 委員会が実施している令和 6(2024)年度の「学生による授業改善のための実態調査」は、令和 4(2022)年度の質問項目を 10 から 20 へと倍増したアンケートを用いることにした。これにより、具体的に学習意欲の向上や学修環境の改善について配慮や、授業によって得られた能力等を尋ねることを加えた。特に、自由記述欄には教員や授業に対する具体的な要求の記述があり、担当教員だけでなく学部長も把握して、丁寧に対応している。

アンケート結果は以下のとおりである。

設問（一部抜粋）	前期平均	後期平均
Q12 この授業から新たな興味や関心が生まれ、さらに勉強したくなりましたか。	4.23	4.20
Q13 この授業を受講することによって、新しい知識・技能・考え方が増えたと思いますか。	4.23	4.26
Q14 この授業を受講することによって、問題解決能力が高まったと思いますか。	4.15	4.12
Q15 この授業を受講することによって、主体的に学ぶ姿勢が高まったと思いますか。	4.19	4.15
Q16 この授業を受講することによって、コミュニケーション力が高まったと思いますか。	4.13	4.09
Q17 この授業を受講することによって、チームワークをとる力が高まったと思いますか。	4.08	4.06
Q18 この授業を受講することによって、プレゼンテーション力が高まったと思いますか。	3.92	3.99

表の Q12, 13, 14, 15 のような自身の意欲や能力を図る設問については、回答平均

が5段階中4.12～4.26と高水準になっている。新型コロナウイルスによる自粛期間を体験している学年の学生たちではあるが、コミュニケーション力やプレゼンテーション力が上がったとの回答も3.92～4.13と比較的高かったことは評価できる。

大学自己点検評価委員会が、毎年1月に2年次と4年次に実施している「学生満足度アンケート」(令和6(2024)年度実績)では、総平均は発達教育学部の4年次、2年次、保健医療学部の2年次においては3.8～4.0と高い傾向にあるが、保健医療学部の4年次の総平均が3.5と低かった。保健医療学部4年次の総平均が低いのは、これらの学生の2年次のアンケートにおいても3.3と低く、特徴としては成績不振から退学する学生が多く、大学の教育に対する不満があったものと思われる。その後の対応により2年次から4年次への満足度は上がっている。

これらの結果は、毎年教授会において周知されている。すべての項目において、さらなる高評価を得ることを目指す。

このように、本学では学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

#### **[基準4の自己評価]**

##### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーが策定されており、それを基に単位取得認定、進級認定、卒業認定基準を定め基準を厳正に適用している。カリキュラム・ポリシーも教育目的を踏まえ策定されており、ディプロマ・ポリシーと整合性を取っている。

これらのポリシーおよび進級基準、卒業認定基準については『履修要項』に明示し、年度初めのガイダンスにおいて学生に説明している。特に、単位の認定基準および成績評価に関しては非常勤講師を含め各教科担当者が初回の授業で説明しており、学生が修得すべき内容を把握できるようにしている。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価の方法は確立されており、その結果のフィードバックを適切に実施し、毎年学生の実態を踏まえた改善を計画的に進めている。

##### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

学修成果についてはGPS-Academicをはじめ多くの指標を用い可視化の整備を進めているが、まだ十分に活用できていない。

##### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

保健医療学部においては、令和3(2021)年度卒業生からディプロマ・サプリメントを作成することとし、卒業時に学生一人ひとりに交付している。これは学生が修得した知識や能力等について可視化するためにグラフ等を使用した補足資料であり、卒業時の学修成果を対外的に提示できるものである。発達教育学部においても、令和6(2024)年度は試行としてディプロマ・サプリメントを作成した。令和7(2025)年度からは卒業時に交付する予定である。

## 基準 5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリ-ダ-シップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

#### ③職員の配置と役割の明確化

##### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

##### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 学長の適切なリ-ダ-シップの確立・発揮

大学の意思決定は学長が行う。学長は、学則に基づき、大学運営協議会と両学部の教授会の意見を勘案し、意思を決定する。大学運営協議会は、学園長、学長、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長、大学事務局長によって組織し、両学部(発達教育学部、保健医療学部)に関わる教育研究上の重要事項を協議する。学部の教授会は、学長が招集し、専任の教授、准教授、講師、助教等の教員で組織し、学園事務局長、大学事務局長、各課長・室長も陪席する。学長が入学、卒業、学位授与、その他教育研究等教学に関する重要事項について定め周知しており、その決定を行うにあたり、教授会は教育研究に関する専門的な観点から審議のうえ意見を述べる。また復学、転入学、退学、除籍、転学、留学、休学、その他学長が諮問した事項について学長の求めに応じ意見を述べる。

大学の運営にあたり、委員会を置いている。学長の下に置く委員会として、人事委員会、将来構想検討委員会、教学改革推進センター運営委員会、入試問題出題採点委員会がある。人事委員会は、学長を委員長とし、副学長、学部長、学科主任、学園事務局長で組織し、教員の採用、昇任等を集中的に審議し、その審議結果を理事長・理事会へ上申するとともに、教授会へ報告することとしている。なお、人事の決定・発令は理事長権限である。将来構想検討委員会は、学長、副学長、学部長、学科主任、図書館長、学園事務局長、大学事務局長で構成され、学部・学科、附属施設の設置、改変に関する事項を審議する。

教学改革推進センター運営委員会は、教学改革担当副学長を委員長とし、学長、副学長、学部長、学科主任、教務委員長、大学事務局長、学務課長で構成し、教学に関する改革・推進の企画実践、またその基盤となる教学に関する情報収集、分析を行う。

教授会の下には各種委員会を設置し、教授会の審議を適切に行うため、事前に委員会において事案の検討と調整を行っている。委員会は、両学部の委員から構成し、大学の組織としているが、学部に係る事案については、学部の委員会を構成し協議している。各委員会の審議結果が教授会等の意思決定をしっかりと支えている。

このように、本学の使命・目的の達成のため、学長を中心とする教学マネジメント体制を構築し、大学の意思決定を適切に行っている。また、教授会などの組織上の位置付け及び役割は明確で、その役割に応じて適切に機能している。また学長が教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項は、教授会規程に定めている。

《教学運営組織の概要》

・管理組織

理事長  
 理事会（理事）  
 常任理事会  
 └ 学園将来構想等検討会議  
 監事  
 評議員会（評議員）

学長－副学長 ─┬ 発達教育学部長－発達支援教育学科主任－小学校教育コース主任  
 特別支援教育コース主任  
 幼児教育・保育コース主任  
 発達教育心理コース主任  
 └ 保健医療学部長－リハビリテーション学科主任－理学療法学専攻主任  
 作業療法学専攻主任

・学生指導体制

発達教育学部 クラス担任教員（1年次～2年次，3クラス各2人）  
 保健医療学部 クラス担任教員（1年次～4年次，1クラス各2人）

・学長を長とする委員会等

（委員会等の名称）	（主な職務）	（担当事務局）
運営協議会	全般にわたる方針の協議	総務課
大学人事委員会	採用及び昇任人事	法人本部課
大学将来構想検討委員会	将来構想	学務課
入試問題出題採点委員	出題，採点	

・学長が指名する者を長とする委員会

（委員会等の名称）	（主な職務）	（担当事務局）
自己点検評価委員会	自己点検評価	学務課

・全学委員会

（委員会等の名称）	（主な職務）	（担当事務局）
教務委員会 └ 教養教育運営委員会	教育課程，単位認定，転学，退学等	学務課 学務課
学生委員会	学生の課外活動，厚生，奨学金等	学務課
ハラスメント防止委員会	ハラスメント防止	総務課
入試委員会	入学試験全般	入試・広報課
研究委員会	研究活動，研究紀要	総務課
研究倫理委員会	研究倫理審査	総務課
利益相反委員会	利益相反審査	総務課
遺伝子組換え実験安全委員会	安全確保	総務課
動物実験委員会	安全確保，安全管理	総務課
同窓会協力委員会	運営協力，活動支援等	キャリア支援課

・教授会

発達教育学部教授会－教員会議  
 保健医療学部教授会－教員会議

・学部に置く委員会

## 植草学園大学

\*教務委員会は全学の委員会の他に、学部ごとにもそれぞれ置いている。

	(委員会等の名称)	(担当事務局)
発達教育学部	発達教育学部教務委員会	学務課
	大学教職課程自己点検・評価委員会	学務課
保健医療学部	保健医療学部教務委員会	学務課

\*学外実習及びキャリア支援関係の委員会は、次のようにそれぞれの学部には置いている。

	(委員会等の名称)	(担当事務局)
発達教育学部	合同実習委員会	キャリア支援課
	キャリア支援委員会	キャリア支援課
保健医療学部	実習委員会	キャリア支援課
	実習運営委員会	キャリア支援課
	キャリア支援委員会	キャリア支援課

### ・大学と短期大学が共同で置く委員会等

(委員会等の名称)	(主な職務)	(担当事務局)
大学・短期大学運営会議	運営に係る重要事項の連絡調整	総務課
ちば産学官連携プラットフォーム運営委員会	運営に係る連絡調整等	総務課
図書館運営委員会	運営方針、購入図書を選定等	学術情報室
入試広報戦略委員会	学生募集、広報、入学試験	入試・広報課
教職・公務員支援センター運営委員会	教員・保育士及び公務員就職支援等	キャリア支援課
特別支援教育研究センター運営委員会	教員研修、情報発信等	総務課
健康管理委員会	学生の健康管理、感染症の予防・対策等	学務課
教育職員免許状更新講習運営委員会	企画立案、実施、修了認定	学務課
国際交流委員会	国際交流	学務課
教育職員免許状認定講習運営委員会	企画立案、実施、修了認定	学務課
FD委員会	授業改善	学務課
教学改革推進センター運営委員会	教学改革、 IR (Institutional Research)	学務課 経営企画室
子育て支援・教育実践センター運営委員会	事業計画、評価及び運営等	学務課
地域連携推進委員会	運営に係る連絡調整等	地域連携推進室
後援会協力委員会	運営協力、活動支援等	総務課
地震対応室	地震等緊急時の対応	総務課
環境委員会	環境保護・改善	法人財務課
情報委員会	情報環境	学術情報室
公開講座委員会	公開講座	総務課
障害等のある学生支援会議	障害のある学生の支援	学務課
└ 専門委員会	障害のある学生の支援	

## ② 権限の適切な分散と責任の明確化

学長は、常任理事会の構成員であるとともに、学園の副理事長、評議員である。常任理事会での協議を経て、理事会、評議員会で学園の運営方針を決定しており、学長は、

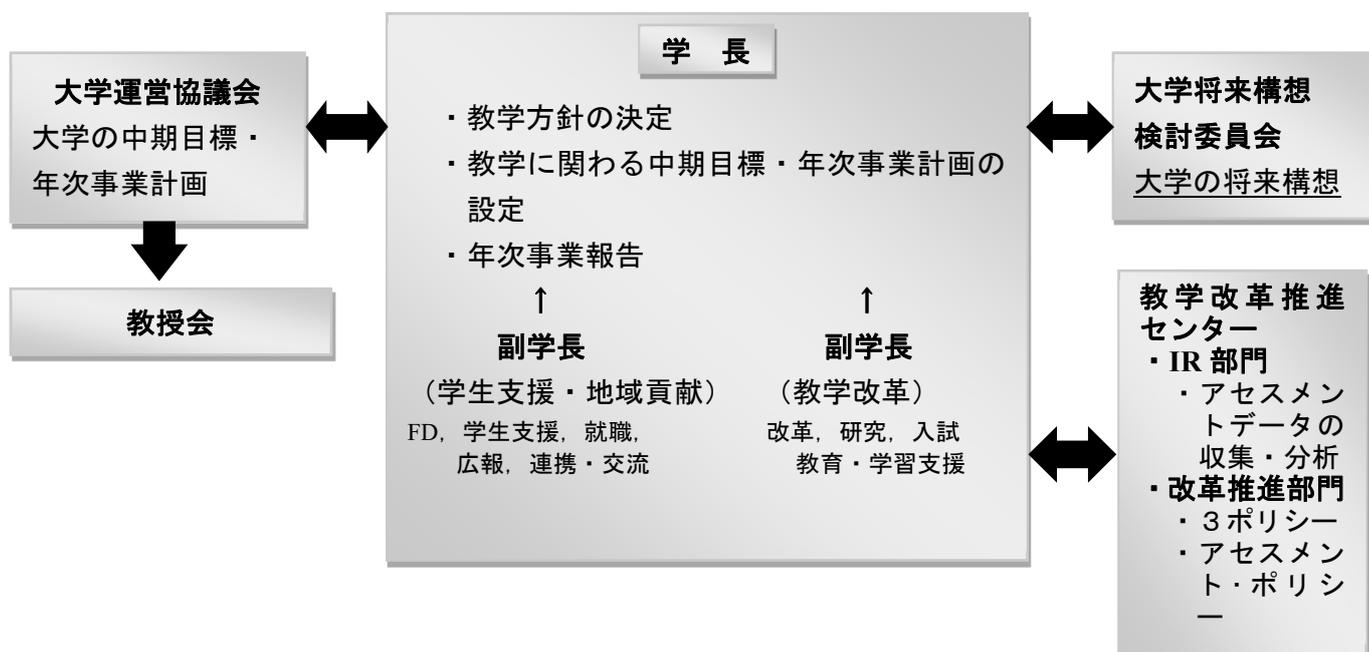
学園全体の運営状況を理解のうえ、大学運営に関わることができている。

また、学長は、大学運営上重要な大学運営協議会の議長を務め、学長の下に置く人事委員会、将来構想検討委員会についても委員長を務め、そのリーダーシップを発揮しやすい組織体制としている。また、学長の業務執行を補佐するため、副学長を2人置いている。副学長は、それぞれ教学改革担当（改革、研究、入試、教育・学修支援）と学生支援・地域貢献担当（FD(Faculty Development)）、学生支援、就職、広報、連携・交流）である。全学的な委員会として、自己点検評価委員会、FD委員会、入試広報戦略委員会等を置いている。これら委員会には各学部長、学科主任等のほか、学園事務局長、大学事務局長、関係課・室長も構成員となっている。自己点検評価委員会は委員長を副学長（教学改革担当）、FD委員会は委員長を副学長（FD担当）が務めることとしており、入試広報戦略委員会は委員長を学長指名としている。なお、学長と理事長は、定期的に関係する理事長・学長会議において意見交換を行っており、学長は理事長の意思を踏まえながら、大学の主体性の確立を図り、バランスのとれた運営を行っている。

令和6(2024)年度においては、学長は学習成果の可視化を進めるためGPS-Academicによる汎用能力の測定（1年次生：保健医療学部は4月、発達教育学部は5月、3年次生：発達教育学部は1月、保健医療学部は2月）を実施し、1年次生の結果は、9月の保護者面談で活用している他IR担当に分析をさせ入学時GPS-Academicの過去3年間の経年変化をFD研修で報告した。また蓄積されたデータを元に、大学における学びの効果を検証し、令和6(2024)年9月の教学改革推進センター委員会で報告した。また、授業評価における学生からの意見に各授業担当教員がWebで回答する機能を導入し、教員の授業改善、学生の学修意欲の向上を促している。入学試験について、「高大連携授業体験型選抜入学試験」及び「外国にルーツをもつ生徒特別選抜試験」を新たに加え、多様な学生の受け入れ方針を示すなど強いリーダーシップを発揮している。

このように、学長は大学の意思決定の権限と責任を担うとともに、そのリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長、学園及び大学の事務局長が組織されている。副学長の位置付け及び役割は明確で、適切に機能している。

学長のリーダーシップを支える仕組み



③ 職員の配置と役割の明確化

職員の配置と役割については、「学校法人植草学園組織規程」により、事務組織に課及び室を置き、職制・職位においては、学園事務局長、大学事務局長、事務局次長、弁天・美浜事務部長、課長及び室長等を置き、その職務内容を定めている。また、それぞれの部署の所管業務と責任を定めている。

更に、各事務組織の職員は、職制による上司の指示に従い、それぞれの事務を処理している。また、事務分掌により、各部署の業務の役割を明確にし、「誰が何を担当しているのか」が分かり易いように、窓口に表示している。

学園全体の人員配置は「学校法人植草学園組織規程」及び「植草学園人事基本方針」に基づき、職員の適切な配置と効率的な業務の執行に努めている。

業務執行は、学園の重要事項を審議する常任理事会及び学園の最高意思決定機関である理事会の審議・決定事項が、教授会や事務局の管理職員で構成する課長会議において、学園事務局長から周知され、学園の現状と目指す方向の共通認識の元に業務を執行している。

また、管理職員は、大学の運営及び教育・研究等に関する重要事項を協議する大学運営協議会、教育・研究及び教学関係等を審議する教授会に陪席しており、常に教学組織と連携しながら適切に業務を執行している。

さらに管理職員は、関連する各種委員会の構成員として、委員会における検討段階から教学組織と協働し適切に業務を執行している。

教学に関する事項についても、課・室におけるミーティングにおいて周知するとともに、意見交換及び情報の共有に努め、さらに、課・室員の意見を吸い上げて、課長会議等において報告・意見交換を行うなど、現状の確認と共通の認識に基づく業務の管理体制を構築している。

このように、教学マネジメントの遂行に必要な職員は適切に配置され、その役割は明確である。

職員の採用については、「植草学園中期人事基本方針 2024-2029」及び職員人事計画に基づき採用している。また、昇任については、事務系職員に係る職務能力の向上及び公正な人事処遇を行うため、植草学園事務職員人事考課規程を定めている。人事考課の結果は、昇任、昇格、昇給及び異動等に活用している。さらに課長等管理職への昇任にあたっては、理事長面接を行っている。

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

両学部とも、資格・免許授与の法令基準において教員の最低必要人員数が指定されている。本学においては、教育の質を確保する観点から、定員基準に適合する教員数を配置している。教員の採用はさらに「植草学園中期人事基本方針 2024-2029」に基づき、設置基準に定める人数を原則として、学生数に応じた適正な配置に従い行うこととしている。教員の採用・昇任は、学部長の発議により学長が人事委員会の議を経て決定する。人事委員会は、採用・昇任人事について、「植草学園大学教員選考規程」及び「植草学園大学教員資格審査内規」に基づき行っている。また、専任教員の業績を勘案して昇任人事を行った。これらの措置により、教育目的の推進及び教育課程の維持に支障が生じないようにするとともに、教育の質の向上を図っている。

教員評価については、平成 25(2013)年に「植草学園大学教員活動評価実施要項」を策定し、平成 25(2013)年、平成 26(2014)年度に試行的に実施したが、評価情報が多量で、入力並びに評価手続きが極めて煩雑であったため、中断に至った。平成 30(2018)年度に設定した大学中期目標で「教育研究業績を評価し、処遇へ反映させることを通じて、教育研究の高度化を促進する。」と定め、改めて教員の活動評価を令和 2(2020)年度から開始した。令和 6(2024)年度も同様に実施した。活動評価の結果は、年度末特別手当として処遇に反映させている。教員の活動評価については、引き続き改善に努める。

このように、本学では大学に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、適切に運用している。

設置基準及び指定基準にみる教員組織と教員数

植草学園大学

令和6年5月1日現在

大学・学部	学 科	学長	教員数	左 の 内 訳				助手	備 考
				教授	准教授	講師	助教		
植草学園大学		*1							
発達教育学部	発達支援教育学科		23	15	3	4	1	0	※教職課程上 必要専任教員 数は資料4-2- 1参照
	指定規則上必要数 (保育士)		8						
設置基準数(別表第一)			10	5			5		
保健医療学部	リハビリテーション 学科		(8) 8	(2) 2	(1) 1	(2) 2	(3) 3	(1) 1	
	理学療法専攻		11	4	1	3	3	1	
	指定規則上必要数		6						
	作業療法専攻		(8) 8	(2) 2	(1) 1	(3) 3	(2) 2	(0) 0	
	指定規則上必要数		6						
計			22	8	14		1		
設置基準数(別表第一)			14	7			7		
大学全体	設置基準数 (別表第二)		13	7	6				
計	教員数		45	23	6	10	6	1	
	設置基準数		37	19	18				

備考1 \*学長1は、教員数(教授)に含めない。

2 ()内は、PTまたはOTの資格所持教員数を示す。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

副学長(FD担当)を委員長とするFD委員会がFD研修(原則全員参加)を企画・運営している。FD委員会は、各研修後にアンケート等で必ずその成果を確認するとともに、次回以降の研修の運営、企画・立案に生かしている。

令和6(2024)年度は「研究に関わるコンプライアンスについて」(5月15日)、「科研の獲得の意義の方法」(7月17日)、「基幹教員制度について」(令和7(2025)年1月15日)を実施した。毎年度実施している「公的研究費に関わるコンプライアンスについて」

は、研修後教員及び研究に関わる事務職員に理解度チェックテストを実施、及第点（80点）に満たない受講者には、公的研究費のコンプライアンスに関する研修用動画の視聴を義務付けた。

このように、本学では、状況に応じて必要とされるFDによる教員研修等を組織的に実施するとともに、アンケート結果を基にその見直しを行っている。

## ② SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

「学校法人植草学園職員就業規程」第42条第1項において、「職員は、職務に関する必要な知識及び能力向上させるための研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない」と定めている。職員研修に係る詳細については、「学校法人植草学園職員研修規程」に定めるところであるが、同規程第3条第1項「理事長は、職員に対する研修の必要性を把握し、その結果に基づいて研修の計画を立て、実施に努めねばならない。」第8条「研修の実施は、職員研修運営会議を設けて行う。」となっており、職員研修は、理事長の責務のもと、職員研修運営会議において協議され企画・運営が行われている。職員研修運営会議は、「学校法人植草学園中期計画 2024-2029」に記した「人事基本方針に基づく人材育成（FD, SD）」に基づき、毎年研修計画を作成して実施しており、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みを行っている。

職員研修運営会議は、年間2回開催され、年間の研修内容、研修計画を定めている。SD研修を年に2回実施し、職員全員が参加している。管理職員は人事考課研修等の管理職研修を適宜実施している。私学共済事業団、私大協会、私学経営研究会などが実施する外部研修会へは、職員を積極的に参加させ、少子化等厳しい環境の中、法人の発展に寄与できる職員の資質・向上を図っている。また、自主研修に係る補助制度があり、職員の意欲的な研修参加を促すと共にその支援を行っている。

令和6(2024)年度についても1回目のSD研修は、研修目的を「学校法人植草学園の職員として学園の状況を把握し、共通の問題意識をもつ。」として、法人本部課、法人財務課、入試・広報課からの情報提供をもとにグループ討議を行った。2回目のSD研修でも、1回目と同様の目的で入学者獲得のための現状分析と今後の取組について、各コース、入試・広報課、コンサルタント企業の各立場から報告をした。この報告を実行していくために、教職共同で「募集強化実行チーム」を発足して、学生募集の強化等に当たっている。また、公認心理師の講演を聞き、ハラスメント防止のための対策等を周知している。なお、平成30(2018)年度からは、SD研修には教員、FD研修には一般職員が参加しており、教職協働体制の推進を図っている。

人事評価制度は、平成28(2016)年に「学校法人植草学園事務職員人事考課規程」を制定している。目標管理制度を取り入れ年度当初に示された各部門の目標を受け、職員は各自の目標を設定し、9月と2月に所属長と面談を行い評価が行われている。また、自己申告書の提出を毎年度義務づけ、職員の適性や職務状況に配慮した人事に心がけている。教員についても、実績に基づき評価を行っている。

以上のことから、総合的に判断して4-3職員の研修について基準を満たしていると判断できる。

植草学園大学

過去5年間の職員研修会 (SD)

年 度	実施日	主な内容	形式
令和2年度	9月11日	「コロナ禍におけるリモート勤務の現状と課題」	発表
	12月25日	「IRレポートに対する意見発表」 「健全にSNSを利用するための意識と知識」 講師 平野 琢 (九州大学大学院経済学研究院 産業マネジメント部門講師)	意見発表 講演
令和3年度	8月23日	「学内におけるハラスメント防止について」 講師 中溝 明子 (弁護士)	講演
	12月23日	1)外部研修等参加報告「高等教育認証評価機関」 2)「コロナ後の学校運営について」グループ討議	発表とグループ 討議
令和4年度	8月22日	「個人情報の保護について」 講師 鈴木 庸夫 (弁護士)	講演
	12月23日	1)令和4年度のプロジェクトの報告 入試・広報課WEB戦略 2)「ベンチマークの設定により本学(校)の課題 を考える」	発表とグループ 討議
令和5年度	8月22日	「LGBTQについて」 講師 今井出雲 (ソーシャルワーカー)	講演
	12月23日	1)外部研修等参加報告「私立学校法改正に伴う寄 附行為の変更について」 2)「働き方改革の実現・教育活動の高度化に向けた 次世代校務DXについて」グループ討議	発表とグループ 討議
令和6年度	8月20日	各課室から現状分析について	発表とグループ 討議
	12月25日	ハラスメント防止について	講演
		入学者獲得のための現状分析と今後の取り組み ～選ばれる大学になるための広報・ブランディン グ戦略～	報告

令和7年度 研修計画

実施時期	内 容	対象者
令和7年4月	新年度の集い ・理事長から学園の状況, 今後の計画等 ・就業規則, セキュリティ上の注意事項等の確認	全職員
令和7年8月	職員研修会 (SD) ・学園の現状を把握する。グループ討議	全職員

令和7年度通して	外部研修 私立大学協会等主催 学務，財務，総務系研修会参加	該当職員
----------	-------------------------------------	------

#### 5-4. 研究支援

##### ①研究環境の整備と適切な管理運営

##### ②研究倫理の確立と厳正な運用

##### ③研究活動への資源の配分

###### (1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

###### (2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 研究環境の整備と適切な管理運営

研究環境の整備や研究の基本的な改革方針は、「学校法人植草学園中期計画(2024-2029)」並びに各年度の事業計画に示され、それに基づく施策が実施されてきた。

大学 L 棟の 4 階には、教授から助教まですべての専任教員に対し、十分な面積を有し空調環境が整った個室の研究室を与え、教員の研究活動に大きく配慮した整備となっている。さらに、裁量労働制において、研究活動の自由度も可能な限り担保し、各教員が研究業績を高められる環境となっている。

保健医療学部においては、評価測定室、治療室等の学生実習室に最新の研究機器を備えているため、教員自身の研究及び卒業研究が可能であり、多数の研究成果を上げている。令和 2(2020)年度の作業療法学専攻の設置に際し、新たに実習研究棟として T 棟を建設し、ここにも最新の研究設備を備え、教員の研究及び卒業研究活動を更に高められる環境となっている。基礎医学研究に関しては、大学創立時から動物実験ができる環境（規程及び施設）を整備し、研究業績を挙げている。発達教育学部の体育系及び生物系の教員も、評価測定室や基礎医学実習室を研究に使用している。なお、動物実験及び実験動物飼養については、平成 29(2017)年度に、公益社団法人日本実験動物学会の実施する動物実験に関する外部検証事業による検証を受け、規程、体制整備状況、実施状況等について適正に管理・運用されているとの評価を得た。更に検証によるアドバイスに従い、平成 30(2018)年度からは実験動物の飼養・保管施設に温湿度計を設置し、より厳格に飼養保管状況の環境管理を記録している。

図書館は、文献検索データベース、電子ジャーナルを整備しており、教員は研究室からアクセス可能である。また本学図書館に所蔵のない文献については、他大学図書館等との相互貸借サービスにより入手している。これは、NII（国立情報学研究所）の NACSIS-CAT/ILL のシステムに登録し、オンラインで文献複写等の依頼・受付（費用は研究費による）を行なっている。CiNii（国立情報学研究所学術情報データベース）から当館蔵書検索システム OPAC へのリンクを設定し、電子ジャーナルは、平成 30(2018)年度から新たに「メディカルオンライン」の利用を開始し、令和 6(2024)年度は年間 3,250 件のアクセスがあった。また、平成 29(2017)年度から、文献検索データベース「医中誌 Web」への『植草学園大学研究紀要』の収録及び著者抄録の掲載も始めた。なお、本学

で毎年発行している『植草学園大学研究紀要』はすべて電子化し、第1巻平成21(2009)年からの論文を「植草学園大学・植草学園短期大学リポジトリ」として一般公開している。また、科学技術振興機構(JST)が構築している、J-STAGEにおいても全文が閲覧できる。蔵書構築については、選書基準に基づき図書館運営委員会で選定を行い、令和6(2024)年度は684点を購入した。

研究に関連する委員会組織として、研究委員会がある。研究委員会は、『植草学園大学研究紀要』の発刊に伴う査読、編集を行っている。令和6(2024)年度は、紀要論文数4件の掲載となった。また、紀要にはその年度における各教員の業績リストが掲載され、各自の研究状況の公表の場にもなっている。なお令和5(2023)年度から、紀要は電子ジャーナルとして発行されている。他に、科学研究費助成事業(以下、「文科科研費」という。)の公募要領等説明会の開催、学内共同研究費の配分を所管している。令和6(2024)年度の文科科研費申請数は11件、採択数は1件で、令和7(2025)年度については申請数9件、採択数は3件であった。なお、文科科研費分担者は令和6(2024)年度実績で8件であった。

その他の外部競争資金については公募があるごとに総務課から教職員向け学内情報配信システム(U.navi)により公表し応募を募っている。令和5(2023)年度は厚生労働科学研究費補助金事業(以下、「厚労科研費」という)に1件採択され、研究事業に取り組んでいる(3か年計画の1年目)。

また令和5(2023)年度にサバティカル研修規程が新設されたが、サバティカル研修は、本学教員が国内外の研究機関等において研究活動に従事する機会を与えることを目的に、職務のうち運営業務等を一定期間免除するものである。サバティカル研修制度の活用を通じて、本学教員の研究活動が促進されることを目指している。

以上のように、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

## ② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では研究倫理にまつわる最新の知見動向を把握するよう努めており、令和元(2019)年度は一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)主催「2019年度全国公正研究推進会議」に研究倫理委員長を派遣した。また、毎年卒業研究に先行する講義の中で「研究倫理に関する説明会(人を対象とする研究)」を開催、教職員の参加も募り、研究倫理の学内への浸透を図っている。

専任教員及び研究活動に関わる研究支援人材全員に文科科研費への公募申請や研究分担者になるための要件として、研究倫理教育を受講させている。平成28(2016)年度は、一般財団法人公正研究推進協会の「CITI Japan e-learning」の受講を義務付け、平成29(2017)年度以降は日本学術振興会の「研究倫理eラーニングコース(eL CoRE)」の受講を義務づけている。なお、研究費の管理及び取り扱いについては諸規程を定め、それをHPへも掲載して、教員に繰り返し周知している。

また、令和3(2021)年度からFD研修においても全教員を対象に「公的研究費に関わるコンプライアンスについて」をテーマとして研究倫理教育を毎年行っている。令和6(2024)年度は5月15日に実施し、研修後は教員及び研究に関わる事務職員に理解度チェックテストを受けさせている。

研究倫理審査の所管としては、研究倫理委員会を設置している。「植草学園大学研究倫理委員会規程」が定めるところにより、「人を直接の対象とする研究」に関する、研究倫理申請がなされた研究課題について学内委員7人に外部委員1人を加えて、その審査を行う。ヘルシンキ宣言をはじめ各種ガイドラインに則り、インフォームドコンセントやその許諾プロセス、そして研究協力者に対する自由意思や侵襲性などを吟味、審査を進めている。また、昨今改めて注意喚起されている「人権についての配慮」、「データの取り扱い」について、委員会規程の改正、研究倫理審査の手引きの改訂など、時勢に応じた対応ができるよう準備し、審査に当たっている。申請に疑義がある時は、実験計画を始めとする申請書の見直しを求め、適正な研究が遂行されるよう運用している。

動物実験計画にかかる審査は、動物実験委員会が諮問機関となっている。「植草学園大学動物実験規程」を整備しており、動物実験委員会は規定に沿って、申請された研究課題の審査をするとともに、その実験動物が適正に飼養・保管されているかをチェックして、その状況を管理者に報告している。また、年度ごとに「動物実験に関する自己点検・評価報告書」を取りまとめ、それを管理者に報告すると同時に、大学HPに掲載して情報公開を行っている。近年、動物愛護法をはじめ環境省などからのガイドラインにより、動物実験の厳格な実施と実験動物の適切な飼養・保管体制が求められていることから、これからも厳正に運用を行っていく。

以上のように、本学では研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。

### ③ 研究活動への資源の配分

教員の研究活動の支援については、各年度当初に、「教員研究費及び教員研究旅費の取扱い」を示している。令和6(2024)年度は、専任教員全員に研究活動上必要とする経費に使用できる個人研究費を年額130,000円(助手:100,000円)、研究旅費を年額100,000円(助手:100,000円)配分している。これは、教育職員免許法の再課程認定や理学療法士及び作業療法士法施行規則などで求められる教員の研究業績に対する保障として当然に措置するものと考えている。一方、教員は本分の研究に対し職務履行義務を負い、権利義務関係をしっかりと担保した予算措置となっている。なお、個人研究費の年額については、5月1日現在の学生数に応じて変動する。

他には、学内共同研究費として総額約159万円(4月1日現在の学生数×2,750円 令和6(2024)年度は1,678,000円)を予算とし、学長裁量経費の研究費も同額の予算を確保し配分している。特に、学内共同研究は、その申請要件として①学部間又は複数の領域にまたがる特定の研究領域であること、②翌年度において文科科研費等の外部資金に必ず応募することなどが付されている。この研究費を維持し資源配分する意図は、特定領域だけではなく複数領域をまたがることによって、研究の成果にシナジー効果が発揮され、学内から新たなブレイクスルーを創出することを期待するからである。

上記に加えて、文部科学省科学研究費に採択された場合、その採択期間において個人研究費または研究旅費に10万円を増額して配分する科研費奨励金制度がある。そして、獲得した間接経費の25%はその教員が所属する学部の研究環境充実のための予算として配分している。さらに、科研費の審査結果が「A」評価で不採択になった教員に、研究

ステップアップ奨励金制度として5万円を個人研究費もしくは研究旅費に配分している。

外部の競争資金獲得については、研究委員会が毎年文部科学省科学研究費の申請のための研修を開催している。また希望者には、科研費取得経験者が申請書の事前チェックを行い申請書の執筆アドバイスを行っており、新規採択者数増を図っている。

このように、教員の研究活動のための資源配分は色々な制度を設計し手厚く行っている。

## **[基準5の自己評価]**

### **(1) 成果が出ている取組み, 特色ある取組み**

本学では、教育研究活動を支える管理運営体制の機能性において、学長のリーダーシップが的確に発揮されている。学長の諮問機関として、大学運営協議会、教授会、将来構想委員会、教学改革推進センター運営委員会などが設置され、それぞれが効果的に機能している。また、各種委員会には教職員を適切に配置し、責任の所在を明確化することで、組織運営の透明性と効率性を高めている。さらに、教職員の研修・職能開発に関しては、FD研修およびSD研修を実施しており、両者の枠を超えた積極的な参加が見られる。これにより、教職員が一体となって教育内容の理解・改善や大学運営の向上に取り組む「教職共同体制」が確立されている。

研究活動においても、研究倫理教育の充実や、研究資源の適切な配分などにより、教員が研究に専念できる環境が整備されており、研究の質の向上につながっている。

### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

本学のような小規模大学においても、円滑な組織運営を図るために、大規模大学と同様の数の委員会を設置する必要がある。その結果、1人の教員が複数の委員会を兼任する状況となっており、教育活動や研究活動に支障をきたす要因となっている。

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

令和7(2025)年3月の短期大学の閉学および4月の看護学部設置を契機に、委員会体制の見直しを予定している。これに伴い、委員会の整理および人員配置の最適化を図り、教員の業務負担の軽減と教育・研究活動への集中を促進する体制づくりを進めていく。

## **基準6. 経営・管理と財務**

### **6-1. 経営の規律と誠実性**

#### **① 経営の規律と誠実性の維持**

#### **② 環境保全, 人権, 安全への配慮**

##### **(1) 6-1の自己判定**

「基準項目6-1を満たしている。」

##### **(2) 6-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)**

###### **① 経営の規律と誠実性の維持**

本学を設置・運営する学校法人植草学園（以下「学園」という。）の、学校法人植草学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）には、その目的として「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、心身の発達に応じて体系的な教育を行い、国を愛し、誠実で道徳的実践力のある有能な人材を育成することを目的とする」とあり、関係法規に従い規律ある経営を行っている。理事会、評議員会の運営については、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。監事監査は、学校法人植草学園監事監査規程に基づき、監査計画が示され、会計監査法人と内部監査担当者との連携を保ちながら実施されている。

教職員の組織倫理については、学校法人植草学園職員就業規程、学校法人植草学園組織規程において、建学の精神に基づく学園の職員としての役割と責務を定め、職員としての自覚を促している。

また、公共性の高い教育機関であることを踏まえ、学校法人植草学園情報公開・情報提供規程に基づき法人の諸情報を HP 等で公表するとともに、学校法人植草学園公益通報等規程を定め、法令遵守の姿勢を保持している。このように経営の規律と誠実性の維持を図り、社会で信頼される運営に努めている。上記規程に基づき、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に係る教育情報についても公表している。また、内部統制システムを整備して、継続的に運用していくための指針を検討段階である。

## ② 環境保全、人権、安全への配慮

本学のキャンパス内には約 2 万 m<sup>2</sup>の雑木林（植草共生の森）を有しており、植草学園「共生の森」運営要領に基づき、自然環境の保全、地域との共生を目的として教職員、学生、地域団体が協力して森の整備を行っている。森の整備により動植物が戻り、地域に対し自然環境を学ぶ場として開放も行っている。また、キャンパスでは電気消費量を一定内に押さえるため、デマンド警報装置、トイレなどには照明人感センサーの設置、クールビズやウォームビズの取り組みを行う等節電対策を実施している。

人権への配慮は、学園の使命（社会的役割）として「多様な人々が共に生きる共生社会の実現」を掲げ、教職員に対しては新年度の集いにおいて、学生に対しては理事長講話の中で周知している。また、本学にハラスメント防止委員会を置き、ハラスメント調査やハラスメント防止のための教職員研修を行い人権擁護に努めている。

また、毎年 11 月には学校法人植草学園ストレスチェック制度実施細則に基づいてストレスチェックを行い、職員の精神衛生の状態にも配慮している。

危機管理については、学校法人植草学園危機管理規程に基づき、危機管理統括責任者（理事長）を委員長とした危機管理委員会で、想定される危機への対応を検討している。特に巨大地震などの災害に対しては、学校法人植草学園大地震対応基本指針を定め地震発生時の対応、備蓄品などの準備及びその確認も定期的に行っている。大学においては、特定な危機事象に対して危機管理マニュアルを定め、危機に対し迅速かつ適確に対応できる準備を進めている。避難訓練については、巨大地震を想定し年一回となるが全学生、全教職員が参加して実施している。令和元(2019)年には千葉県を襲った台風による被害で公共交通が停止、学内に学生を宿泊させるといった緊急対応をとった。また、令和

2(2020)年度以降の新型コロナウイルス感染拡大防止に関しては、学長を本部長とする小倉キャンパス（大学、短期大学）危機管理対策本部を設置し対応にあたった。

このように、本学は環境や人権について配慮している。また危機管理の体制を整備し、適切に対応している。

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### ②使命・目的の達成への継続的努力

#### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

#### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為において最終的な意思決定機関として位置づけられ、理事の職務を監督している。理事長は法人を代表し、その職務を総理する。理事長の補佐体制を強化するため、副理事長、顧問を置いている。

理事会へ諮る議案の整理や法人の諸問題を協議する機関が常任理事会である。この常任理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則に規定され、理事会が委任した事項、理事長が認めた事項について先決することができる。構成員は常任理事 5 人（学園長兼高等学校校長、学長、学園・大学事務局長、大学副学長、短大教授）で理事長以外の常任理事については、教学担当、総務担当、財務担当、研究担当、渉外担当とその役割が定められている。原則として毎月開催され、法人の意思決定、事業計画の確実な遂行を図るうえで中心的な役割を果たしている。

事業計画は、植草学園中期計画を受けて、予め評議員会の意見を聞き常任理事会での協議を経て理事会で承認、執行する。理事会には、その進捗状況を踏まえた事業報告を行い、翌年度の事業計画の策定を行っている。

また、常任理事会の下には、学園将来構想等検討会議、学園経営強化会議、学園広報会議等の専門会議が置かれている。ここでは理事長及び常任理事会の諮問に応え、学園の中期計画案や中期財務基本方針案などの原案が策定される。

理事の選任は、寄附行為の定めに基づき適切に行われている。理事の定数は 7 人で選考区分は 1 号理事（学園長）、2 号理事（大学学長）、3 号理事（評議員）、4 号理事（有識者又は法人の功労者）としており、4 号理事は外部理事となっている。任期は 4 年間で、選考は適切に行われている。なお、理事長は理事の互選により選任している。

理事の出席状況は良好であるが、欠席する場合は意思表示書の提出を求め、議事に対する意思を確認している。

以上のことから、本学の使命・目的の達成に向けて適切な意志決定ができる体制を整備しており、その体制は機能している。

##### ② 使命・目的の達成への継続的努力

令和 7(2025)年度の私学法改正に伴い、寄附行為の大幅な開催と内部統制システムの

整備を行う。寄附行為並びに「常任理事会規程」、「理事会運営規則」及び「評議員会運営規則」に基づき、理事会及び評議員会、常任理事会の役割や体制等を明確にし、適切な理事会及び評議員会の運営を行う。また、「理事職務権限規程」に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

##### (2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 法人の意思決定の円滑化

大学の使命・目的を達成するために、法人はその必要な環境・条件の整備を計画的に進める必要がある。本法人の重要意思決定機関は理事会であり、理事長のリーダーシップにより、大学運営に必要な予算等の重要事項が審議、決定されている。また、理事長と学長は定期的（月 1 回）に理事長・学長会議を開き懇談をしており、大学運営に関わる意思決定は円滑に進んでいる。

理事会での議決は、その諮問機関である評議員会の意見を踏まえるとともに、監事監査も機能している。理事会での議決事項は、大学運営協議会、教授会に報告され大学運営に反映されていることから内部統制環境は整えられている。

#### ② 評議員会と監事のチェック機能

評議員の選任は、寄附行為に基づき法人の職員 9 人、卒業生 2 人、保護者 1 人、有識者 3 人が適切に行われている。評議員会は年に 3～4 回開催され、6 人の外部評議員には、事前に議題や学園の状況を伝え、会議において積極的な質問、意見が出せるよう配慮している。諮問事項は、理事長があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならないものとして「寄附行為」第 24 条に定めている。評議員の出席状況は良好である。

以上のことから、本学では、法人及び大学の各管理運営機関が相互チェック体制を整備しており、適切に機能している。

監事の選任は、寄附行為に基づき、「この法人の理事、職員、又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」とされ適切に行われている。

監査機能の充実を図るため、監事と内部監査担当者に対しては常任理事会（月 1 回）等に出席を求めている。事務局からの業務報告は学園事務局長から内部監査担当及び監事を経て、理事長に報告される。法人財務課からは、月次決算書が作成され、理事長はその報告を受け財務状況を把握している。また、理事長と監事は、公認会計士との定期的な会合を行い、学園の財務状況の確認を行うとともに、不適切な会計処理が行われていないか確認を行っている。

監事 2 人には理事会、常任理事会及び評議員会への出席を求め、出席状況は良好であ

る。監事からは、法人業務、大学及び短期大学の運営に関して、各部門からの業務報告書などを基に積極的に質問や意見が出され、理事会に対しては監事監査報告書が提出されている。

#### 6-4. 財務基盤と収支

##### ①財務基盤の確立

##### ②収支バランスの確保

##### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

###### (1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

###### (2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### ① 財務基盤の確立

平成25(2013)年度までは大学設置に伴う中期予算が編成されていたが、現在は、「学校法人植草学園中期計画2024-2029」及び「学校法人植草学園中期財務基本方針」に基づく「学校法人植草学園経営改善計画」が立てられ、財務運営の健全化が進められている。令和元(2019)年度には、学生の減少に伴い短期大学の福祉学科地域介護福祉専攻の募集を停止し、令和2(2020)年度末には同専攻は閉鎖となった。それに伴い、短期大学は令和3(2021)年度からこども未来学科のみの運営となった。財務健全化に向けた取組を進めたが、令和4(2022)年12月時点での令和5(2023)年度入学予定者数が50人と回復の兆しが見えないことから、学園将来構想等検討会議での協議を経て評議員会と理事会で、短期大学の令和6(2024)年度入学者の募集停止を決定した。また、園児の減少が続く植草学園大学附属美浜幼稚園も令和3(2021)年度で園児募集を停止し、令和4(2022)年度末で休園した。一方で、学生の募集が安定している大学保健医療学部の理学療法学科をリハビリテーション学科に改称し、理学療法学専攻に加え、新たに社会的ニーズの高い作業療法学専攻を増設し、大学の学生増を図ることにより収支の安定化を目指している。

単年度予算編成については、理事会で承認された予算編成方針に基づき、各部門で積み上げられた予算要求を法人財務課、法人本部課で精査し、事務局長による査定後、予算案として常任理事会へ提出される。この予算編成方針の作成、及び事務局長の査定については学園財務状況に基づく中期的な見通しを持った観点で進められている。常任理事会で審議された予算案は理事長の承認を受け、通常3月開催の評議員会を経て理事会で決定される。

このように、本学は中長期的な計画に基づいて財務運営を行っている。

###### ② 収支バランスの確保

社会情勢の変化に伴う学生数の変動が、学園の財務状況に大きく影響を及ぼしている。この状況下において、安定した財務基盤の確立と収支バランスを確保する運営に努めている。法人全体の経常収支は、令和2(2020)年度はプラスであったが、令和3(2021)年度から令和6(2024)年度まで4年連続でマイナスとなった。この主な要因は、大学部門は学生数の減少もあるが、小倉キャンパスの老朽化した施設等の改修、更新を行った支出増

## 植草学園大学

も要因となっている。また、短大部門は、令和 2(2020)年度での地域介護福祉専攻の廃止と募集停止により、学生数の減少が収入減を経費支出の抑制による経費削減を行ったが補えず依然として厳しい状況である。一方、高等学校部門、収益事業部門の収入は安定しており運営も順調に推移している。附属園においては、弁天こども園、このはの家の収支の改善が図られた。

### 経常収支差額比率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大学部門	5.08%	△6.22%	△9.12%	△12.23%	△13.64%
学校法人全体	1.90%	△1.94%	△9.56%	△0.48%	△6.07%

### 大学・短期大学の入学定員充足率の推移

		平成2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大 学	発達教育学部	90.0%	60.0%	60.7%	57.9%	61.0%
	保健医療学部	96.5%	98.8%	80.0%	82.5%	73.1%
短 大	(児童障害福祉専攻) こども未来学科	81.0%	89.0%	57.0%	63.0%	29.0%
	地域介護福祉専攻	30.0%	—	—	—	—

法人全体の人件費率は、66.7%と令和 5(2023)年度を 1.4%上回った。収入では学生生徒等納付金が大学部門・短大部門で減少、附属高校・弁天こども園においては増加となった。人件費は、法人全体では中期人事基本計画に基づく人事管理が進められ、各部門の人件費が抑制され始めてはいるが、大学の人件費率は大学法人平均より高い比率で推移している。大学の教育研究経費比率は、毎年度 35%前後で推移しており教育研究活動の維持、充実を図っている。

運用資産（特定資産、現金預金、有価証券）は令和 6(2024)年度末で 2,078 百万円であり、積立率は 31.7%となっている。貸借対照表関係財務比率においては、自己資金の割合である純資産構成比率（純資産÷総資産）が 89.6%あり、また短期的な支払い能力を判断する流動比率（流動資産÷流動負債）は 217.4%である。借入金が無いことから総負債比率（総負債÷総資産）は 10.4%となっており、持続的な法人運営が可能な財務状況にあると判断している。

### 人件費比率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大学部門	59.3%	63.1%	67.2%	73.3%	74.8%
学校法人全体	64.3%	63.9%	65.8%	65.3%	66.7%

## 教育研究経費比率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大学部門	31.3%	38.4%	36.0%	33.0%	33.3%
学校法人全体	25.6%	28.4%	34.1%	25.3%	27.5%

学生生徒の納付金収入が伸び悩む中、外部資金の獲得に努力をしている。私立大学等改革総合支援事業（タイプ1）では、大学が令和3(2021)年度、令和4(2022)年度、令和5(2023)年度と連続して選定された。千葉地区の大学連合プラットフォームによるタイプ3については、令和2(2020)年度から連続して選定された。文部科学省科学研究費採択率を上げるため、毎年説明会の実施や採択経験のある教員からの報告会などを実施している。不選定であっても「A」判定の場合は、研究費に5万円を、採択された場合は10万円を加算支給するなどの科研費採択奨励を制度化し、支援を行っている。令和4(2022)年度には厚労科研費が1件採択された。なお、教員免許状更新講習は令和4(2022)年度から実施しないこととなり、収益の減少となった。このように学生確保が厳しくなる中、収入の確保に努め、教育研究の質低下を招くことのないように配慮をしながら、人件費の抑制、不要な経費の削減等を行うことにより収支バランスの確保を図っている。

## 主な外部資金獲得状況

単位：千円

	特別補助	講習会等	施設利用料	科研費直接経費
部門／年度	大学	大学・短期大学	法人	大学（件数）
令和6年度	23,300	209	13,602	2,880（3）
令和5年度	10,500	379	19,134	2,600（5）
令和4年度	13,720	4,043	22,107	2,500（5）
令和3年度	16,770	6,489	18,768	5,000（7）
令和2年度	10,000	1,209	12,459	6,503（2）

※講習会等：免許状更新講習、特別支援免許認定講習、公開講座等

## ③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本学は、今後の教育・研究活動の充実と持続的な発展を図るため、中期的な経営計画に基づき、以下の方針に沿った財務運営を行っている。

## (1) 長期的な財務の健全性の確保

収支バランスを維持し、安定した財務基盤を築くことを最優先とし、収入の多様化と安定化を図り、依存度の高い収入源のリスクを軽減する。

## (2) 収入源の多角化と効率的な活用

学費収入だけでなく、研究助成金、寄付金、産学連携事業、施設の有効活用など、多様な収入源を積極的に確保する。これらの収入を戦略的に配分し、教育・研究の質向上に資する投資を行う。

## (3) 支出の最適化と投資の計画的実施

教育・研究活動に必要な経費を適切に配分し、無駄を排除し、将来的な施設整備や設備投資についても、中期計画に基づき計画的に資金を投入する。

## (4) 予算管理とリスク対応

中期的な財務計画に沿った予算編成と実績管理を徹底し、年度ごとの見直しを行い、経済情勢や社会情勢の変化に備えたリスク管理体制を整備する。

(5) 透明性と説明責任の確保

財務状況や運営方針について、関係者や外部に対して適切に情報公開し、監査や評価を通じて、適正な財務運営を維持する。

## 6-5. 会計

### ① 会計処理の適正な実施

### ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### ① 会計処理の適正な実施

本学園の会計処理及び決算時の財務計算書類等の作成にあたっては、私立学校法や学校法人会計基準に基づき、学校法人植草学園経理規程、物品管理規程、固定資産管理規程等を定めて、会計処理を行っている。会計処理上、不明な点がある場合は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士に問合せ、適切な指導助言を受けるようにしている。

予算編成は、法人財務課により「学校法人植草学園中期計画 2024-2029」及び「学校法人植草学園中期財務方針 2024-2029」に基づき予算編成方針(案)が作成され、9月の理事会で審議される。12月には、各部門から次年度予算請求がなされ1月に予算原案が法人財務課で作成される。理事長、学園事務局長による調整が行われ、各部門との折衝後に理事長により3月の常任理事会、理事会で審議・承認を受けている。

補正予算の編成は原則として3月に行うが、必要が生じた場合には適宜行い、決算との乖離が大きくなるように配慮している。

予算の執行管理は、各部門の予算執行状況を月毎に法人財務課でチェックし、財務状況（財務計算書）については理事長、学園事務局長へ報告をしている。

会計処理を行う事務職員は、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等が主催する各種研修会へ随時参加し、会計に関する知識を深め、資質・能力の向上に努めている。

以上のように、学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施している。また、予算と乖離がある決算額の科目については、適切に補正予算を編成している。

#### ② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人の会計監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。令和6(2024)年度の監査法人による監査は、年4回行われ1回につき3日、12日間で延べ351時間程度実施されている。

会計監査の内容は、帳票、会計伝票、証憑書類、稟議書等の確認及び会計処理の妥当

性、予算執行状況の確認、規程との整合性、内部統制等について行われている。また、決算期には、資産、負債の期末残高の確認と資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の監査が行われている。加えて、監査法人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、理事長同席のもと監事に対し、監査実施概要及び監査結果の説明を行っている。

監事は理事会、評議員会、常任理事会に毎回出席して、理事から業務の報告を聴取、重要な書類を閲覧し、業務執行状況の適切性等について意見を述べている。また、会計に関する監査については、監査法人の実施する会計監査に立ち会うとともに、監査法人から監査結果の報告を受け、決算時には会計書類の閲覧等を行っている。業務及び財産の状況についての監査結果については、理事会・評議員会で監査報告が行われている。

内部監査においては、理事長から委嘱された内部監査人が文科省科研費助成金、学内共同研究費等の適切な予算執行や事務処理について監査を行っている。また、平成30(2018)年度から、内部監査担当が常任理事会へ出席するとともに、各課の業務内容について確認を行うなど内部監査の充実に努めている。

財務情報の公開については、毎年5月の理事会で決算が承認された後、速やかに学校法人植草学園情報公開・情報提供規程に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書、役員名簿、学校法人植草学園役員報酬及び退職金等規程及び寄附行為を、法人財務課及び学園が設置する学校等に備え付け、学生、保護者、教職員、その他の利害関係人の閲覧に供している。また、本法人のHPにも同様な掲載を行い、広く情報を公開している。

以上のとおり、本学では会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施している。

## **[基準6の自己評価]**

### **(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

会計監査人、監事、内部監査室における監査が充実してきている。これらの監査人が定期的に集まり、理事長の同席の下、監査情報の報告と意見交換を行うことができるようになった。また、内部監査担当者は教授会へも出席しており、大学の状況を理解の上で監査が実施され、内部監査の充実が図られている。

### **(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

特にない。

### **(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

収支状況の改善に向けて、学生募集の強化、人件費の抑制、経費支出の削減を柱に学園の経営改善計画が令和6(2024)年に策定された。また、具体的な成果は出ていないが、「少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援」に採択され助成金を獲得している。この助成金の活用などにより、経営改善を着実に進めていく。

## **IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価**

### **基準A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献**

## A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策

### ① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

### ② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

#### (1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

#### (2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 地域との連携・地域への貢献の意義及び方針の明確性

《地域との連携・協力の意義》

地域との連携を通じて地域社会に貢献することは、本学が子どもの教育と発達、リハビリテーションに寄与する人材養成を行うという教育目的に合致している。また、子育てや子どもの教育、高齢者への福祉向上等に貢献することは、本学の社会的責任でもある。さらに、学生にとっても、地域との連携活動として本学の子育てや教育相談あるいは健康増進活動に参加することは、地域の実際に触れることができ、社会人・職業人として自立するために意義がある。

《方針の明確性》

共生社会の実現を目指し、「インクルーシブを学び実践する学園」を標榜する本学にとって、地域とともに生きることは基本である。発達教育学部並びに保健医療学部では「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」において、「[共生社会・障害支援] 共生社会の実現を目指し、障害や困難性のある人を支援することができる」・「[社会貢献・地域支援] 関連する諸機関や人々との連携を保ち、地域社会に貢献することができる」としている。このように、地域社会との連携・地域への貢献の方針は明確である。

##### ② 地域との連携・地域への貢献に関する方策とその意義

大学として地域との連携、地域への貢献を組織的に行うため、学園事務局に地域連携推進室を設置している。地域連携推進室は、大学・短大が共同で置く地域連携推進委員会と連携して、地域のニーズに応えた活動の開発、立案、実践に努めている。

大学主体で行われる活動として、地域の子育て支援、高等学校との連携による高校教育への支援や進路ガイド、「出前授業」の「講師プロフィール冊子」等による案内と実践、市民への公開講座の提供を行っている。

また本学の特色を生かした千葉大学とのコンソーシアムによる幼稚園教諭免許法認定講習を実施してきた。なお、これまで地域の教員、保護者に対して行ってきた教員免許状更新講習は、制度廃止に伴い、令和 3(2021)年度を以て終了した。

さらに、令和 3(2021)年度には「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2021」において、「日本生態系協会会長賞」を受賞した「植草共生の森(ビオトープ)」をはじめとして、キャンパスの豊かな自然環境を生かした様々な行事や活動により、市民への公開活動を展開している。この森は、令和 5(2023)年度には環境省から「自然共生サイト」として認定され、翌年の 8 月 22 日国際データベースに正式登録された。併せて、都市緑化機構主催の「緑の都市賞」においても、「第一生命財団賞」を受賞、令和 6(2024)年度には、

「日本自然保護大賞 2024」への入選、「千葉市都市文化賞 2024」優秀賞を受賞するなど、これまでの地域や学生を巻き込んだ社会貢献活動が広く内外に認められている。

大学と自治体との連携協定に基づくものとして、千葉市との協定による拠点福祉避難所の開設及び運営活動を展開し、保健医療学部の学生が協力してきた。現在は、同協定の解除に伴い、令和 4(2022)年度から、新たに千葉市と「災害時等における施設の提供協力に関する協定書」を締結し、災害時に本学施設の一部を貸し出す等の協力を行うこととしている。これらによって、本学は千葉という地における保育、教育、医療の拠点として地域の生涯教育、また専門教育の向上に不可欠の存在となるべく努力している。

令和 6(2024)年度末には、若葉区との連携を踏まえて、本学の持つ教育資源を一層活用するため、「千葉市と植草学園大学との包括的な連携に関する協定」を締結する運びとなり、社会貢献の新たなステージを迎える。

## A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性

### ① 地域との連携・地域への貢献の具体性

### ② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

#### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

#### (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### ① 地域との連携・地域への貢献の具体性

地域との連携・協力に関して、以下のような具体的な活動を展開している。

#### 《大学主体の活動》

##### 1. 子育て支援・教育実践センター

平成 21(2009)年度に本学附属機関として開設された「植草学園大学相談支援センター」を改組し、平成 27(2015)年度に「子育て支援・教育実践センター」の活動を開始した。小倉キャンパス（通称：こいっく おぐ）及び弁天キャンパス（こいっく べん）それぞれに置かれ、遊具等を備え、保育士の支援の下、親子が自由に遊び活動を展開するなど、地域の子育てや教育等に役立つことをねらいとしている。センター長、副センター長を中心として、子育て支援・教育実践センター運営委員会において、方針と活動内容を定めて実行している。主な事業は、相談業務と子育て支援業務である。相談業務は、地域住民からの求めに応じて、子どもの養育に関する親の問題や子どもの発育や発達に関する問題について対応している。子育て支援業務は、地域の住民が乳幼児を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間作りをしたりする場として有効に利用されている。

本センターは、子どもの発達と教育に焦点を当てて教育研究を行っている発達教育学部にとって、今日的課題に接しそれに対処できる環境にあることは、地域住民のために有意義であると同時に、学部の教育研究上、最新の課題に接する機会として大いに意義のある機関である。

令和 6(2024)年度の子育て支援・教育実践センターの利用状況は、令和 4(2022)年度ま

での予約制を廃止し、受け入れを行った結果、来室組数が大幅に増えた。またコロナ禍で開催できなかった「地域連携・推進会議」を地域の子育て支援関係機関等からの8名（千葉市社会福祉協議会副所長・千葉市生活支援コーディネーター若葉区担当・千葉市若葉区保健福祉センター子育て支援コンシェルジュ・児童家庭支援センター旭ヶ丘主任相談員・若葉区小倉地区民生委員地区会長・若葉区主任児童委員2名・すずらん保育園園長）の参加を得て6月及び11月に実施した。

実績概要は、次のとおりである。

子育て支援・教育実践センター 利用状況の概要

活動内容	こいっくおぐ		こいっくべん	
	子育て支援	子育て講座	子育て支援	子育て講座
令和5年度	830組 (月～金)	17回	88組 (年間12回+ こども園地域活動 7回)	1回
令和6年度	1,831組 (月～金)	16回	98組 (年間12回+ こども園地域活動 9回)	開催なし

## 2. 特別支援教育研究センター

植草学園大学・植草学園短期大学は、特別支援教育・障害分野への専門性の高い人材育成の発展をめざし、平成26(2014)年度「特別支援教育研究センター」を創設した。特別支援教育や障害や障害支援に関する学術的・実践的研究、書籍・報告書等の刊行やニュースレター発行・講演会ほか社会啓発活動、教職員育成プログラム開発事業等の活動を推進している。令和5(2023)年度は、4月8日(土)と15日(土)に「言語障害通級指導教室・新担当者研修会」、4月8日に「発達障害通級指導教室・新担当者研修会」を感染予防対策の徹底を図った上で、対面にて行った。言語障害領域では、8日29名、15日31名の参加、発達障害領域では34名の参加があり、新年度開始期の開催を今後も強く求められた。また、毎年12月に実施してきた高等学校教員向けの特別支援研修会についてはオンラインにて開催し、45名が受講するなど大きなニーズがあることがわかる。2月にはニュースレターvol.11を発行し、県内の全小・中・高・特別支援学校・教育委員会、千葉市内の幼稚園・保育園・こども園等に配付するとともに、HPに掲載して紹介している。さらに、HP上では、特別支援と障害支援に貢献する研究論文等のデータベースも提供している。

## 3. 高大連携の推進

平成29(2017)年度から地域への貢献を主眼とし、高等学校と大学との相互理解の推

進や、高校生の進路に対する意識の高揚、高校と大学との‘学びのギャップ’の解消、大学入学者のミスマッチの解消等を事業目的とする高大連携事業を展開し、千葉県内の高等学校 22 校（令和 4(2022)年度末現在）に附属高校を加えて連携協定を締結し、通常授業の開放や、高校生向けの特別講座の開設、教員等による出前授業・出張講義等を実施した。

さらに令和 6(2024)年度は、千葉学芸高等学校、茂原北陵高等学校、千葉県安房西高等学校の私学 3 校と新たに連携協定を結ぶこととし、令和 7(2025)年 3 月 26 日に本学を会場として「高等学校と植草学園大学との高大連携協定合同締結式」を挙行了。これにより連携校は 25 校となった。今後とも大学と高校が各種事業や本学主催の「高大連携推進協議会」による協議等を通じて、一層の情報交換と課題の克服に努め、相互に利益を共有できるよう関係事業に取り組んでいく。

また平成 30(2018)年度から、高校生プレゼンテーションコンテストを本学を会場として緑栄祭(文化祭)の初日に開催し、「理想の共生社会をめざして」をメインテーマに、県内外の高校生が日頃の活動の成果を発表している。令和 6(2024)年度も感染症対策に努めながら、11 月 9 日(土)に開催し、13 校 15 グループの発表があった。参加した高校生の大学に対する理解及び本学についての理解を深める働きかけを行うとともに、運営には学生に司会を担当してもらい高校生との距離を縮める演出をするなど、高校同士の交流を図ることができた。発表方法や内容の水準も年々向上して目を見張るものがあり、6 組の県外からの参加など、裾野が大いに広がっている。

#### 4. 公開講座

公開講座は短期大学と協働で開催しており、地域の住民が大学教員の持つ最新の知識や技能に触れる機会となっている。大学と短大の教員によって構成される公開講座委員会が計画し、推進している。令和 6(2024)年度はオンライン及びオンデマンド講座、リバイバル配信を含めた 18 講座を実施することができ、のべ 361 名が受講した。今後は、感染症予防策を徹底した対面形式の開講と並行して、必要に応じてオンライン講座の充実に向けても取り組んでいきたい。

#### 5. 教員免許状更新講習・免許法認定講習

教員免許状更新講習は、短大と協働で開催し、幼稚園から高校までの教員が最新の教育知識や技能に触れる機会となってきた。しかしながら、教員免許状更新制は発展的解消、新制度へ移行するため、令和 4(2022)年度以降開講していない。

免許法認定講習については、千葉大学とのコンソーシアムによる幼稚園教諭一種免許法認定講習を令和元(2019)年度から開始し、令和 3(2021)年度は本学が主催校として千葉大学の協力のもとコロナ禍ではあったが対面で実施した。これについては、参加者のもとより、文部科学省から高い評価を受けることができた。令和 5(2023)年度は千葉大学が主催校として実施した。本事業は令和 5(2023)年度をもって終了となった。千葉大学とのコンソーシアムに基づく共同の地域貢献事業として、令和 5(2023)年度は千葉大学が受託した文部科学省「大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業」の連携大学となっており、今後とも各種事業で連携を継続してい

く。

#### 6. 植草共生の森・ビオトープの整備

平成 25(2013)年度から、校地に隣接し学園が所有する 2 万㎡を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け、「里山の再生」をテーマにビオトープとしての整備を進めている。生物多様性を学ぶ場として、あるいは憩いの場として、また地域住民との交流の場として活用されている。「ビオトープ祭り」には毎回多くの地域住民の参加者がある。

令和 6(2024)年度の「第 11 回ビオトープ祭り」は、感染症等の流行の状況を考慮して、食べ物の提供を「おみやげの焼き芋」と、棚田で収穫したもち米「ゆめホタル」の配付にとどめ、前年度より 100 名増やした 300 名限定で 12 月 21 日（土）に開催した。当該行事は、本学の自然林を活用した地域に開かれたものへと着実に進化している。

令和 3(2021)年度は、「植草共生の森」のビオトープにおける様々な活動を活かして、「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2021」に応募した。学園全体で組織的な協力体制を図るとともに、「植草共生の森運営部会」を中心に外部団体の協力も得ながら急ピッチで整備を進めた結果、最高賞の一つである「日本生態系協会会長賞」受賞の栄を得た。

さらに、令和 5(2023) 年度には環境省が推進する、生物多様性の損失を食い止め、令和 12(2030)年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）に基づいた「自然共生サイト」に認定され、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国際データベースに登録されることとなった。併せて、都市緑化機構主催の「緑の都市賞」においても、緑豊かな都市づくりの推進を目的に、緑を用いた環境の改善、景観の向上、地域社会の活性化等に先進的かつ意欲的に取り組み、良好な成果を挙げている団体として「第一生命財団賞」を受賞する栄に浴した。これは、将来教育を担う学生が地域の子もたちとの触れあいを通じて、相互に刺激を受けながら学びを深める姿勢などが評価されたものである。

さらに、令和 6(2024)年度は、8 月 22 日に正式に国際データベースに登録、10 月 17 日に日本自然保護協会主催の「日本自然保護大賞 2024」に入選、令和 7(2025)年 2 月 9 日には、「千葉市都市文化賞 2024」において景観まちづくり部門の「優秀賞」を受賞するなど、本学の取組が内外に高く評価されている。ビオトープに係る取組は、単に里山の自然環境保護だけでなく、学生が関わることで本学の教育活動と社会貢献をアピールするコンテンツとしての機能を果たしている。

その他、平成 28(2016)年度から、ホタルの育成環境を整備し、ヘイケボタルを放流するホタル観賞会を実施してきた。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響で中止したが、令和 5(2023)年度も、感染症等の対策を講じた上で学生の協力を得ながら実施した。その甲斐もあって、ヘイケボタルの自生が初めて観察されたが、令和 6(2024)年度も引き続き自生が確認されている。

平成 29(2017)年度には、学生が「共生の森人」というボランティア団体を立ち上げ、年間を通じて森の整備活動や森の自然体験活動を行ってきている。また、卒業生のボランティアサークルを新たに立ち上げ、活動を開始することとしている。一層地域に開かれた「共生の森」とし、社会貢献を果たしていきたい。

## 《大学と自治体との連携協定に基づく活動》

### 1. 拠点福祉避難所

令和 3(2021)年 3 月末での植草学園短期大学福祉学科地域介護福祉専攻の廃止に伴い、千葉市と平成 29(2017)年度から締結していた「拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定」の解除申し出を令和 3(2021)年 1 月 12 日に行った。

令和 3(2021)年度は、拠点福祉避難所に携わってきたレガシーとして、千葉市の防災対策課との間で、災害時の被災者への本学施設の貸出協力を行うことについて、協定を結ぶ方向で協議を重ね、令和 4(2022)年 5 月 31 日に「災害時等における施設の提供協力に関する協定書」を締結した。さらに令和 7(2025)年 3 月 27 日には千葉市との包括連携協定を締結した。

### 2. パラスポーツの展開

平成 29(2017)年度から、新たに千葉市の大学連携パラスポーツ講座として千葉市市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課と連携して車椅子バスケットボール体験講習会を実施して、学生がパラスポーツを体験する機会を設けてきた。

令和 4(2022)年度より、千葉市、千葉県障がい者スポーツ協会、千葉市スポーツ協会、千葉県障がい者スポーツ指導者協議会と連携して、知的に障害のある子ども向けの事業として本学主催による「植草学園大学におけるうんどうあそび教室」を千葉市パラスポーツ振興補助金の交付を受けて本学を会場に実施してきた。令和 6(2024)年度は、考和建商株式会社の寄付金を元に、10 月 26 日(土)、11 月 16 日(土)、12 月 7 日(土)の 4 回行った。また、リズムうんどうあそび教室も、令和 7(2025)年 1 月 25 日(土)、2 月 15 日(土)の 2 回開催した。いずれの教室についても、本学学生ボランティアが中心となって企画・運営をし、多くの学生が参加した。今後も、千葉市・千葉県及び地域住民・団体などと連携しながら、引き続きパラスポーツの普及・振興に貢献する予定である。

令和 5(2023)年度から公益財団法人日本パラスポーツ協会の初級パラスポーツ指導員資格認定校となり、教養教育科目として、初級障がい者スポーツ指導員資格を取得可能な「パラスポーツ指導概論」を開講し、パラスポーツの普及・振興の担い手となる指導者の養成を行っている。

## 《学生主体の活動》

令和 4 (2022) 年度からピアヘルパーサークルの学生が中高生の居場所カフェ「フリースペースW (わら)」を運営している。本事業は学生による自主事業である。活動資金として令和 4 (2022) 年度から令和 6 (2024) 年度迄、千葉市社会福祉協議会「地域ふくし力アップ助成金事業」の助成を毎年 10 万円受けてきた。活動場所は千葉市都賀コミュニティセンターである。活動日は毎月第 1・3 水曜日である。令和 6 (2024) 年度からは株式会社ハウス食品の研究所チーム 0930 (オクサマと読む任意のチーム) の協力を得て、育ち盛りの中高生に栄養価の高いものとスープ等の食品提供を受けている。大学生と中高生が和気藹々と簡単な調理をして一緒に喫食している。

中高生が気軽に立ち寄り、遊んだり、勉強したり、誰かと話したりできる「学校でも、家庭でもない居場所」として、地域関係団体 (千葉市若葉区社会福祉協議会等) ととも

に大学はこの活動をサポートしている。毎回、大学生・中高生ともに約十数名ずつ参加しており、参加中高生は微増中である。

## ② 地域との連携・地域への貢献の継続性・発展性

### < 高大連携事業 >

高大連携事業に係る「①高校生が本学の授業を受講する連携体験授業」については、連携校以外からの参加を一層促進することで、本学の学生募集につながるような取組に発展させていく必要がある。「②教員等による出前授業等」については、「講師プロフィール冊子」の配付範囲を教員養成系のコースを持つ高校や、本学への進学実績の多い学校を考慮するなど工夫・拡大し、一層の周知を図っていく。「③高大連携推進協議会」については、高大の相互理解をより深化させる重要な機会として、高校側のニーズを的確に捉えるとともに、本学の魅力をアピールする機会として発展させる。「④高校生プレゼンテーションコンテスト」については、「理想の共生社会をめざして」という一貫したテーマ設定により、本学の基本理念をアピールするとともに、高校側からも期待される事業として全国規模の媒体である「高校生新聞」とそのホームページに広告を打つなど全国規模の開催への発展の道へ向けて、具体的な取組の段階に入っている。

令和 5(2023)年度から新たな試みとして、学務課、入試・広報課と連携して、連携校を対象とする夏季集中講座である「科目等履修生」制度をスタートさせた。令和 6(2024)年度は足立英彦准教授による「心理学」講座(9名)、小野まどか講師による「教育学入門」講座(2名)に、2年生1名を含む11名の高校生が応募し、対面とリモートを併用した15日間にわたる講座が無事修了。全員が合格し、そのうち本学への進学を希望した3年生7名が入学することとなった。本学に入学後は2単位が正式に認定される。令和 7(2025)年度の入試から、この制度を踏まえた連携校対象の新たな入試制度である「高大連携授業体験型選抜入学試験」により3名が入学する予定となっている。

単位認定を伴うため、学務課、入試・広報課、地域連携推進室の役割分担を明確にし、円滑な運営を行って行く必要がある。

### < 公開講座 >

令和 3(2021)年度は感染症拡大予防の観点から、対面講座の他オンライン形式を取り入れたが、この形式では、他県からの受講者が目立ったこと、また公開講座をきっかけに本学の他の講習の受講につながった事例もあったことから、今後も引き続き本学の学びを全国に広めるべく、オンライン形式の充実を図っていききたい。並行してニューノーマルを意識した対面形式の拡大に向けても取組みを進めていく。

### < 教員免許状更新講習 >

教員免許状更新制は制度を発展的に解消され、令和 4(2022)年度以降は開講していない。今後については文部科学省の方針に基づき、本学が貢献できることを念頭に柔軟に検討していく。

<千葉大学教育学部とのコンソーシアム>

令和元(2019)年から千葉大学教育学部とコンソーシアムを締結し、文科省の事業である幼稚園教諭一種免許法認定講習に参加運営してきた。令和 5(2023)年度には幼稚園教諭一種免許法認定講習は最終年度となったが、同時に、令和 5(2023)年度には千葉大学が受託した文部科学省「大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業」においてコンソーシアム締結に基づき活動支援を行った。千葉大学とは今後とも各種事業で連携を継続していく。

<植草共生の森・ビオトープ>

今後も、本学の「植草共生の森運営部会」や地域の特定非営利法人「ちばサイエンスの会」、一般社団法人「グループ 2000」の支援を中心に、学園全体の取組として学生や地域住民にも働きかけ森の定期的な整備活動を続け、生物多様性や里山整備の知恵を体験できる貴重な学習の場としていく。更に、来訪者を交えた学生の教育・実習（体験思考型環境教育、ボランティア教育、セラピー教育、幼児教育、介護教育、リハビリ教育等）活動の場とすることを目指す。本学の理念である「理想の共生社会の実現」を具現化する象徴として、今後も一層その役割を果たしていきたい。今後も活動の持続可能性を担保していくには、「共生の森人」など学生の自主的な活動をいかに効果的に盛り込んでいくかが鍵となる。

<大学と自治体との連携協定に基づく活動>

地域との連携を継続性のあるものにするために、千葉市及び若葉区との連携協定を結び年 2 回双方で連絡会議（令和 2(2020)年度から 5(2023)年度は感染症等のため未実施）を開き何ができるか協議を進めている。本学の教育力・教育資産を生かした千葉市のまちづくり及びまちの魅力発信に貢献し、千葉市との共存・共栄を目指していく。

令和 6(2024)年度は、若葉区との連携の実績をより発展させ、千葉市との間に広範囲な分野で相互に人的資源等を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とした「千葉市と植草学園大学との包括的な連携に関する協定」を締結する運びとなり、令和 7(2025)年 3 月 27 日に千葉市役所において、神谷市長と中澤学長が締結書に署名した。

今後は主に、①健康づくりの促進②パラスポーツの促進③災害対応体制の強化④生物多様性の保全の 4 点について、大学の持つ教育資源を活用した様々な連携を強化していくことで合意した。

一方、令和 3(2021)年千葉市で行われたオリンピック・パラリンピックの運営に協力することや、関連種目の体験講座を学内で学生の手により開催した。オリンピック・パラリンピック後の千葉県内・千葉市内に継承されるレガシーの創出、特にインクルーシブ教育を教育の根幹とする本学においてパラスポーツの普及・振興を推進し関わり続けることで、「スポーツ共生都市・千葉市の発展」に学生が大きく関与し続けることとなる。今後も、「植草学園大学におけるうんどうあそび教室」の実施や教養教育科目としての「パラスポーツ指導概論」等の実践を通じて、地域との連携や学生の参加を強化し発展させていく方針である。

## [基準 A の自己評価]

### (1) 成果が出ている取組み, 特色ある取組み

#### < 高大連携事業 >

これまで連携校を中心に 4 つの柱で展開してきた高大連携事業は、本学の教育理念に即した特色ある取組であり着実に成果をあげている。

#### 「①高校生が本学の授業を受講する連携体験授業」

大学生と高校生が協働できる場面を提供することで、体験した高校生からのアンケート結果は非常に好評である。本学教育の広報としての役割も担っている。私学の一部では、開催日が高校の授業期間であるが公欠扱いとして参加を促すなど、協力が得られた。

#### 「②教員等による出前授業等」

単なる大学教育の広報的な要素を超えて、大学教育の本質を紹介できるコンテンツとして、高校生向けだけでなく職員、保護者等一般を対象に、高校側のニーズに即した授業を展開している。

一例としては、令和 6(2024)年度には、近隣の桜林高等学校において、生徒、保護者、教員を対象に、作業療法学を知ってもらう講演を実施し好評を得た。

#### 「③高大連携推進協議会」

例年時代のニーズに即して協議テーマを変えて協議会を実施し、23 の連携校と大学側、高校側が持つそれぞれの課題について本音の意見交換を行える場として機能してきた。この協議会の議論から、指定校の選定や「高大連携体験型選抜入学試験」の導入など、本学の入試制度にも反映させてきた。

#### 「④高校生プレゼンテーションコンテスト」

連携校だけでなく、県内外の高校生まで裾野が広がり、定着するとともに 8 回の開催の積み重ねで発表水準も飛躍的に向上してきた。

#### < 植草共生の森・ビオトープ >

里山環境の維持と生物多様性の保全のための、地域、学生、職員を巻き込んだ 10 年来の取組が、前述のとおり内外に高く評価され、様々な受賞や国際データベースへの登録等に繋がっている。

令和 5(2023)年度からヘイケボタルの自生が確認され、環境の改善が着実に進んでいる。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

#### < 高大連携事業 >

#### 「①高校生が本学の授業を受講する連携体験授業」の課題

- 参加した高校生が本学への入学に結びついているかの分析
- 連携校だけでなく、一般の高等学校の参加促進のための広報の在り方

#### 「②教員等による出前授業等」の課題

- 「講師プロフィール」等の配付拡大  
学生獲得に繋がる効果的な配付先の検討(教員養成コース設置校や医療系のコース設置校、県外への配付等)

- 高校側の要請を受け入れる側としての組織的体力の限界の見極め
- 「③高大連携推進協議会」の課題
  - 連携校の特徴の違いに即した連携の在り方の検討
    - 本学の学生獲得に繋がるよう高大相互のメリットを担保できるマッチングの在り方の検討
- 「④高校生プレゼンテーションコンテスト」の課題
  - 本学学生や一般の聴講者の参加促進
  - 発表水準の向上と参加者増に伴う予選・本選の対応の在り方
- ＜植草共生の森・ビオトープ＞の課題
  - 維持管理の在り方
    - 学園全体での維持管理の限界（一部職員の負担増）
    - 学生の主体的参加の限界

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

#### ＜高大連携事業＞

- 「①高校生が本学の授業を受講する連携体験授業」の課題の対応
  - 入試・広報課とより密接な連携をとり参加した高校生が本学への入学に結びついていくかの分析を進めていく
  - 一般の高等学校の参加促進のため、入試・広報課の学校訪問の際の情報提供など連携を進めている
- 「②教員等による出前授業等」の課題の対応
  - 「講師プロフィール」等の配付拡大
    - 学生獲得に繋がる効果的な配付先を分析し、配付範囲を決定している。
  - 本学の組織的体力の限界を踏まえて、ホームページでの紹介は簡易なものにとどめ、詳細版はターゲットを絞って配付している
- 「③高大連携推進協議会」の課題の対応
  - 連携校の特徴の違いに即した連携の在り方の検討
    - 単に要望に応えるだけでなく高大相互のメリットを担保できるよう、学校によって軽重を付けるなどマッチングの在り方を検討していく
- 「④高校生プレゼンテーションコンテスト」の課題の対応
  - 本学学生や一般の聴講者の参加促進
    - 学園祭とのコラボ企画として、本学学生が積極的に聴講出来る体制の構築を検討する
  - 発表水準の向上と参加者増に伴う予選・本選の対応の在り方
    - 認知度の向上に伴い、参加者が増えた場合の予選の在り方や団体・個人の出場を検討する
- ＜植草共生の森・ビオトープ＞の課題の対応
  - 維持管理の在り方
    - 学園全体での維持管理をうたっているものの、現状では整備等には一部の職員、一部の外部協力者が支えている状況にある

学生が主体的に森の維持管理を運営していくという理想を達成するための方策の  
在り方の検討

本学は、大学主体の地域貢献活動を積極的に進めている。また、地域の自治体や地域の学校等に更に積極的に働きかけを行うことによって、地域との連携を一層強化し活動を活発化することが可能となっていくことを実感している。これまで千葉市若葉区と本学は連携協定を結び、年2回の連絡会議を通して、有機的な関係を深めてきたが、令和3(2021)年度については、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度まで、感染症等の影響で連絡会議を開催できなかった。収束状況を踏まえながら、連絡会議の再開を視野に入れていきたい。一方、令和4(2022)年2月17日(木)には、千葉市若葉区長と本学学生による、「区長対話会」が対面で実施され、選挙への関心をいかに高めるかについて活発な意見交換がなされた。

また、令和5(2023)年度は、7月20日(木)に千葉市の担当者が来校し、本学学生10名と令和8(2026)年の「千葉開府900年に向けた意見交換」を行い、事業アイデアなどについて学生の柔軟な発想や視点を活かした積極的な意見提供を行った。令和6(2024)年度には、千葉市が主催した「令和6年度小学校模擬選挙」に協力し、本学学生が11月28日(小中台南小学校)、12月5日(千城台東小学校)、12月12日(千城台みらい小学校)に候補者役として出向き、小学生への選挙意識の喚起に貢献した。このように、多面的な連携により、地域社会の福祉向上に貢献している姿を地域に積極的に発信している。

特に令和6(2024)年度は、「千葉市と植草学園大学との包括的な連携に関する協定」を締結したことから、①健康づくりの促進②パラスポーツの促進③災害対応体制の強化④生物多様性の保全の4点について、大学の持つ教育資源を活用した様々な連携強化を具体化していくことになる。

今後も、地域にとって一層必要度の高い大学として地域に定着することを目指す。以上のことから、地域との連携・協力関係の推進には十分に応えており、総合的に見て、基準Aを満たしていると判断できる。

## V. 特記事項

### 1. ちば産学官連携プラットフォームへの参画

ちば産学官連携プラットフォームは、平成 30(2018)年に千葉市内の大学・短期大学等による計 12 校が連携協定を締結し、設立した。また、千葉市、千葉商工会議所との包括連携協定、地元金融機関、企業、NPO 法人、公益法人等と連携協定等を通じ、産学官の地域連携プラットフォームを形成し、定期的な協議と事業の協働を実施している。更に、千葉市内の高等学校との連携も図っている。

本プラットフォームの理念は、千葉市内に所在する大学・短期大学が連携するとともに、千葉市、千葉市内の産業界と連携、協働、共創することにより、千葉市内の高等教育機関の魅力を高めるとともに、地域づくりや地域経済の発展に参画することで、人々の幸せに寄り添い、共に発展していくことを目指す。

本学では令和元(2019)年度から「こども子育て支援連携ワーキンググループ」を幹事校として立ち上げ、地域におけるこども子育て支援の取組みを推進するため、ちば産学官連携プラットフォーム参画校附属の子育て支援施設（乳児から幼児までの親子の触れあいの場）間の連携を図るとともに、幼児期から学童期を通じたこどもの発達に伴う親としての成長を支えるため、令和 2(2020)年度に YouTube チャンネル「ちばこども子育てスポット」を開設し、共同講座の運営を行ってきた。令和 6(2024)年度には、ワーキンググループとして 5（本学 2）の子育て講座をアップロードし、本学の 2 講座の計では 218 回（令和 7(2025)年 3 月現在）の視聴があった。

また、生涯学習連携事業部会主催の事業として、社会人のセカンドキャリア形成支援のためのオンデマンド講座「戦略経営・事業創発マネジメントスクール2024」を2024年8月から開講し、全10講座中の1講座「起業者・経営者が留意すべきメンタルヘルスとモチベーションの管理」を、本学の発達教育学部足立英彦准教授が担当した。

さらに、例年「ちば産学官連携プラットフォーム」の生涯学習連携事業部会が主催する市民向け公開講座「ちば学リレー講座」では、各大学から講師を派遣して年間12回の講座を開講しているが、令和6(2024)年度は、本学から遠藤隆志教授が、9月21日（土）に「ちばのパラスポーツ」というテーマで参画した。

教育連携事業部会の企画による共同開発科目「ボランティア・市民活動論 B」では、全 15 回の授業の内の 1 回を、本学発達教育学部栗原ひとみ教授が、「ピア・サークルが運営する『中高生の居場所カフェ』」というテーマで担当した。

また、ちば産学官連携プラットフォームを通しての千葉市等からのボランティア募集に応じて、本学の学生が様々なイベントに協力している。令和 6(2024)年度は、6 月 7 日、8 日に千葉公園で開催した「YohaS2024」に、本学学生 27 名がボランティアとして参加した。同 6 月 15 日～23 日に開催された「大賀ハスマつり」には 19 名、11 月 21 日に開催された「ちはなちゃんのお誕生日会」には 12 名の学生がボランティア参加した。

### 2. 音楽療法士（2種）の養成

令和 2(2020)年度リハビリテーション学科設置に伴い、発達教育学部及び保健医療学

部の両学部で音楽療法士（2種）の資格を取得できるカリキュラムを開設した。

音楽療法士は、幼児から高齢者までこころやからだに援助を必要としている人を音楽療法の専門的知識や演奏技術等をもって基本的動作能力の維持向上や社会的応用能力の回復を図るものである。欧米社会では病院・社会福祉等の現場で広く普及しているが、日本では普及拡大の途上といわれており、リハビリテーション学科（作業療法学、理学療法学等）で資格取得できる大学は少ない。

本学では、国内の音楽療法のパイオニアである教授を中心に、アメリカの大学で音楽療法を指導している教員や、音楽療法活動をしている演奏家等を招聘し、音楽療法士（2種）資格取得のカリキュラムを構築した。令和6(2024)年度入学生は、両学部で30名が資格取得を目指して関係科目を受講している。また、令和6(2024)年度卒業生は、発達教育部2名、保健医療学部20名、計22名が音楽療法士（2種）の資格を取得した。

### 3. 認定絵本士の養成

約1年の準備期間を経て、本学は令和4(2022)年度千葉県4年制大学として初めてとなる認定絵本士養成講座を開設した。認定絵本士とは国立青少年教育振興機構が令和元(2019)年4月に発足した「認定絵本士養成講座」修了者に認定される資格である。それまでも県内短期大学において2年制の認定絵本士養成講座開設機関は複数校存在しているが、カリキュラムが詰まっている2年間に、認定絵本士養成講座までも入れ込む多忙さが課題に挙げられてきた。本学はその点において成長著しい青年期3年間をかけて絵本の学修が随時伴走するカリキュラムを展開した。同じ絵本でも1年次生の時に捉えたことと、3年次生で捉える視点の多様さ、深さは各段に異なるのである。今、保育職の専門性の高さは一層求められている。絵本の教材としての意義は、それらを子どもたちに手渡す保育者によって担われている。質の高い保育を実践していく将来の保育者に、絵本の専門家という自信と自己研鑽の力を携えた教育活動を現在なお継続中である。

### 4. 学生学内アルバイト

本学では、学内アルバイトの提供という形で、学生の経済的支援を行っている。

学生が協調性や社会性を身につけるとともに、大学の運営に関わっているという自覚をもってもらう目的もある。オープンキャンパススタッフ、図書館受付及び整備業務、学内清掃等、授業の空き時間を利用するなど、時間を有効に活用できるよう学生生活のサポートを行っている。経済的理由で進学を諦めることなく学んでいる学生を応援する仕組みを構築している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条（目的）に建学の主旨及びそれに基づいて大学の目的を定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	該当なし（専門職大学に係る条文のため）	1-1
第 85 条	○	学則第 6 条（学部，学科及び学生定員）に発達教育学部及び保健医療学部の設置を定めている。	1-1
第 87 条	○	学則第 13 条（修業年限）に修業年限を 4 年と定めている。	4-1
第 88 条	○	学則第 44 条（入学前の既修得単位等の認定）に他大学等の修得単位の認定について定めている。	4-1
第 88 条の 2	—	該当なし（専門職大学に係る条文のため）	4-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	4-1
第 90 条	○	学則第 19 条（入学資格）に定め，入学選抜を行っている。	3-1
第 92 条	○	学則第 10 条（職員組織）に教員の職位・役職及び事務職員を定め組織編制を行っている。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 12 条（教授会）及び「植草学園大学教授会規程」に定め開催している。	5-1
第 104 条	○	学則第 53 条（学位の授与）及び「植草学園大学学位規程」に定めている授与している。	4-1
第 105 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	4-1
第 108 条	—	該当なし（大学に短期大学を設置していない）	3-1
第 109 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び詳細を「植草学園大学点検評価規程」に定め自己点検評価書を作成している。	2-2
第 113 条	○	学則第 4 条（教育研究活動等の状況についての情報の公表）に定めており，大学 HP 等において広く公表している。	4-2
第 114 条	○	学則第 10 条（職員組織）及び「植草学園組織規程」に定め事務職員を置く。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 2 号に高等専門学校，短期大学の卒業者の編入学を定めている。	3-1
第 132 条	○	学則第 23 条（編入学）第 1 項第 3 号に専修学校の専門課程修了生の編入学を定めている。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

植草学園大学

第4条	○	<p>第1号については、学則第13条（修業年限）、第15条（学年）、第16条（学期）、第17条（休業日）で定めている。</p> <p>第2号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）で定めている。</p> <p>第3号については、学則第34条（教育課程の編成方針）、第46条（1年間の授業期間）、第47条（各授業科目の授業期間）で定めている。</p> <p>第4号については、学則第48条（成績評価基準等の明示等）、第49条（考査）、第50条（単位の認定）で定めている。</p> <p>第5号については、学則第6条（学部、学科及び学生定員）第2項及び第10条（職員組織）で定めている。</p> <p>第6号については、第18条（入学の時期）から第31条（転学）及び第51条（卒業）から第53条（学位の授与）で入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項を定めている。</p> <p>第7号については、第56条（検定料、入学金及び授業料等の額）から第61条（既納の検定料等）で定めている。</p> <p>第8号については、学則第62条（表彰）、第63条（懲戒）において定めている。</p> <p>第9号については、学則第70条（健康管理室その他の厚生施設）に定めているが、寄宿舎自体は設置していない。</p>	4-1 4-2
第24条	—	指導要録法令対象外。ただし、学籍、成績等適正に管理している。	4-2
第26条 第5項	○	学則第63条（懲戒）及び「植草学園大学学生懲戒規程」に定めている。	5-1
第28条	○	第1項第1号から第7号に示される表簿は、各所管部署において備えている。また、保存年限は学校法人植草学園文書取扱規程に定めている。	4-2
第143条	○	「植草学園大学教授会規程」第11条（代議員会等）において定めている。	5-1
第146条	○	学則第44条（入学前の既修得単位等の認定）に定めている。	4-1
第147条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	4-1
第148条	—	該当なし（特別の専門事項を教授研究する学部及び夜間において授業を行う学部を設置していない）	4-1
第149条	—	該当なし（早期卒業制度なし）	4-1
第150条	○	学則第19条（入学資格）第3号から第8号に、文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められている者について定めている。	3-1
第151条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	3-1
第152条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	3-1
第153条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	3-1

植草学園大学

第 154 条	—	該当なし（高校からの飛び級入学制度なし）	3-1
第 161 条	○	学則第 23 条（編入学）に短期大学卒業者の編入学について定めている。	3-1
第 162 条	○	個別規定されていないが、実例が生じた際は、学則第 25 条（転入学）の規定において「大学」に相当するものとして適用する。	3-1
第 163 条	○	学則第 16 条（学期）に定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	発達教育学部では、「植草学園大学インクルーシブ教育支援士及びインクルーシブ教育・保育支援士の認定等に関する要項」の定めにより、必要単位を取得した者に「インクルーシブ教育支援士、インクルーシブ教育・保育支援士（本学認定資格）」の学修証明書を交付している。	4-1
第 164 条	○	学則第 71 条（特別の課程）に定めている。	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーは、大学 HP に公開しているだけでなく、アドミッション・ポリシーは、入学試験要項に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは、『履修要項』に明示している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）及び「植草学園大学点検評価規程」に定めている。	2-2
第 172 条の 2	○	毎年 5 月 1 日現在の状況について大学 HP において公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 52 条（卒業証書の授与）に定めている。	4-1
第 178 条	○	学則第 23 条（編入学）に高等専門学校卒業者の編入学について定めている。	3-1
第 186 条	○	学則第 23 条（編入学）に専修学校専門課程修了者の編入学について定めている。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学則第 3 条（自己点検評価等）に基づく自己点検評価を毎年実施し確認するとともに、定期に認証評価を受け、その結果を公表し、教育研究水準の向上を図っている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条（目的）及び「植草学園大学発達教育学部規程」「植草学園大学保健医療学部規程」においてそれぞれ第 2 条（教育研究上の目的）で定めている。	1-1

植草学園大学

第2条の2	○	「植草学園大学入学者選抜規程」に基づき、適切な体制を整えて実施している。	3-1
第3条	○	学部は、教育研究上適当な規模内容を有し、教員の退職等の異動が生じた場合には、「人事基本方針」に基づいて、当該学科の将来の人員配置を見通した人事を進めており、法令上の必要人数を確保できるようにしている。	1-1
第4条	○	学部ごとにそれぞれ一学科設置しており、学則第6条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	1-1
第5条	—	該当なし（学科に代わる課程なし）	1-1
第6条	○	組織ごとに規程を定め、適切に運営できるよう教育研究実施組織や施設、設備等備えている。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	法令に則り、必要教員数を確保するとともに、教員の定年規程を定め、年齢が偏らないよう計画的に人事を進めている。 各種委員会を教員と事務職員とで構成し、双方の連携・協働による大学運営を進めている。大学運営に係る企画立案、大学以外の者との連携等大学運営に必要な業務を行うため大学事務局の他に学園事務局を配置し連携を図っている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	できる限り基幹教員を授業科目担当者として、基準遵守に努めている。	4-2 5-2
第9条	—	該当なし（全教員授業担当）	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	○	法令に則り、適正な教授数、教員数を確保している。	4-2 5-2
第11条	○	教授方法の改善を進めるために組織体制として、FD委員会が設置されている。FD委員会は、教員のアクティブ・ラーニングやICTを用いた教授法を先進的に実践している専任教員を講師にFD研修を開催している。授業改善の工夫を紹介し合い、情報交換を行うことで、引き続きより有効な授業方法等の改善・普及を図っていく。SDについては、年間の研修内容、研修計画を定め、職員全員参加によるSD研修を年に2回実施すると共に、管理職員は人事考課研修等の管理職研修を適宜実施している。	4-2 4-3 5-3
第12条	○	「学校法人植草学園管理職員選任規程」第2条第3項において定め、学長を選考している。	5-1
第13条	○	「植草学園大学教員選考規程」第7条（教授の資格）に基づき、適切に審査している。	4-2 5-2
第14条	○	「植草学園大学教員選考規程」第8条（准教授の資格）に基づき、適切に審査している。	4-2 5-2

植草学園大学

第 15 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 9 条（講師の資格）に基づき、適切に審査している。	4-2 5-2
第 16 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 10 条（助教の資格）に基づき、適切に審査している。	4-2 5-2
第 17 条	○	「植草学園大学教員選考規程」第 11 条（助手の資格）に基づき、適切に審査している。	4-2 5-2
第 18 条	○	学則第 6 条（学部、学科及び学生定員）に定めている。	3-1
第 19 条	○	学則第 34 条（教育課程の編成方針）及び学部ごとに定めたカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成している。	4-2
第 19 条の 2	—	該当なし（連携開設科目なし）	4-2
第 20 条	○	各学部規程の別表において示している。	4-2
第 21 条	○	設置基準を基に、学則第 45 条（単位の計算方法）及び各学部規程の第 8 条（単位の計算方法）に定めている。これによらない演習の一部及び実習については、別表の備考欄において取扱いを示している。	4-1
第 22 条	○	学則第 46 条（1 年間の授業期間）に定めている。	4-2
第 23 条	○	学則第 47 条（各授業科目の授業期間）に定めている。	4-2
第 24 条	○	授業を行う学生数は、授業を方法及び施設設備を考慮し、演習科目は 50 人以下となるよう配慮している。	4-2
第 25 条	○	学則第 36 条（授業の方法）・第 42 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）・第 43 条（大学以外の教育施設等における学修）に定めている。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	学則第 48 条（成績評価基準等の明示等）に基づき、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画、成績評価基準等について、各科目のシラバスにおいて明示し、HP 上で公開している。	4-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制なし）	4-2
第 27 条	○	学則第 49 条（考査）・第 50 条（単位の認定）に基づき、単位を授与している。	4-1
第 27 条の 2	○	学則第 40 条（履修登録単位数の上限）及び各学部規程第 7 条（履修登録単位数の上限）、各学部の「履修登録単位数の上限に関する細則」に定め、登録を認めている。	4-2
第 27 条の 3	-	該当なし（連携開設科目に係る単位の認定なし）	4-1
第 28 条	○	学則第 42 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に定め、運用している。	4-1
第 29 条	○	学則第 43 条（大学以外の教育施設等における学修）に定め、運用している。	4-1
第 30 条	○	学則第 44 条（入学前の既修得単位等の認定）に定め、運用している。	4-1
第 30 条の 2	○	学則第 42 条第 3 項（外国の大学又は短期大学に留学する場合につ	4-2

植草学園大学

		いて準用)及び学則第44条(入学前の既修得単位等の認定)に定め、運用している。	
第31条	○	学則第66条(科目等履修生)及び「植草学園大学科目等履修生規程」により、授業に支障がない限りにおいて入学並びに単位認定を行っている。	4-1 4-2
第32条	○	学則第51条(卒業)において定め、運用している。	4-1
第33条	-	該当なし(授業時間制の適用なし)	4-1
第34条	○	学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、学生が交流や休息に利用するのに適当な空地(中庭広場等にベンチ等を置き、コミュニティスペースを設置している。校舎周辺には芝生広場が2カ所あり、休憩やレクリエーションに使用されている。)、隣接して植草共生の森(ビオトープ)を整備している。	3-5
第35条	○	運動場、体育館、フットサルコート等を整備しており、主に体育の授業科目やサークルで使用している。	3-5
第36条	○	設置基準に基づいた施設を整備している。	3-5
第37条	○	設置基準に基づいて算定した校地面積を所有(参照:エビデンス集(データ編)【共通基礎】)している。	3-5
第37条の2	○	設置基準に基づいて算定した校舎面積を所有(参照:エビデンス集(データ編)【共通基礎】)している。	3-5
第38条	○	設置基準に基づいて図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報や資料を備え、整理、提供を行い、専門的職員を中心とした運営を行っている。学生が主体的に教育研究を促進できるような設備を備えている。	3-5
第39条	○	発達教育学部は教員養成を主たる目的としているが、免許取得が卒業要件ではないため附属学校は設置していない(参照:大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き(令和5年度改訂版)p346のQ.1-40)。なお、大学附属認定こども園(弁天こども園)、附属美浜幼稚園(休園中)を有している。	3-5
第39条の2	-	該当なし(薬学に関する学部学科の設置なし)	3-5
第40条	○	適宜必要な種類及び数の機械、器具等を備えている。	3-5
第40条の2	-	該当なし(教育研究を行う二以上の校地なし)	3-5
第40条の3	○	教育研究経費として予算計上し、環境整備に努めている。	3-5 5-4
第40条の4	○	学則第6条(学部、学科及び学生定員)に、本学の教育目的にふさわしい2学部2学科の名称を定めている。	1-1
第41条	-	該当なし(学部の組織の枠を越えた学位プログラムなし)	4-2
第42条	-	該当なし(専門職学科の設置なし)	1-1
第42条の2	-	該当なし(専門職学科の設置なし)	3-1

植草学園大学

第 42 条の 3	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	5-2
第 42 条の 4	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-2
第 42 条の 5	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-2 5-1
第 42 条の 6	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-2
第 42 条の 7	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-2
第 42 条の 8	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-1
第 42 条の 9	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	4-1
第 42 条の 10	-	該当なし（専門職学科の設置なし）	3-5
第 43 条	-	該当なし（共同教育課程の編成なし）	4-2
第 44 条	-	該当なし（共同教育課程の編成なし）	4-1
第 45 条	-	該当なし（共同学科の設置なし）	4-1
第 46 条	-	該当なし（共同学科の設置なし）	4-2 5-2
第 47 条	-	該当なし（共同学科の設置なし）	3-5
第 48 条	-	該当なし（共同学科の設置なし）	3-5
第 49 条	-	該当なし（共同学科の設置なし）	3-5
第 49 条の 2	-	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	4-2
第 49 条の 3	-	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	5-2
第 49 条の 4	-	該当なし（工学に関する学部の設置なし）	5-2
第 58 条	-	該当なし（外国に設けた組織の設置なし）	1-1
第 59 条	-	該当なし（大学院大学の設置なし）	3-5
第 61 条	-	該当なし（新たな大学の設置又は薬学を履修する課程の修業年限の変更に伴う段階的整備なし）	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	-		2-2 2-3
第 2 条	-		1-1
第 3 条	-		3-1
第 4 条	-		1-1
第 5 条	-		1-1
第 6 条	-		1-1
第 7 条	-		1-1 4-2 5-2

植草学園大学

第 8 条	-		3-1
第 9 条	-		4-2
第 10 条	-		4-2 5-1
第 11 条	-		4-2
第 12 条	-		4-2
第 13 条	-		4-2
第 14 条	-		4-1
第 15 条	-		4-2
第 16 条	-		4-2
第 17 条	-		4-2
第 18 条	-		3-2 4-2
第 19 条	-		4-1
第 20 条	-		4-2
第 21 条	-		4-1
第 22 条	-		4-2
第 23 条	-		4-1
第 24 条	-		4-1
第 25 条	-		4-1
第 26 条	-		4-1
第 27 条	-		4-2
第 28 条	-		4-1 4-2
第 29 条	-		4-1
第 30 条	-		4-1
第 31 条	-		3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	-		4-2 5-2
第 33 条	-		4-2 5-2
第 34 条	-		4-2 5-2

植草学園大学

第 35 条	-		5-2
第 36 条	-		4-2 4-3 5-3
第 37 条	-		5-1
第 38 条	-		4-2 5-2
第 39 条	-		4-2 5-2
第 40 条	-		4-2 5-2
第 41 条	-		4-2 5-2
第 42 条	-		4-2 5-2
第 43 条	-		3-5
第 44 条	-		3-5
第 45 条	-		3-5
第 46 条	-		3-5
第 47 条	-		3-5
第 48 条	-		3-5
第 49 条	-		3-5
第 50 条	-		3-5
第 51 条	-		3-5
第 52 条	-		3-5
第 53 条	-		3-5 5-4
第 54 条	-		1-1
第 55 条	-		4-2
第 56 条	-		4-1
第 57 条	-		4-1
第 58 条	-		4-2 5-2
第 59 条	-		3-5
第 60 条	-		3-5
第 61 条	-		3-5
第 77 条	-		1-1
第 78 条	-		3-5 4-2

植草学園大学

			5-2
--	--	--	-----

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第2条	○	学則第53条（学位の授与）に定めている。	4-1
第2条の3	－	該当なし（専門職大学が授与する学位の授与の要件のため）	4-1
第10条	○	「植草学園大学学位規程」第5条（学位に付する専攻分野の名称）に、学部ごとに授与する学位に付記する専攻分野の名称を定めている。	4-1
第10条の2	－	該当なし（共同教育課程の編成なし）	4-1
第13条	○	学則及び「植草学園大学学位規程」に定めている。なお、学則は改正があれば文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第20条			6-1
第27条			6-1
第29条			6-2
第30条			6-2
第31条			6-2
第36条			2-1 2-3 6-1 6-2
第37条			6-1 6-2
第39条			6-1 6-2 6-3
第43条			6-2
第45条			6-3
第46条			6-3
第52条			6-3
第54条			6-3
第55条			6-3
第56条			6-3
第61条			6-3

植草学園大学

第 62 条			6-3
第 66 条			6-3
第 78 条			6-3
第 80 条			6-3 6-5
第 86 条			6-5
第 99 条			1-1 2-3 6-4
第 100 条			6-2 6-3
第 103 条			6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条			6-2 6-5
第 105 条			6-3
第 106 条			6-1
第 107 条			6-1
第 108 条			6-1
第 144 条			6-5
第 145 条			6-3
第 146 条			6-2
第 148 条			1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条			6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—		1-1
第 100 条	—		1-1
第 102 条	—		3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—		3-1
第 156 条	—		3-1
第 157 条	—		3-1
第 158 条	—		3-1
第 159 条	—		3-1
第 160 条	—		3-1

大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		2-2 2-3
第 1 条の 2	—		1-1
第 1 条の 3	—		3-1
第 2 条	—		1-1
第 2 条の 2	—		1-1
第 3 条	—		1-1
第 4 条	—		1-1
第 5 条	—		1-1
第 6 条	—		1-1
第 7 条	—		1-1
第 7 条の 2	—		1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	—		1-1 4-2 5-2
第 8 条	—		3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	—		4-2 5-2

植草学園大学

第9条の3	—		4-2 4-3 5-3
第10条	—		3-1
第11条	—		4-2
第12条	—		3-2 4-2
第13条	—		3-2 4-2
第14条	—		4-2
第14条の2	—		4-1
第15条	—		3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	—		4-1
第17条	—		4-1
第19条	—		3-5
第20条	—		3-5
第21条	—		3-5
第22条	—		3-5
第22条の2	—		3-5
第22条の3	—		3-5 5-4
第22条の4	—		1-1
第23条	—		1-1
第24条	—		3-5
第25条	—		4-2
第26条	—		4-2
第27条	—		4-2 5-2
第28条	—		3-2 4-1 4-2
第29条	—		3-5
第30条	—		3-2 4-2
第30条の2	—		4-2
第31条	—		4-2

植草学園大学

第 32 条	—		4-1
第 33 条	—		4-1
第 34 条	—		3-5
第 34 条の 2	—		4-2
第 34 条の 3	—		5-2
第 42 条	—		3-3
第 43 条	—		3-4
第 45 条	—		1-1
第 46 条	—		3-5 5-2

専門職大学院設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—		2-2 2-3
第 2 条	—		1-1
第 3 条	—		4-1
第 4 条	—		4-2 5-1 5-2
第 5 条	—		4-2 5-2
第 5 条の 2	—		4-2 4-3 5-3
第 6 条	—		4-2
第 6 条の 2	—		4-2 5-1
第 6 条の 3	—		4-2
第 7 条	—		4-2
第 8 条	—		3-2 4-2
第 9 条	—		3-2 4-2
第 10 条	—		4-1
第 11 条	—		4-2
第 12 条	—		4-1
第 13 条	—		4-1

植草学園大学

第 14 条	—		4-1
第 15 条	—		4-1
第 16 条	—		4-1
第 17 条	—		1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	—		1-1 4-1 4-2
第 19 条	—		3-1
第 20 条	—		3-1
第 21 条	—		4-1
第 22 条	—		4-1
第 23 条	—		4-1
第 24 条	—		4-1
第 25 条	—		4-1
第 26 条	—		1-1 4-1 4-2
第 27 条	—		4-1
第 28 条	—		4-1
第 29 条	—		4-1
第 30 条	—		4-1
第 31 条	—		4-2
第 32 条	—		4-2
第 33 条	—		4-1
第 34 条	—		4-1
第 42 条	—		2-2 2-3

学位規則（大学院関係）「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—		4-1
第 4 条	—		4-1
第 5 条	—		4-1
第 5 条の 3	—		4-1

植草学園大学

第12条	—		4-1
------	---	--	-----

大学通信教育設置基準「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—		2-2 2-3
第2条	—		4-2
第3条	—		3-2 4-2
第4条	—		4-2
第5条	—		4-1
第6条	—		4-1
第7条	—		4-1
第8条	—		4-2 5-2
第9条	—		3-5
第10条	—		3-5
第11条	—		3-2 4-2
第13条	—		2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

### エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名, 学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校, 附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部, 学科別在籍者数 (過去 5 年間)	
【表 3-2】	研究科, 専攻別在籍者数 (過去 3 年間)	該当なし
【表 3-3】	学部, 学科別退学者数及び留年者数の推移 (過去 3 年間)	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況 (過去 3 年間)	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況 (前年度実績)	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況 (授業料免除制度) (前年度実績)	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況 (前年度実績)	
【表 3-9】	学生相談室, 保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要 (図書館除く)	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況 (前年度実績)	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級, 卒業 (修了) 要件 (単位数)	
【表 5-1】	職員数と職員構成 (正職員・嘱託・パート・派遣別, 男女別, 年齢別)	
【表 6-1】	財務情報の公表 (前年度実績)	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率 (法人全体のもの)	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率 (大学単独)	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率 (法人全体のもの)	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況 (法人全体のもの) (過去 5 年間)	

※該当しない項目がある場合は, 備考欄に「該当なし」と記載。

### エビデンス集（資料編）一覧

#### 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	・学校法人植草学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	・大学案内 UEKUSA 2025 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	大学学則, 大学院学則	
	・植草学園大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項, 入学者選抜要綱	
	・植草学園大学 入学試験要項 2025	
【資料 F-5】	学生便覧	
	・令和 6 年度『履修要項』	
【資料 F-6】	大学組織図	
	令和 6 年度学園組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	

植草学園大学

	・令和7年度(2025年度)植草学園事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	・令和6年度(2024年度)植草学園事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人植草学園中期計画 (UGPlan2024-2029)	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	・学校法人植草学園規程一覧, 植草学園大学規程一覧	
【資料 F-11】	理事, 監事, 評議員, 会計監査人の名簿(外部役員・内部役員)及び理事会, 評議員会の前年度開催状況(開催日, 開催回数, 議題一覧, 出席状況など)がわかる資料	
	・令和6年度 学校法人植草学園 理事・常任理事・監事・評議員名簿 ・令和6年度 学校法人植草学園 理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類(過去5年間), 監事監査報告書(過去5年間), 会計監査報告(過去5年間)及び財産目録(最新のもの)	
	・令和2年度~令和6年度計算書類 ・令和2年度~令和6年度監事監査結果について(報告)	
【資料 F-13】	履修要項, シラバス	
	・令和6年度履修要項, 令和6年度授業概要(シラバス)	履修要項は F-5 参照。
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと)	
	・発達教育学部: 三つのポリシー ・保健医療学部: 三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの)	
	・該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの)	
	・令和2年度認証評価受審時の指摘事項への対応	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>		
大学のウェブサイトでは使命・目的, 教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	<a href="https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/information_public_education/the-purpose-of-the-study">https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/information_public_education/the-purpose-of-the-study</a>	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	植草学園常任理事会規程	
【1-1-3】	植草学園大学将来構想検討委員会規程	
【1-1-4】	学校法人植草学園組織規程	
【1-1-5】	植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	植草学園大学学則第1条	
【1-1-b】	発達教育学部規程第2条および保健医療学部規程第2条	
【1-1-c】	『履修要項』(令和6年度)抜粋(教育の特色)	
【1-1-d】	植草学園大学 HP 発達教育学部紹介ページ ( <a href="https://www.uekusa.ac.jp/university/dev_ed">https://www.uekusa.ac.jp/university/dev_ed</a> )	
	保健医療学部紹介ページ ( <a href="https://www.uekusa.ac.jp/university/hea_medi">https://www.uekusa.ac.jp/university/hea_medi</a> )	
【1-1-e】	令和5年度第7回理事会議事要録(R6.3.29)	
【1-1-f】	学校法人植草学園中期計画 2024-2029	【資料 F-9】に同じ
【1-1-g】	令和6年度植草学園事業報告書	

【1-1-h】	R5 年度第 1 回植草学園大学将来構想検討委員会議事要旨 (R5.10.4)	
---------	--	--

## 基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	該当資料なし	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	植草学園大学の内部質保証の組織体制(本報告書 p.12 参照)	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	植草学園大学点検評価規程	
【2-1-4】	植草学園組織規程	
【2-1-5】	植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	【1-1-5】に同じ
【2-1-6】	植草学園大学・植草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	教学改革推進センター令和6年度第1回運営会議議事録(R6.9.18)・第2回運営会議議事録(R7.1.8)	
<b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	植草学園大学点検評価規程	【2-1-3】に同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和5年度大学自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和6年度大学自己点検評価委員会議事録(R6.5.17)	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	【報告】大学「令和5年度 自己点検評価書」等の公開について (R6.7.23 学内メール)	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	【1-1-5】に同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	大学・短大 FD 委員会議事録(R6.4.10)	
<b>2-3. 内部質保証の機能性</b>		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	ファカルティ・ディベロップメントに関する規程	【2-1-6に同じ】
【2-3-3】	植草学園大学教務委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-4】	学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-5】	点検評価規程	【2-1-3に同じ】
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	教学改革推進センター運営委員会議事録	【2-1-aに同じ】

植草学園大学

自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-7】	該当資料なし	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-8】	該当資料なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	令和6年度植草学園大学「学生による授業改善のための実態調査」実施概要及び結果	
【2-3-b】	長柄町教育長・福祉課長との懇談記録（R6.9.4）	
【2-3-c】	令和5年度就職先企業アンケート(発達教育学部・保健医療学部)	
【2-3-d】	IR 資料からみた大学教育課程の検証および改善について（R6.9.18 教学改革推進センター運営委員会）	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 学生の受入れ</b>		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	植草学園大学 HP 入試情報 アドミッション・ポリシー <a href="https://www.uekusa.ac.jp/entrance_exam/admission_policy">https://www.uekusa.ac.jp/entrance_exam/admission_policy</a>	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	該当資料なし	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	植草学園大学入試委員会規程	
【3-1-4】	植草学園大学入学試験実施専門委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	該当資料なし	
<b>3-2. 学修支援</b>		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	該当資料なし	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	植草学園大学教務委員会規程	【2-3-3】に同じ
【3-2-3】	植草学園大学教養教育科目履修細則	
【3-2-4】	植草学園大学発達教育学部教務委員会規程	
【3-2-5】	植草学園大学保健医療学部教務委員会規程	
【3-2-6】	植草学園大学発達教育学部合同実習委員会規程	
【3-2-7】	植草学園大学教職・公務員支援センター規程	
【3-2-8】	植草学園大学キャリア支援委員会規程	
TA, SA などに関する規則		
【3-2-9】	小学校及び特別支援教育教員採用選考学習会「教育サポートスタッフ」研修内容およびマニュアル	
オフィスアワ-を学生に周知したこと示す文書		
【3-2-10】	シラバス	【資料 F-13】に同じ
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画, 実施状況		
【3-2-11】	植草学園大学・短期大学障害等のある学生修学支援ガイドライン	
【3-2-12】	障害等のある学生支援ガイド	
退学, 休学, 留年などの実態及び原因分析, 改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-13】	植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	【1-1-5】に同じ

植草学園大学

【3-2-14】	植草学園大学大学教務委員会規程	【2-3-3】に同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	該当資料なし	
<b>3-3. キャリア支援</b>		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	令和6年度キャリア支援年間活動計画	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア支援に関する授業科目名一覧（発達教育学部・保健医療学部）	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	発達教育学部キャリア支援委員会規程	
【3-3-4】	保健医療学部キャリア支援委員会規程	
【3-3-5】	植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター運営委員会規程	【3-2-7】に同じ
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-6】	2024年度 教職・公務員支援センター 年間計画表【小・特版】	
【3-3-7】	令和6年度 公務員（保育教諭・保育士）試験対策講座計画	
【3-3-8】	令和6年度 植草学園大学保健医療学部 就職説明会の開催について	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	植草学園大学と千葉公共職業安定所との就職支援協定	
【3-3-b】	令和6年度 発達教育学部キャリア演習年間計画	
【3-3-c】	令和6年度第2回保健医療学部キャリア支援委員会報告	
<b>3-4. 学生サービス</b>		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生生活ガイド 2024年度版	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	植草学園大学学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	植草学園大学・植草学園短期大学学友会会則	
【3-4-4】	植草学園大学・植草学園短期大学サークル棟使用規程	
【3-4-5】	令和6年度サークル一覧	
奨学金に関する規則		
【3-4-6】	植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程	
【3-4-7】	学校法人植草学園植草こう特別教育資金規程	
【3-4-8】	植草学園大学・植草学園短期大学スカラシップ制度規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	令和6年度健康管理室利用状況及び感染症罹患状況	
【3-4-b】	令和6年度大学における学生心理相談の概要	
【3-4-c】	令和6年度第2回ハラスメント防止委員会議事録（R7.1.22）及び令和6年度ハラスメント防止委員会・ハラスメントアンケート集計結果	
<b>3-5. 学修環境の整備</b>		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人植草学園 防災規程	
【3-5-2】	学校法人植草学園 防災規程小倉キャンパス実施細則	
【3-5-3】	学校法人植草学園 施設・設備貸出規程	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-4】	メディアセンター・スタディコート・トライアルコートの利用（2024年度_大学_履修要項）	

## 植草学園大学

【3-5-5】	R6 新入生オリエンテーション説明資料	
図書館に関する規則		
【3-5-6】	植草学園大学・植草学園短期大学図書館規程	
【3-5-7】	植草学園大学・植草学園短期大学図書館利用細則	
【3-5-8】	植草学園大学・植草学園短期大学図書館運営委員会規程	
【3-5-9】	植草学園大学・植草学園短期大学除籍・廃棄に関する内規	
図書館利用案内		
【3-5-10】	図書館利用案内 2024	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-11】	該当資料なし	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	図書館利用状況	
【3-5-b】	図書館資料の所蔵状況	

### 基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 単位認定, 卒業認定, 修了認定</b>		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	<a href="https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy">https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy</a>	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	該当資料なし	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	履修要項（3ポリシー説明部分）	
【4-1-4】	HP <a href="https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy">https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy</a>	【4-1-1】に同じ
学位規則, 学位審査基準		
【4-1-5】	植草学園大学学則	【1-1-a】に同じ
【4-1-6】	植草学園大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-7】	植草学園大学発達教育学部規程	
【4-1-8】	植草学園大学保健医療学部規程	
【4-1-9】	植草学園大学教養教育科目履修細則	
【4-1-10】	植草学園大学保健医療学部進級基準及び学外実習履修資格に関する規程	
単位認定, 進級, 卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-11】	植草学園大学教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
【4-1-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	該当資料なし	
<b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	<a href="https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy">https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy</a>	【4-1-1】に同じ
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	植草学園大学・植草学園短期大学教学改革推進センター規程	【1-1-5】に同じ
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		

植草学園大学

【4-2-3】	履修要項（3ポリシー説明部分）	【4-1-3】に同じ
【4-2-4】	大学HP <a href="https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy">https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy</a>	【4-1-1】に同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリなど		
【4-2-5】	履修要項の各学部の該当ページ	
履修に関する規則		
【4-2-6】	植草学園大学発達教育学部履修登録内規及び植草学園大学保健医療学部履修登録内規	
【4-2-7】	植草学園大学発達教育学部規程	【4-1-7】に同じ
【4-2-8】	植草学園大学保健医療学部規程	【4-1-8】に同じ
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-9】	植草学園大学発達教育学部教務委員会規程	
【4-2-10】	植草学園大学保健医療学部教務委員会規程	
【4-2-11】	植草学園大学教養教育運営委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-12】	令和7年度シラバス(授業概要)の作成について	
【4-2-13】	令和7年度シラバス作成要領	
【4-2-14】	R7ポリシー一覧及び各学部ポリシー対応表	
【4-2-15】	成績評価ガイドライン 2022	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-16】	植草学園大学教養教育運営委員会規程	【4-2-11】に同じ
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-○】	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	該当資料なし	
<b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	ディプロマ・ポリシーを示す大学HP URL <a href="https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy">https://www.uekusa.ac.jp/page-101009/policy</a>	【4-1-1】に同じ
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	履修要項のディプロマ・ポリシーの該当部分	【4-1-3】に同じ
【4-3-3】	シラバス	【資料F-13】に同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-4】	履修要項のアセスメント・ポリシーの該当部分	【4-1-3】に同じ
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-5】	植草学園大学教務委員会規程	【2-3-3】に同じ
【4-3-6】	植草学園大学教学改革推進センター運営委員会規程	【1-1-5】に同じ
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-7】	令和6年度学修時間等調査結果	
【4-3-8】	IR資料からみた大学教育課程の検証および改善について (R6.9.18 教学改革推進センター運営委員会)	【2-3-d】に同じ
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-9】	令和6年度第9回大学教務委員会議事録(R7.2.12)	
【4-3-10】	令和6年度第1回教学改革推進センター運営委員会議事要旨 (R6.9.18)	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	令和5年度卒業生就職先企業アンケート(発達教育学部・保健医療学部)	【2-3-c】に同じ

【4-3-b】	令和5年度卒業生アンケート(発達教育学部・保健医療学部)	
---------	------------------------------	--

## 基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	大学の意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	植草学園大学運営協議会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学校法人植草学園組織規程	【1-1-4】に同じ
【5-1-4】	植草学園大学運営協議会規程	【5-1-2】に同じ
【5-1-5】	植草学園大学教授会規程	【4-1-11】に同じ
教授会に関する規則		
【5-1-6】	植草学園大学教授会規程	【4-1-11】に同じ
【5-1-7】	植草学園大学教授会規程 細則	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-8】	令和6年度教授会開催日時・議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-9】	植草学園大学学則	【F-3】に同じ
【5-1-10】	植草学園大学学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-11】	植草学園組織図(R6.4.1)	
事務分掌に関する規則		
【5-1-12】	学校法人植草学園 組織規程	【1-1-4】に同じ
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】	学校法人植草学園 事務職員人事考課規程	
【5-1-14】	植草学園中期人事基本方針 2024-2029	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
【5-1-○】	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
【5-1-○】	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	該当資料なし	
<b>5-2. 教員の配置</b>		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	植草学園中期人事基本方針 2024-2029	【5-1-14】に同じ
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-2】	植草学園大学教員選考規程	
【5-2-3】	植草学園大学教員資格審査内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	植草学園大学教員活動評価実施要項	
<b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b>		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	令和6年度FD研修案	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	令和6年度第1回FD研修及び理解度チェック結果	

植草学園大学

【5-3-3】	令和6年度第2回FD研修及びアンケート結果	
【5-3-4】	令和6年度第3回FD研修及びアンケート結果	
SDの方針・計画		
【5-3-5】	令和6年度第1回・第2回職員研修会議議事録	
【5-3-6】	令和6年度第1回・第2回職員研修実施要領	
SDの実施報告書		
【5-3-7】	第1回職員研修結果報告・第2回職員研修結果報告	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	該当資料なし	
<b>5-4. 研究支援</b>		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	該当資料なし	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	該当資料なし	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	植草学園大学研究倫理審査実施細則	
【5-4-4】	研究倫理審査の手引・記載要領	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-5】	該当資料なし	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-6】	令和6年度第7回研究委員会会議録(R6. 11. 21)	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
【5-4-7】	該当資料なし	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-8】	令和6年度第4回研究委員会会議録(R6. 7. 24)	
【5-4-9】	20240716_令和7(2025)年度科学研究費助成事業－科研費－(基盤研究(A・B・C), 挑戦的研究, 若手研究)の公募について(通知)	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-10】	令和6年度科学研究費助成授業採択者名簿	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	該当資料なし	

**基準 6. 経営・管理と財務**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人植草学園コンプライアンス推進規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	学校法人植草学園情報公開・情報提供規程	
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL		
【6-1-3】	<a href="https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/information_public_education">https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/information_public_education</a>	
私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL		
【6-1-4】	<a href="https://www.uekusa.ac.jp/introduction/edu_info">https://www.uekusa.ac.jp/introduction/edu_info</a>	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-5】	該当資料なし	
内部統制に関する規則		

植草学園大学

【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-7】	学校法人植草学園ハラスメント防止規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-8】	学校法人植草学園個人情報保護規程	
【6-1-9】	学校法人植草学園個人情報保護方針	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-10】	学校法人植草学園危機管理規程	
【6-1-11】	学校法人植草学園大地震対応基本指針	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-12】	新型コロナウイルス感染症学内対応マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	該当資料なし	
<b>6-2. 理事会の機能</b>		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	該当資料なし	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	予算 R5 年度第 7 回理事会 (R6.3.29)	
【6-2-3】	決算 R6 年度第 2 回理事会 (R6.5.21)	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	該当資料なし	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	R5 年度第 6 回理事会 (R6.2.22)	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	R5 年度第 7 回理事会 (R6.3.29)	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-7】	該当資料なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	該当資料なし	
<b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b>		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	R5 年度第 6 回理事会 (R6.2.22)	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	R5 年度第 7 回理事会 (R6.3.29)	【1-1-e に同じ】
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	予算 R5 年度第 4 回評議員会 (R6.3.28)	
【6-3-4】	決算 R6 年度第 1 回評議員会 (R6.5.23)	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	学校法人植草学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-6】	監事監査計画書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	該当資料なし	
<b>6-4. 財務基盤と収支</b>		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和 6 年度学校法人植草学園予算編成方針	
財務計画書		
【6-4-2】	学校法人植草学園経営改善計画	

植草学園大学

外部資金導入の実績		
【6-4-3】	該当資料なし	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人資産運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	該当資料なし	
<b>6-5. 会計</b>		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人植草学園経理規程	
【6-5-2】	学校法人植草学園物品管理規程	
【6-5-3】	学校法人植草学園固定資産管理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-4】	該当資料なし	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-5】	該当資料なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	該当資料なし	

**基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策</b>		
【A-1-1】	該当資料なし	
<b>A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性・継続性</b>		
【A-2-1】	植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター利用案内	
【A-2-2】	植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター利用状況	
【A-2-3】	大学HP特別支援教育研究センター <a href="https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/sne_research_center-2">https://www.uekusa.ac.jp/education_research-2/sne_research_center-2</a>	
【A-2-4】	特別支援教育センター・ニュースレターvol.12	
【A-2-5】	令和6年度高大連携事業計画	
【A-2-6】	令和6年度高校生プレゼンテーションコンテスト実施要領	
【A-2-7】	2024年度連携校科目等履修生制度実施要項	
【A-2-8】	2024年度公開講座利用状況	
【A-2-9】	認定講習受講者数推移（2019-2024）	
【A-2-10】	植草共生の森概要（学園広報誌『U-heart』より抜粋）	
【A-2-11】	植草共生の森パンフレット	
【A-2-12】	第11回ビオトープ祭り実施要領	
【A-2-13】	「日本生態系協会会長賞受賞」発表大会概要（R4.1.23）	
【A-2-14】	「自然共生サイト」認定及び「第一生命財団賞」受賞概要（R5.10月）	
【A-2-15】	「自然共生サイト」国際データベース登録（R6.8.22）	
【A-2-16】	日本自然保護大賞2024 入選（R7.2.9）	
【A-2-17】	千葉県都市文化賞2024 優秀賞受賞（R7.2.9）	
【A-2-18】	拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定	
【A-2-19】	拠点福祉避難所の開設及び運営に関する協定解除	
【A-2-20】	「災害時における施設の提供協力に関する協定書」	

## 植草学園大学

【A-2-21】	令和2年度加曽利貝塚事業報告書	
【A-2-22】	令和6年度連携校科目等履修生制度実施要項	
【A-2-23】	2024 植草学園大学におけるうんどうあそび教室	
【A-2-24】	「高等学校と植草学園大学との高大連携協定合同締結式」 (R7.3.26)及び連携協定書(千葉学芸, 茂原北陵, 千葉県安房西)	
【A-2-25】	「千葉市と植草学園大学との包括的な連携に関する協定」 (R7.3.27)及び連携協定書	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。